

平成27年2月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書 (平成27年度当初予算等関係)

生活環境部

* 各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

* トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成27年2月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成27年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総 括 表)	1
		環境立県推進課	2
		水・大気環境課	19
		衛生環境研究所	36
		循環型社会推進課	39
		緑豊かな自然課	45
		砂丘事務所	59
		くらしの安心推進課	62
		消費生活センター	78
		住まいまちづくり課	81
		東部生活環境事務所	103
		西部総合事務所地域振興局	104
		西部総合事務所生活環境局	105
	2 歳入歳出事項別明細書		106
	3 節の明細		114
	4 継続費に関する調書	水・大気環境課	119
	5 債務負担行為に関する調書	環境立県推進課 他	120

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第6号	平成27年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算		
	1 歳入予算事項別明細書	水・大気環境課	127
	2 予算説明資料	〃	128
	3 歳入歳出事項別明細書	〃	131
	4 節の明細	〃	133
	5 債務負担行為に関する調書	〃	134
	6 給与費明細書	〃	136
7 地方債に関する調書	〃	145	

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第43号	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正について	砂丘事務所	146
議案第44号	鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について	くらしの安心推進課	151
議案第45号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	住まいまちづくり課	156
議案第48号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について(長期優良住宅)	住まいまちづくり課	158
議案第57号	財産を無償で譲渡すること(県営住宅北山団地及び八東第2団地)について	住まいまちづくり課	161

議案説明資料総括表

生活環境部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,478,961	2,519,405	△40,444	106,619		163,972	2,208,370	
水・大気環境課	1,110,406	700,701	409,705	752,935		6,019	351,452	
衛生環境研究所	161,457	153,044	8,413	1,716		154	159,587	
循環型社会推進課	163,858	218,297	△54,439	24		5,285	158,549	
緑豊かな自然課	1,061,296	1,178,330	△117,034	81,364		32,206	947,726	
砂丘事務所	35,347	38,434	△3,087			47	35,300	
くらしの安心推進課	205,745	161,287	44,458	10,437		44,753	150,555	
消費生活センター	70,229	112,143	△41,914	21,964		82	48,183	
住まいまちづくり課	3,052,298	2,878,626	173,672	869,286	(844,400) 872,000	704,055	606,957	
東部生活環境事務所	1,429	1,419	10	714			715	
西部総合事務所 地域振興局	422	15,203	△14,781				422	
西部総合事務所 生活環境局	42,351	41,537	814	1,500		2,161	38,690	
合計	8,383,799	8,018,426	365,373	1,846,559	(844,400) 872,000	958,734	4,706,506	5,550,906
(特別会計)				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
[天神川流域下水道事業]					(19,824)			県負担額
水・大気環境課	1,035,595	1,609,206	△573,611	143,350	59,000	822,831	10,414	30,238

説明

(主な事業)

- ・とっとり住まいる支援事業
- ・バリアフリー環境整備促進事業
- ・島根原子力発電所に係る平常時モニタリング事業
- ・犯罪被害者等相談・支援事業
- ・地域の防犯力向上推進事業
- ・(新)食の安全・安心HACCP(ハサップ)推進事業
- ・空き家対策支援事業
- ・地域エネルギー資源活用支援事業
- ・日本海沖メタンハイドレート調査促進事業
- ・次世代自動車普及促進事業
- ・エネルギーシフト加速化事業
- ・鳥取県バイシクルタウン構想実現化プロジェクト
- ・湖山池の水質浄化対策推進事業
- ・中海の水質浄化及びラムサール条約登録10周年記念普及・啓発事業
- ・Let's4R実践拡大事業
- ・ととりの豊かな自然と山の魅力発信事業
- ・山陰海岸世界ジオパークネットワーク推進事業
- ・地域で進めるととりの緑創造事業
- ・鳥取緑化推進事業

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。
総負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算したものである。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7879）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
地域エネルギー資源活用支援事業	72,290	23,834	48,456	20,000			52,290																			
トータルコスト	80,055千円（前年度 33,121千円）〔正職員：1.0人〕																									
主な業務内容	制度設計・周知説明、申請書の審査・補助金の支払い、業務委託契約・管理																									
工程表の政策目標（指標）	—																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>再生可能エネルギーの導入を加速するため、電気利用に比べて取り組みが遅れている熱利用（木質バイオマス、地中熱、温泉熱等）を促進する。</p> <p>2 主な業務内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木質バイオマス熱利用推進事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 内 容：木質バイオマスへの燃料転換・熱利用を図るため、木質バイオマス熱利用施設（ボイラー等）の導入に対して支援する。 実施主体：企業等（事業用に限る） 補助率等：100千円/kW（上限 50,000千円） 財 源：県費 </td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>地中熱利用推進事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 内 容：大山駐車場における地中熱を利用した融雪システム導入に係る基本設計・事業可能性調査（委託）を行う。 実施主体：県 財 源：国 10,000千円（環境省補助 10/10※） 県 2,000千円 ※地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業 </td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>温泉熱利用推進事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 内 容：温泉熱の多段階利用の可能性がある地域において、源泉の湧出量、熱量、成分等をモニタリング調査し（委託）、事業可能性調査等の基礎データとする。 実施主体：県 財 源：国 10,000千円（環境省補助 10/10※） ※地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業 </td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>標準事務費</td> <td></td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>72,290</td> </tr> </tbody> </table>									事業名	内 容	金額(千円)	木質バイオマス熱利用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 内 容：木質バイオマスへの燃料転換・熱利用を図るため、木質バイオマス熱利用施設（ボイラー等）の導入に対して支援する。 実施主体：企業等（事業用に限る） 補助率等：100千円/kW（上限 50,000千円） 財 源：県費 	50,000	地中熱利用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 内 容：大山駐車場における地中熱を利用した融雪システム導入に係る基本設計・事業可能性調査（委託）を行う。 実施主体：県 財 源：国 10,000千円（環境省補助 10/10※） 県 2,000千円 ※地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業 	12,000	温泉熱利用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 内 容：温泉熱の多段階利用の可能性がある地域において、源泉の湧出量、熱量、成分等をモニタリング調査し（委託）、事業可能性調査等の基礎データとする。 実施主体：県 財 源：国 10,000千円（環境省補助 10/10※） ※地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業 	10,000	標準事務費		290	合計		72,290
事業名	内 容	金額(千円)																								
木質バイオマス熱利用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 内 容：木質バイオマスへの燃料転換・熱利用を図るため、木質バイオマス熱利用施設（ボイラー等）の導入に対して支援する。 実施主体：企業等（事業用に限る） 補助率等：100千円/kW（上限 50,000千円） 財 源：県費 	50,000																								
地中熱利用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 内 容：大山駐車場における地中熱を利用した融雪システム導入に係る基本設計・事業可能性調査（委託）を行う。 実施主体：県 財 源：国 10,000千円（環境省補助 10/10※） 県 2,000千円 ※地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業 	12,000																								
温泉熱利用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 内 容：温泉熱の多段階利用の可能性がある地域において、源泉の湧出量、熱量、成分等をモニタリング調査し（委託）、事業可能性調査等の基礎データとする。 実施主体：県 財 源：国 10,000千円（環境省補助 10/10※） ※地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業 	10,000																								
標準事務費		290																								
合計		72,290																								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 木質バイオマス</p> <p>平成26年度に木質バイオマス熱利用アドバイザー派遣事業により、木質バイオマスへの燃料転換を図るため、既存の石油系ボイラー等施設のエネルギー診断とバイオマスボイラーの導入助言や事業可能性調査を希望する事業所に専門家を派遣した。</p> <p>(2) 地中熱</p> <p>平成25年度（平成24年度2月補正予算）に、県立農業大学校に農業用の地中熱ヒートポンプを設置し実証しており、今後、広範な分野での普及を図るため、利用者が多い施設での導入とPRが必要である。</p> <p>(3) 温泉熱</p> <p>平成26年度は、皆生温泉における温泉熱利用の事業可能性調査を実施しているほか、東郷温泉における温泉熱発電施設導入に対して支援した。発電が可能な東郷温泉や皆生温泉以外では、熱利用が有効であることから、熱利用の可能性について基礎調査が必要である。</p>																										

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課(内線:7895)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本海沖メタンハイドレート調査促進事業	8,418	2,262	6,156				8,418	
トータルコスト	18,513千円 (前年度10,001千円) [正職員:1.3人]							
主な業務内容	講演会等開催、大学院寄附講座開設、環境調査							
工程表の政策目標(指標)	エネルギー資源多様化促進の取組							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県沖において表層型メタンハイドレートの資源調査が進むなか、地元での海洋資源や海洋利用に対する理解を図り、将来の開発による利益が地元還元する仕組みを構築するために、調査や開発を担う人材の育成、普及啓発や漁業従事者との調整、環境アセスメントに資するデータの整理など先進的に取り組む。								
2 業務内容								
事業名	内 容						金額(千円)	
フォーラム開催	有識者の基調講演とパネルディスカッションにより、メタンハイドレートと県の将来像や地域への波及効果について意見を交わすことで、地元の気運を高め、本県の先進的な取組を全国へ情報発信する。						1,046	
普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆学生・一般向け普及啓発 地元大学の学生に向けた、メタンハイドレート資源やエネルギー等を解説する講座の開催 ◆将来の人材育成に繋げる普及啓発 中高生向けの実験教室の開催 ◆地元の理解促進を図る普及啓発 地元漁業者等への海洋利用理解を図るための勉強会の開催 						669	
技術開発促進・人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆人材育成寄附講座準備 メタンハイドレート関連技術者を育成するための寄附講座を平成28年度鳥取大学大学院に開設することに向けて、準備を行う。 ○研究・施設整備などの準備費【750千円】 ○寄附講座開設【4,950千円:債務負担設定済み】 人件費と開設に必要な最低限の費用について県が負担する。 						5,700	
基礎調査促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境影響評価の基礎的調査の実施 水産試験場が行っている定点観測の活用と、有用と考えられる観測点の追加観測による海洋環境情報の収集・分析・評価検討を行う。 						820	
海洋エネルギー資源開発促進	メタンハイドレート等の海洋エネルギー資源を日本海沿岸の10府県が連携して調査等を行う「海洋エネルギー資源開発促進日本海連合」の負担金						100	
標準事務費							83	
合計							8,418	

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 普及啓発事業

平成26年度は一般や大学生、中高校生に向けた普及啓発でメタンハイドレート等海洋資源に対する気運を高められた。今後はより対象を絞った啓発活動に取組み、地元の理解促進を図るとともに、フォーラム開催で先進的な取組を全国へ情報発信したい。

(2) 技術開発促進・人材育成事業

平成28年度開設予定の寄附講座のカリキュラムについて検討した。その成果を踏まえて実際の講座の準備や学生の募集を行う。

(3) 基礎調査促進事業

現在水産試験場が行っている海洋環境の観測が、将来の環境影響評価に資するか検討した。今後、有用と考えられる観測点で定点観測を実施し、情報収集と分析をもとに、より深い検討を行う。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7875)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
次世代自動車普及促進事業	債務負担行為 39,415 19,840	37,978	債務負担行為 39,415 △18,138				債務負担行為 39,415 19,840	
トータルコスト	26,829千円 (前年度52,682千円) [正職員: 0.9人]							
主な業務内容	イベント調整・運營業務、委託先への発注業務、契約業務など							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

EV・PHV(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)の普及に向けて、平成25年に「鳥取県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定し、主要観光施設等への整備を促進する。平成26年度内に、「第2期鳥取県EV・PHVタウン構想」を策定予定であり、次世代型エコツーリズムの創造とライフスタイルの転換を目指して、ドライブ観光誘客にも資するエコドライブツアープロジェクトや次世代自動車を公用車として率先導入する。

2 主な事業内容

(1) EVエコドライブツアープロジェクト (5,727千円)

<蒜山大山EV・PHVエコドライブ・グランプリ>

蒜山大山を舞台に周回コースを参加者が電費競争をしながら観光地をめぐり、両県の充電インフラ環境のPRとドライブ観光誘客を促進する。

【実施主体】鳥取・岡山EV・PHV普及連携プロジェクト実行委員会

【参加者】県内外のEV・PHVユーザー20組及び初心者20組

<女子旅モニターツアープロジェクト>

JKB(女子カート部)が関西から本県の観光地を巡るEVドライブモニターツアーの模様を関西地域の自動車学校で配信し、充電インフラの充実のPRとともに、ドライブ観光誘客にもつなげる。

【ツアールート】関西から ①山陰海岸ジオパーク ②梨の花温泉郷 ③大山周遊 の3ルート

(2) 充電ステーション情報発信事業 (2,872千円)

充電ステーションの位置やEV・PHVの充電方法等の情報に観光地情報を加えて、スマートフォンで閲覧できる多言語対応のシステムを開発する。

(3) ドライビングスクールイベント開催事業 (1,925千円)

県内の自動車学校でEV・PHV試乗会と本県の充電インフラ環境や観光スポットをPRする。

(4) EV・PHV公用車の率先導入 (8,236千円)

EV・PHVの県民周知を図るため災害対応可能なPHVやEV、超小型モビリティを公用車として率先導入する。

【配備数】PHV2台、EV3台、超小型モビリティ5台

(5) 標準事務費 (1,080千円)

3 これまでの取組状況、改善点

(1) EV・PHVフェスティバルin鳥取

平成26年10月11日(土)、12日(日)にシンポジウムとコンセプトカー等の展示や試乗会等を開催した。

【来場者数】約3,000名 【試乗組数】121組 【会場】とりぎん文化会館

(2) 中国横断EVエコドライブ・グランプリ

鳥取・岡山両県の連携による第1回目の電費競争等のイベントを平成26年10月12日(日)に開催した。

【参加組数】40組(参加者数:約100名)

【コース】①鳥取県庁発→倉敷アイビースクエア着 ②倉敷アイビースクエア発→鳥取県庁着

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7876）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境保全行政費	4,536	4,229	307				4,536	
トータルコスト	13,078千円（前年度 12,742千円）[正職員：1.1人]							
主な業務内容	鳥取県環境審議会の開催、環境白書等情報提供、表彰、職員研修							
工程表の政策目標(指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 環境の保全及び快適な環境の創造を目指し、鳥取県環境審議会等の運営、鳥取県の環境に関する情報発信、県知事表彰等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 鳥取県環境審議会の運営 ○ 鳥取県環境審議会は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」の規定に基づき、県の環境の保全及び創造に関する重要な事項等を調査審議するために設置された知事の附属機関である。 ○ 環境に関する各種計画など知事の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。</p> <p>(2) 鳥取県公害紛争調停委員会等の運営 ○ 公害紛争調停委員会等は、公害に係る民事上の紛争が生じた場合に、公害紛争処理法の規定に基づき、調停、あっせん、仲裁という方法により、迅速かつ適切に問題の解決を図る機関である。 ○ 平成24年の調停案件を、引き続き委員会にて紛争の解決に当たる。</p> <p>(3) 鳥取県環境白書の発行 ○ 鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」の規定に基づき、鳥取県の環境の状況、前年度に講じた施策及び今年度に講じようとする施策等を明らかにするもので、昭和47年の「鳥取県の自然と生活環境」の発行以来、毎年作成している。</p> <p>(4) 環境立県推進功労者の表彰 ○ 県内において環境保全のための実践活動、技術の開発・普及、教育啓発活動等を行い、環境立県の推進に顕著な功績のあった個人又は団体を称えるため、「鳥取県環境立県推進功労者知事表彰制度」を設けている。 ○ 表彰の対象 ・環境保全のための実践活動や技術等の開発・普及及び情報発信・教育啓発に関する功績 ・廃棄物の適正処理や4つのR（廃棄物のリフューズ（断る）、リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進に関する功績</p> <p>(5) 職員研修の開催 ○ 環境保全担当者研修 ○ 部内関係職員研修 など</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7876)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境影響評価推進費	2,012	1,884	128				2,012	
トータルコスト	8,224千円 (前年度8,075千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	環境影響評価案件の審査、環境影響評価審査会の開催							
工程表の政策目標(指標)	環境分野における国内外との連携及び環境影響評価の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施主体が行う「環境影響評価」に対し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言を行う。

2 主な事業内容

鳥取県環境影響評価審査会を開催する。

○配慮書、方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書等に対する知事意見について専門家の意見を聴取

○技術指針(環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針)の策定、改定をする際に専門家の意見を聴取

審査会委員の構成

委員: 12名(大気・水質・土壌、動植物、景観、公衆衛生等の各専門家)

特別委員: 1名(燃焼機関の専門家。調査審議中の案件に関する委員)

3 これまでの取組状況、改善点

・鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)に係る施設の処理方式等の詳細が未決定な状況であり、今後、詳細決定後の評価書との比較検証結果に対し、審査会の意見を聞くなど厳正に審査する予定である。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7876）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
北東アジア環境保護機関実務者協議会参加事業	3,187	3,475	△288				3,187	
トータルコスト	6,293千円（前年度6,571千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	国際会議への参加、情報交換							
工程表の政策目標(指標)	環境分野における国内外との連携及び環境影響評価の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成19年10月に本県で開催した「北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」において採択された「環境交流宣言」の合意事項の実現に向けて、環境分野における各地域との情報交換の推進及び連携した取組の検討のため、関連会議等に参加し、各地域との交流を図る。

2 主な事業内容

区 分	内 容
環境保護機関実務者協議会 (10月に韓国江原道で開催予定)	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の環境問題の現状と取組状況等に関する主題発表（テーマ未定） 主題発表の内容及びその他の環境施策等に関し、各地域と情報交換及び意見交換
国際環境フォーラム (ロシア沿海地方で開催予定)	<ul style="list-style-type: none"> 内容未定

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7205）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり環境イニシアティブ推進事業	1,563	23,488	△21,925				1,563	
トータルコスト	3,116千円（前年度25,036千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	会議運営							
工程表の政策目標（指標）	NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」の取組を継続するため、施策の進捗評価を行うほか、次期鳥取県環境基本計画実行計画を作成する。

2 主な事業内容

(1) 次期鳥取県環境基本計画実行計画検討会・進捗評価会（959千円）

- ・現計画の実績を踏まえ、次期鳥取県環境基本計画実行計画を作成する。
※現計画：とっとり環境イニシアティブプラン（計画期間：平成23～26年度）
- ・計画内容の検討や作成後に進捗評価を行う会議を開催する。

(2) 環境活動実践団体との情報交換会の実施（604千円）

- ・NPO法人等環境活動実践団体の取組の情報交換、先進事例発表を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

地域の実情に応じた「とっとり環境イニシアティブ」の推進に向けて新たな事業等に取り組む市町村に対して交付金を交付し、市町村と連携した取組を推進している。

- ・平成24年度：18,839千円（7市町村）
- ・平成25年度：14,839千円（7市町村）
- ・平成26年度：11,904千円（6市町村）

なお、とっとり環境イニシアティブプランの計画期間の終期到来に伴い、同交付金は終了とする。同プランの評価結果等を踏まえ、平成27年度に次期計画を策定することとしており、次期計画の達成に必要な市町村支援等について、今後検討を行う。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7205)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境教育推進事業	9,449	8,271	1,178			(財産収入) 3,712	5,737	
トータルコスト	13,332千円 (前年度11,367千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金事務、制度周知・普及啓発							
工程表の政策目標(指標)	すべての主体が連携・協働して環境教育・学習を促進し、環境問題解決に向けて自ら考え行動する人を育てます。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子や変化に気づき、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人を育てる。

2 主な事業内容

(1) こどもエコクラブ活動支援事業

ア こどもエコクラブ活動支援補助金 (2,420千円)

こどもエコクラブの普及と活動支援のため、こどもエコクラブの活動経費に対する市町村の補助事業(メンバー及びサポーター1人当たり700円を上限)に助成する。

- ・補助対象経費: 講師謝金・旅費、原材料費等
- ・補助率: 1/2

イ こどもエコクラブ交流会 (1,218千円)

こどもエコクラブのメンバーやサポーター同士の交流を行い、お互いの活動を知り、連携を深める環境教育の一層の充実を図るため、交流会を開催する。

(2) ちびっ子エコスタート (798千円)

保育所、幼稚園が実施する環境学習研修会等に講師を派遣するなど、保育所等での環境教育の取組を支援する。

(3) エコ活ノート出前教室 (1,551千円)

家庭で取り組んでほしい環境配慮活動(エコ活)をまとめた「エコ活ノート」を教材にして、夏休み(又は冬休み)前後に小学校に講師を派遣して出前授業を実施する。

(4) エコアイデアコンテスト (3,307千円)

県内全小学生を対象に、夏休み期間中に廃物を利用した工作(エコ工作)やエコバッグイラストを公募するエコアイデアコンテストを実施し、環境意識の醸成を図る。

(5) 環境教育等行動計画推進事業(とっとり環境教育・学習アドバイザー派遣制度の拡充) (155千円)

平成26年度策定した鳥取県環境教育等行動計画に基づき、各主体・各段階に応じた環境教育を一層推進するため、公民館等が開催する環境学習会へ講師を派遣する。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7874）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境実践推進事業	13,184	16,171	△2,987				13,184	
トータルコスト	22,502千円（前年度 36,292千円）[正職員：1.2人]							
主な業務内容	普及啓発、委託業務、審査登録、他団体との調整等							
工程表の政策目標（指標）	NPOや地域・企業等が一体となり、県民運動として環境配慮活動をすすめ、エネルギー使用量の削減を推進することで持続可能な社会を目指す。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

家庭、地域、企業、NPOなど全ての主体が、連携・協働により県民運動的に環境配慮活動を実施するため、地球温暖化防止活動や環境管理システムの普及啓発を行う。

2 主な事業内容

(1) 地球温暖化防止活動等推進事業（8,023千円）

鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（※）に以下の業務を委託し、地球温暖化防止活動を推進する。

- ・地域で環境活動を推進する人材（地球温暖化防止活動推進員）の育成・支援
 - ・地球温暖化防止活動・実践方法の情報発信・普及啓発
 - ・各家庭に合わせた省エネ提案・アドバイスをを行う家庭の省エネ診断の実施
 - ・地域等における環境学習会への講師（とっとり環境教育・学習アドバイザー）派遣の調整
- ※鳥取県地球温暖化防止活動推進センターとは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき鳥取県知事が指定した、地球温暖化防止活動の促進を図る機関。

(2) 鳥取県版環境管理システム（TEAS）普及事業（2,764千円）

事業所・家庭における環境配慮活動を推進するため、TEASの審査登録及び維持支援を行う。

- ・TEASに取り組む学校等にとっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣
- ・県立高校及び県有施設（指定管理者を除く。）のTEASⅡ種の審査委託
- ・電子環境家計簿「わが家のエコ録」システムを活用したTEASⅢ種の普及啓発等

(3) 省エネ・節電推進事業（640千円）

家庭での省エネ・節電行動を促すために、ライトダウンイベントや電気使用量の削減達成者に景品を進呈するキャンペーン等の普及啓発イベントを開催する。

(4) 環境配慮行動促進事業（270千円）

とっとりCO2ダイエット作戦や関西スタイルエコポイント事業（関西広域連合事業）を実施する。

(5) 標準事務費（1,487千円）

3 これまでの取組状況、改善点

○TEASの認定状況

とっとり環境イニシアティブプランで定める目標件数を達成した。

	現状（H27.1月）	プラン目標（H26年度末）
TEAS認定数	1,300件	1,064件

○省エネ・節電の啓発イベントの開催

「県庁ライトダウン セタミニコンサート」として、不要な電灯の消灯など地球温暖化防止対策の実践を普及啓発するイベントを平成21年から継続開催している。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7879)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
電源立地地域整備費	73,104	73,626	△522	73,104				
トータルコスト	73,881千円 (前年度74,400千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	申請内容の審査、交付金の支払、市町・文部科学省との協議・調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

発電施設等の立地地域の活性化を図るため、発電用施設周辺地域整備法等に基づき立地地域周辺の公共用施設の整備等を行う市町に交付金を交付する。

2 主な事業内容

- 交付金名 電源立地地域対策交付金
- 補助率 10/10 (文部科学省)
- 対象経費 公共用施設整備事業、地域活性化事業などに要する経費
- 限度額 対象市町村の面積、人口や電力需要家数などにより算定
- 対象市町 鳥取市 (佐治町)、三朝町

<交付金の内訳>

(単位: 千円)

電源立地地域対策交付金	72,954
鳥取市 (佐治町)	(16,965)
三朝町	(55,989)
交付金事務費	150
合 計	73,104

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

環境立県推進課（内線：7895）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
エネルギーシフト加速化事業	120,720	110,255	10,465				120,720	
トータルコスト	126,156千円（前年度 124,185千円）[正職員：0.7人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、発電事業者による再生可能エネルギーの導入を支援する。

2 主な業務内容

（単位：千円）

事業名	内 容	金額
再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体：再生可能エネルギー（風力・小水力・地熱・バイオマス等）利用の新たな発電、既設発電所の出力アップや熱利用を計画する事業者 支援対象：事業可能性調査に係る費用 補助額：1箇所の調査費の1/3（上限3,000千円） 期間：事業着手の翌年度末まで 	4,000
再生可能エネルギー発電事業支援補助	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体：発電事業者 支援対象：1kmを超える系統連系用電源線整備に係る費用 対象規模：発電設備の新設及び出力アップが要件 ※太陽光発電は出力0.1MW以上5MW以下 補助額：5,000千円/km、補助対象上限20km 期間：事業着手の翌々年度末まで 	
〔限度額〕 補助額合計1億円	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体：発電事業者 支援対象：①バンク逆潮流の対策工事に係る費用 ②新系統安定化装置設置、変電所改修工事に係る費用 対象規模：発電設備の新設及び出力アップが要件 ※太陽光発電は出力0.1MW以上5MW以下 補助額：①1,200円/kW、②対象工事費の1/3 期間：事業着手の翌々年度末まで 	116,600
利子相当額補助	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体：発電事業者 支援対象：県内金融機関から借り入れた資金の工事着手から発電開始までに支払った利子 対象規模：発電設備の新設及び出力アップが要件 ※太陽光発電は出力0.1MW以上5MW以下 補助額：県内事業者は全額、県外事業者は1/2 期間：事業着手の翌々年度末まで 	
標準事務費		120
合計		120,720

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成26年度末再生可能エネルギー設備導入見込量は累計794,725kWである。（とっとり環境イニシアティブプランの目標値（平成26年度末）759,050kWの105%）
- 既に設置条件のよい適地への導入が進み、接続条件等が悪くなることから、系統安定化対策（変電所改修等）用の負担金に対する補助制度を新設し、発電事業者の立地を促進する。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7879)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域型エネルギー設備導入推進事業	214,735	281,750	△67,015				214,735	
トータルコスト	222,500千円 (前年度 281,750千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、再生可能エネルギーの導入を支援する。

2 主な事業内容

事業名	内容	金額(千円)
家庭用太陽光発電導入事業補助金(拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 目的: 住宅への太陽光発電システムの導入促進 実施主体: 太陽光発電システムを導入する県民 ※市町村への間接補助 対象規模: 住宅へ導入する10kW未満の太陽光発電システム 補助額: 市町村補助額の1/2以下 上限45千円/kW (平成26年度は、45千円/kWかつ180千円) 	160,660
家庭用燃料電池導入事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 目的: 住宅などへの家庭用燃料電池の導入促進 実施主体: 家庭用燃料電池を導入する県民 ※市町村への間接補助 補助額: 市町村補助額の1/2以下、上限90千円/件 	4,700
太陽熱利用機器導入事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 目的: 住宅などへの薪ストーブなどの導入促進 実施主体: 太陽熱利用機器を導入する県民 ※市町村への間接補助 補助額: 市町村補助額の1/2以下、上限35千円/件 	2,700
薪ストーブ等導入事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 目的: 住宅などへの薪ストーブなどの導入促進 実施主体: 薪ストーブなどを導入する県民 ※市町村への間接補助 補助額: 市町村補助額の1/2以下、上限90千円/件 	4,600
非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金	<ul style="list-style-type: none"> 目的: 事業所などへの太陽光発電システムの導入促進 実施主体: 設置する太陽光発電システムの電力を余剰売電する事業者または全て自家消費する事業者 対象規模: 事業所などへ導入する4kW以上10kW未満の太陽光発電システム 補助額: 対象設備の1/2以下、600千円/件、90千円/kW(平成26年度は対象設備の1/2以下、1,000千円/件、125千円/kW)のいずれか低い金額 	42,000
標準事務費		75
合計		214,735

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成26年度末の再生可能エネルギーの設備導入量は794,725kWが見込まれる。(とっとり環境インシアティブプランの平成26年度末の目標値759,050kWの105%)
- 太陽光発電システムの価格低減に伴い、非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金の補助単価及び補助上限額の見直しを行った。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7895）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
とっとり次世代エネルギーパーク推進事業	14,221	13,982	239			(寄附金) 1,000	13,221																												
トータルコスト	19,657千円（前年度 21,721千円）[正職員：0.7人]																																		
主な業務内容	制度設計、企画運営・実施、補助金の交付、普及啓発																																		
工程表の政策目標（指標）	—																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>本県では、豊かな自然や変化に富む地形を活かして、太陽光、風力、水力、バイオマスといった多種多様な再生可能エネルギーを生み出す施設が県内に数多くあり、県域全体をエリアとした「とっとり次世代エネルギーパーク」として平成25年度に経済産業省から認定を受けたところである。</p> <p>鳥取県最大の資源である豊かな自然が生み出す再生可能エネルギーの恩恵を県民に認識してもらい、エネルギーパークを活用した環境教育や環境保全活動を推進するとともに、関連産業の振興を図る。</p>																																			
<p>2 主な業務内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次世代エネルギーパーク施設整備事業</td> <td>エネルギー施設に対し、エネルギーパークの施設として環境学習に活用できるよう、見学者の受け入れに必要な整備に対する支援を行う。（補助率：1/2、1施設当たり上限500千円）</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>再生可能エネルギー体験教室</td> <td>次世代エネルギーパークの中核施設であるとっとり自然環境館を再生可能エネルギーに関する環境学習の拠点として、定期的に体験型のエネルギー教室を実施する。</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>習推進事業</td> <td>夏休み！自由研究再エネ体験ツアー 再生可能エネルギーをテーマにした小学生対象の体験講座を夏休み期間に集中的に開催し、環境教育を推進する。</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>広報ツール製作事業</td> <td>エネルギーパークの魅力を伝えるための映像等を製作し、エネルギー施設案内やイベント時、ホームページ等で使用することで、普及啓発する。</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>写真コンテスト実施及びPR事業</td> <td>・エネルギーパークをテーマとした写真コンテストを実施する。 ・入賞作品は、エネルギーパークの啓発のため県ホームページやパンフレット、とっとり自然環境館等で活用する。</td> <td>1,421</td> </tr> <tr> <td>環境保全活動支援事業</td> <td>エネルギー施設設置者等と協同して、地域の先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体に対し活動費を支援する。（補助額：定額100千円） ※エネルギー施設設置者から県への寄附金を活用</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>標準事務費</td> <td></td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>14,221</td> </tr> </tbody> </table>									事業名	内 容	金額(千円)	次世代エネルギーパーク施設整備事業	エネルギー施設に対し、エネルギーパークの施設として環境学習に活用できるよう、見学者の受け入れに必要な整備に対する支援を行う。（補助率：1/2、1施設当たり上限500千円）	5,000	再生可能エネルギー体験教室	次世代エネルギーパークの中核施設であるとっとり自然環境館を再生可能エネルギーに関する環境学習の拠点として、定期的に体験型のエネルギー教室を実施する。	2,000	習推進事業	夏休み！自由研究再エネ体験ツアー 再生可能エネルギーをテーマにした小学生対象の体験講座を夏休み期間に集中的に開催し、環境教育を推進する。	3,500	広報ツール製作事業	エネルギーパークの魅力を伝えるための映像等を製作し、エネルギー施設案内やイベント時、ホームページ等で使用することで、普及啓発する。	1,000	写真コンテスト実施及びPR事業	・エネルギーパークをテーマとした写真コンテストを実施する。 ・入賞作品は、エネルギーパークの啓発のため県ホームページやパンフレット、とっとり自然環境館等で活用する。	1,421	環境保全活動支援事業	エネルギー施設設置者等と協同して、地域の先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体に対し活動費を支援する。（補助額：定額100千円） ※エネルギー施設設置者から県への寄附金を活用	1,000	標準事務費		300	合計		14,221
事業名	内 容	金額(千円)																																	
次世代エネルギーパーク施設整備事業	エネルギー施設に対し、エネルギーパークの施設として環境学習に活用できるよう、見学者の受け入れに必要な整備に対する支援を行う。（補助率：1/2、1施設当たり上限500千円）	5,000																																	
再生可能エネルギー体験教室	次世代エネルギーパークの中核施設であるとっとり自然環境館を再生可能エネルギーに関する環境学習の拠点として、定期的に体験型のエネルギー教室を実施する。	2,000																																	
習推進事業	夏休み！自由研究再エネ体験ツアー 再生可能エネルギーをテーマにした小学生対象の体験講座を夏休み期間に集中的に開催し、環境教育を推進する。	3,500																																	
広報ツール製作事業	エネルギーパークの魅力を伝えるための映像等を製作し、エネルギー施設案内やイベント時、ホームページ等で使用することで、普及啓発する。	1,000																																	
写真コンテスト実施及びPR事業	・エネルギーパークをテーマとした写真コンテストを実施する。 ・入賞作品は、エネルギーパークの啓発のため県ホームページやパンフレット、とっとり自然環境館等で活用する。	1,421																																	
環境保全活動支援事業	エネルギー施設設置者等と協同して、地域の先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体に対し活動費を支援する。（補助額：定額100千円） ※エネルギー施設設置者から県への寄附金を活用	1,000																																	
標準事務費		300																																	
合計		14,221																																	
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「とっとり次世代エネルギーパーク」の中核施設である「とっとり自然環境館」には、年間約1万人の来館者があり、県内の豊かな自然や太陽光、風力等の再生可能エネルギー等について学ぶとともに、エネルギー教室等を通じた環境教育の拠点となりつつある。 多くの民間エネルギー施設における見学者等受け入れ体制に対する支援に取組み、「とっとり自然環境館」を始め、他のエネルギー施設も環境教育の拠点として充実するように、引き続き普及啓発を行う。 																																			

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7875）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
鳥取県バイシクルタウン構想実現化プロジェクト	14,344	18,457	△4,113			2,000	12,344	
トータルコスト	30,651千円（前年度 33,935千円）[正職員：2.1人]							
主な業務内容	レースイベント、自転車教室実施など							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「鳥取県バイシクルタウン構想」(H25.6策定)に基づき、モータリシフト(人の移動手段を環境配慮型へ転換すること)の促進と自転車の利活用の推進を図るため、自転車通勤チャレンジのほか、効果的に自転車好きを増やす自転車総合イベント「温泉ライダー」を開催する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 自転車通勤チャレンジ (1,175千円) 県民及び事業所参加による自転車通勤チャレンジを実施し、優秀な参加者や事業所を表彰するなど、自転車利用を促進する。</p> <p>(2) 温泉ライダー in 三朝温泉 (10,733千円) 自転車好きを増やすことを目的として、大人から子どもまで楽しくレース参加や観戦ができる体感型の自転車の全国イベント「温泉ライダー」を開催し、県民の自転車利用機運の醸成と観光誘客を促進する。 【大人向けイベント】 ①エンデューロ(公道封鎖型耐久レース) ②トークイベント ③ご当地グルメブース など 【実施主体】温泉ライダーin三朝温泉実行委員会 (構成団体) 一般社団法人ウィズスポ、鳥取県、三朝町、 鳥取県自転車軽自動車商協同組合、三朝温泉旅館協同組合、 三朝温泉観光協会、三朝町商工会 など 【負担金額】6,854千円 【キッズイベント】 ①ブラッキー自転車教室 ②キッズミニレース など 【開催費用】3,879千円(うち2,000千円は環境保全促進助成事業助成金を活用)</p> <p>(3) (新) 散走体験会(416千円) シマノと連携し、ジオパークエリアにおいて散走体験会を行う。</p> <p>(4) (新) 自転車利用促進セミナー(540千円) 自転車利用促進に向けた施策を検討するため、自転車有識者を招聘し、海外の先進事例や国内の現状等について、行政関係者や県内自転車関係団体と議論する。</p> <p>(5) 標準事務費(1,480千円)</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 平成26年度に自転車総合イベント「温泉ライダー」を誘致し、三朝温泉開湯850年や三徳山の国立公園編入等のイベントとも連携し、県民の自転車利用機運の盛り上げと観光誘客を促進した。(参加者数：491名、来場者数：3,060名) また、自転車通勤チャレンジでは、市町村と連携するとともに表彰制度を新設し、参加者の増加を図った。(H25:約100名、H26:約220名)</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7439）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活環境部管理運営費	17,690	16,717	973			(雑入) 7	17,683	
トータルコスト	147,366千円（前年度145,958千円） [正職員：16.7人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	連絡調整、管理運営、予算・決算、部の施策等に係る総合調整、人事、組織、議会							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
部内の連絡調整、予算・決算、部の施策等に関する総合調整、庶務・人事組織関係業務、部内研修調整等、生活環境行政の調整に係る経費								
環境立県推進課管理運営費	6,350	4,242	2,108				6,350	
トータルコスト	7,127千円（前年度5,016千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	課内の連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
環境立県推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費（標準事務費）								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

環境立県推進課（内線：7439）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	1,883,318	1,876,741	6,577	13,515		(使用料) 61,998 (手数料) 95,255	1,712,550	

事業内容の説明

生活環境部一般職員272名分の人件費である。

区分			本年度		前年度		財源内訳		
款名	項名	目名	職員数	予算額	職員数	予算額	国庫支出金	その他	一般財源
02総務費	02企画費	01企画総務費	4	27,584	4	27,512			27,584
03民生費	01社会福祉費	07消費者支援対策費	5	34,480	5	34,390			34,480
04衛生費	01公衆衛生費	01公衆衛生総務費	34	235,331	34	234,599			235,331
04衛生費	02環境衛生費	01環境衛生総務費	87	606,116	88	610,167	5,974	(手数料) 81,977	518,165
04衛生費	03保健所費	01保健所費	80	552,250	80	550,510			552,250
07商工費	02工鉱業費	01工鉱業総務費	3	20,688	2	13,756			20,688
08土木費	01土木管理費	01土木総務費	5	34,480	5	34,390			34,480
08土木費	05都市計画費	01都市計画総務費	2	13,792	2	13,756	189		13,603
08土木費	05都市計画費	03公園費	1	6,896	1	6,878			6,896
08土木費	06住宅費	01住宅管理費	51	351,701	51	350,783	7,352	(使用料) 61,998 (手数料) 13,278	269,073
計			272	1,883,318	272	1,876,741	13,515	157,253	1,712,550

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7439）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〔廃止〕 エネルギーシーズ育成支援事業	0	2,043	△2,043					
トータルコスト	0千円（前年度9,782千円）							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

水・大気環境課（内線：7206）

1目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
島根原子力発電所に係る平常時モニタリング事業	375,053	169,310	205,743	375,053				
トータルコスト	392,913千円（前年度186,336千円）[正職員：2.3人]							
主な業務内容	モニタリング業務							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国の交付金を活用して、島根原子力発電所に係る放射能モニタリングの拠点となる原子力環境センターを整備し、人材育成を図るとともに、放射能モニタリングを実施する。

2 主な事業内容

(1) 原子力環境センターの整備（348,478千円）

○スケジュール

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地質調査	→		
基本・実施設計		→	
建築工事			→
機器整備			→

○年度計画

ア 平成25年度

・地質調査、基本設計・実施設計（H25～H26年度）

イ 平成26年度

・原子力環境センター工事着工、分析機器を整備

ウ 平成27年度

・原子力環境センター竣工、分析機器を整備

○原子力環境センター整備経費

（単位：千円）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
基本実施設計等	16,230	26,117		42,347
建築関係		137,716	204,696	342,412
機器整備		26,500	143,782	170,282
計	16,230	190,333	348,478	555,041

※主な分析機器：ゲルマニウム核種分析装置（46,892千円）、積算線量計照射装置等（44,464千円）
野外ゲルマニウム核種分析装置（26,965千円）、電気炉（8,262千円）

(2) 原子力環境センターに係る人材育成（1,320千円）

原子力環境センターの運用に係る放射性物質の分析技術を習得するため研修等に参加する。

(3) モニタリングの実施等（25,255千円）

島根原子力発電所の30km圏内に設置されているモニタリングポスト、分析機器の運用により、放射線量等を把握する。

3 これまでの取組状況、改善点

・平成26年度に原子力環境センターの実施設計を行い、建築工事に着手した。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7402）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水道水源監視指導等事務費	2,924	2,800	124	500			2,424	
トータルコスト	17,678千円（前年度17,504千円）[正職員：1.9人]							
主な業務内容	事業認可、水源等水道施設の監視指導等、国庫補助事務（国との調整等）							
工程表の政策目標（指標）	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 市町村が行う水道施設整備事業について市町村へ指導・助言等を行うとともに水道事業についての衛生管理指導や水道法に基づいた事務を行う。</p> <p>2 主な事業内容 （1）水道施設整備事業に係る市町村への指導・助言（1,000千円） 市町村等の水道事業者が実施する国庫補助事業に関して、国・市町村との連絡調整、指導及び助言に要する経費である。（国庫補助：1/2） （2）水道事業への衛生管理指導及び水道法に基づく事務（663千円） 市町村等が行う水道事業に係る許認可等手続きに関する事務及び水道施設の衛生指導等に要する経費である。 （3）水道水質検査方法の妥当性評価（1,261千円） 厚生労働省が示す「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、衛生環境研究所で実施する水質検査方法について妥当性評価を実施する。</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7197）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
湖山池の水質浄化対策推進事業	33,970	16,290	17,680	7,700		2,401	23,869	
トータルコスト	47,947千円（前年度 30,220千円）[正職員：1.8人]							
主な業務内容	環境調査、実証試験、普及啓発（イベント開催）等の各種業務							
工程表の政策目標(指標)	湖山池の水質改善を進めるなど、保全・再生を図り、その利活用を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である湖山池の豊かな自然や恵みを次世代へ受け継ぐため、「水質浄化」、「自然再生」、「ワイズユース（賢明利用）」を目的として、湖山池将来ビジョン推進計画に基づき各種施策を実施する。

2 主な事業内容

	事業内容	予算額	内容
浄化対策ほか	新 湖内直接浄化の実証試験（流動促進装置）	14,904	水質浄化（主に貧酸素化対策）のため、池の最深部に流動促進装置を試験的に導入する。（導入後は、水質モニタリングによって浄化効果を検証する）
	淡水ビオトープ造成・ため池保全	1,020	特定希少野生動物のカラスガイが生息するため池の保全、淡水生物保全のためビオトープ造成を検討する。
	湖山池サロン（周辺住民との意見交換・座談会）	60	地域住民へ情報を広く公開し、意見交換する座談会を開催し、将来ビジョン並びに水質管理計画の推進を図る。
	面源系負荷浄化施設／ウェットランドの実証試験	522	休耕田を利用した水質浄化施設の実証試験を行う。
	環境教育・イベント事業の委託	378	湖山池情報プラザにおいて環境教育プログラムを実施する。
モ	新 水質悪化の原因究明調査（底質調査）	1,624	湖内の底質状況（ヘドロ）を全域調査する。
タ リ ン グ	拡 湖山池水質テレメータシステムの拡充（1地点追加）と維持管理	9,977	塩分と溶存酸素等の管理を適正に行うため、池内等の水質をリアルタイムで観測する。（一部地点は鉛直方向も観測可能）
	環境モニタリング委員会開催、生態系等の各種モニタリングの実施	4,442	生態系等の専門家で構成される委員会の開催、水生植物、鳥類、トンボ類の継続モニタリングを実施する
	その他	1,043	事務費
合計(千円)		33,970	

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成24年に鳥取市と共同策定した湖山池将来ビジョンに基づき汽水化の取組を進める中で、適正な塩分管理手法の確立、汚濁原因の調査、各種水質浄化対策の推進を継続している。また、将来ビジョン推進計画の取組を進捗するため地域住民への情報提供に努めている。しかしながら、水質（COD等）は環境基準やビジョン推進計画の水質目標値にも達成していない。
- 汽水化に伴う環境変動の追跡のため、水質や動植物の生態系等モニタリングを継続し、環境モニタリング委員会において、モニタリング結果の評価・分析を行い、淡水性生物の保全策を講じている。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7197）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中海の水質浄化及びラムサール条約登録10周年記念普及・啓発事業	28,258	23,355	4,903				28,258	
トータルコスト	43,788千円（前年度 38,833千円）[正職員：2.0人]							
主な業務内容	環境調査、実証試験、普及啓発（イベント開催）等の各種業務							
工程表の政策目標（指標）	中海の水質改善を進め、保全・再生を図る。また、平成27年度はラムサール条約登録から10年となるため、賢明利用の推進と普及啓発に取り組む。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である中海の豊かな自然や恵みを次世代へ受け継いでいくため、「水質浄化」「自然再生」「ワイズユース（賢明利用）」の各種施策を実施する。
ラムサール条約登録10周年記念事業を行い、さらにワイズユース等の取組みが推進されるよう取り組む。

2 主な事業内容

(1) 保全・再生施策（島根県連携事業）

事業内容	予算額 (千円)	内容
○ 中海環境モニタリングWG	1,000	国土交通省、鳥取県、島根県でワーキングを設置。環境モニタリングの手法やデータの評価・分析を行う。また、有識者から意見聴取を行い、汚濁原因の解明に取り組む。
底質・窪地調査結果の評価分析業務	2,000	H24から実施した底質・窪地調査の結果について、さらなる評価・分析し、汚濁原因の解明を行い、効果的な対策につなげる。
中海の海藻刈りによる栄養塩循環システム構築事業支援補助金等	4,120	中海の未利用資源（海藻）を活用した新たな資源循環システムについて、民間事業者の取組みを支援する。
計	7,120	

(2) 保全・再生施策

事業内容	予算額 (千円)	内容
○ 米子湾流動促進実証試験	13,000	水質改善の必要性が高い米子湾において、流動促進装置を導入し、水質浄化効果等の検証を行う。（民間企業と共同研究）
中海流入河川調査	2,318	中海に流入する汚濁負荷量を把握するため、加茂川等の水質調査を実施する。（そのほかは、国土交通省出雲河川事務所、島根県、米子市、境港市、松江市、安来市で実施予定）
湖沼環境モニター等	320	県民モニターが五感（見る・聞く・触れる・臭う・味わう）により湖沼の環境を採点・評価する調査を行う。
計	15,638	

(3) ラムサール普及に係る普及啓発事業（島根県連携事業）

事業内容	予算額 (千円)	内容
○ ラムサール条約登録10周年事業	5,500	中海・宍道湖周辺の住民、地域活動団体等を対象として、シンポジウム、フェア（展示、体験イベント等）及び両湖で活動することも達と国内外のこども達との交流を実施する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・ 中海は平成元年度から水質保全計画を策定し、水質改善や自然再生の各種施策を実施して、汚濁負荷量は着実に減少した。水質は、長期的にはCODは横ばい、窒素、りんは改善傾向にあるが、近年は横ばいで推移しており、依然として環境基準を達成していない。
- ・ 湖内負荷の削減対策や汚濁原因の解明により、効果的な対策を講じる必要がある。
- ・ 環境モニタリングや栄養塩循環システム推進に取り組んできたが、一層、関係機関との連携強化に努め、水質浄化施策の総合的・計画的な推進を図る。
- ・ ラムサール条約に係る普及啓発については、島根県と連携し、継続して積極的に取り組んでいる。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課 (内線: 7402)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水需給動態調査費	157	157	0	157				
トータルコスト	934千円 (前年度 931千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	水需給の調査、国(国土交通省)への報告							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
県内の水需給の動態調査を実施する。(国土交通省委託事業)								
災害時協力井戸登録制度運営費	648	540	108				648	
トータルコスト	2,201千円 (前年度 2,088千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	協力井戸の募集、水質検査の実施、協力井戸の登録、井戸マップの作成							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県災害時協力井戸登録制度実施要綱に基づき、災害時に生活用水(トイレ、洗濯、掃除等に利用する飲用水以外の水)を提供することが可能である県民及び県内企業が所有する井戸を協力井戸として登録し、災害時の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 協力井戸の公募と登録</p> <p>協力井戸の公募を県下市町村と連携して実施し、井戸の登録を行う。なお、申請時に申請者の希望に応じて水質検査を実施し、水質を確認する。</p> <p>(2) 井戸マップの作成と運用</p> <p>協力井戸の場所を示す井戸マップを作成し、県民への情報提供を行い、災害発生等により水道からの給水が停止した際、周辺住民に周知するため井戸標識(県が作成・交付した案内板)を掲示して、登録者は無償で井戸を開放する。</p> <p>3 これまでの取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施要綱を作成し、平成26年1月6日から岩美町、若桜町、大山町、日吉津村と連携して、協力井戸の受付と登録事務を開始し、平成26年12月までに45件の登録があった。 来年度は、これまでの取組みを振り返り改善を図り、希望のあった市町に範囲を拡大していきたい。 								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課 (内線: 7402)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源																						
合併処理浄化槽設置 推進事業	500	478	22	83		333	84																						
トータルコスト	16,807千円 (前年度 16,730千円) [正職員: 2.1人]																												
主な業務内容	届出受理、指導・監督、連絡調整、交付金事務																												
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する																												
事業内容の説明																													
合併処理浄化槽の設置推進、台帳整備及び浄化槽管理者への維持管理指導・普及啓発を行う。																													
合併処理浄化槽設置 費補助事業	13,077	15,817	△2,740				13,077																						
トータルコスト	14,630千円 (前年度 17,365千円) [正職員: 0.2人]																												
主な業務内容	周知説明、申請書の受付、審査、補助金事務																												
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する																												
事業内容の説明																													
1 事業の目的・概要 浄化槽の設置費用の一部を市町村に補助することにより、生活排水処理施設の整備を推進する。																													
2 主な事業内容																													
(1) 個人設置型浄化槽への補助 (12,967千円) 浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助する市町村(浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村に限る)に対し、その費用の一部を補助する。 ・補助対象経費 国が定める設置基準額の40% ・国庫補助率 補助対象経費(40%)の1/3 (=設置基準額の13.3%) ・県費補助内容 国基準額の13.3% + 市町村単独嵩上の1/2 (上限: 国基準額の10%)																													
(2) 市町村設置型浄化槽への補助 (110千円) 市町村が自ら浄化槽を設置する場合に、その費用の一部を補助する。 ・前年度事業費の5% (上限: 事業年度に起債償還のための基金に積み立てた額)																													
●個人設置型																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">国庫 4/30 (13.3%)</td> <td style="width: 15%;">県補助金 4/30 (13.3%) (交付税 10.7%)</td> <td style="width: 15%;">市町村 4/30 (13.3%) (交付税 10.7%)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">受益者負担金 60%</td> <td style="width: 15%;">受益者負担</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="width: 10%;">県嵩上 ※10% 以下</td> <td style="width: 10%;">市町嵩上</td> <td style="width: 15%;">受益者負担金</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">← 公益寄与相当分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">→ 基準額内</td> <td style="text-align: right;">→ 基準額超</td> </tr> </table>									国庫 4/30 (13.3%)	県補助金 4/30 (13.3%) (交付税 10.7%)	市町村 4/30 (13.3%) (交付税 10.7%)	受益者負担金 60%			受益者負担				県嵩上 ※10% 以下	市町嵩上	受益者負担金		← 公益寄与相当分			→ 基準額内			→ 基準額超
国庫 4/30 (13.3%)	県補助金 4/30 (13.3%) (交付税 10.7%)	市町村 4/30 (13.3%) (交付税 10.7%)	受益者負担金 60%			受益者負担																							
			県嵩上 ※10% 以下	市町嵩上	受益者負担金																								
← 公益寄与相当分			→ 基準額内			→ 基準額超																							
●市町村設置型																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">国庫 1/3 (33.3%)</td> <td style="width: 30%;">下水道債 17/30 (56.7%) (交付税 25.0%)</td> <td style="width: 10%;">受益者負担金 10%</td> <td style="width: 10%;">下水道債 90% (39.6%)</td> <td style="width: 10%;">県補助金 5%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">← 基準額内</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">→ 基準額超</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(事業主体償還分 31.7%)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">翌年度一括交付</p>									国庫 1/3 (33.3%)	下水道債 17/30 (56.7%) (交付税 25.0%)	受益者負担金 10%	下水道債 90% (39.6%)	県補助金 5%	← 基準額内			→ 基準額超		(事業主体償還分 31.7%)										
国庫 1/3 (33.3%)	下水道債 17/30 (56.7%) (交付税 25.0%)	受益者負担金 10%	下水道債 90% (39.6%)	県補助金 5%																									
← 基準額内			→ 基準額超																										
(事業主体償還分 31.7%)																													

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課(内線：7197)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
化学物質管理促進事業	52	50	2				52	
トータルコスト	2,382千円 (前年度 2,372千円) [正職員：0.3人]							
主な業務内容	届出書の受付・国への送付、未届事業者への届出の督促、データの公表							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）に基づく国への届出事務を行う。</p> <p>また、化学物質のデータについて県民に対し情報提供する。</p>								
酸性雨調査事業	1,352	965	387	248			1,104	
トータルコスト	6,788千円 (前年度 6,382千円) [正職員：0.7人]							
主な業務内容	酸性雨モニタリング、樹木衰退度調査							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>県内の降水の酸性度等を把握するための調査及び酸性雨が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査（環境省委託事業）を実施する。</p>								
水・大気環境課管理運営費	20,563	21,742	△1,179				20,563	
トータルコスト	20,563千円 (前年度 21,742千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>水・大気環境課の実施する事業及び地方機関との連絡調整に要する事務的経費。</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
旧岩美鉱山鉱害防止事業	51,661	51,874	△213	37,730			13,931	
トータルコスト	60,203千円（前年度 60,387千円）[正職員：1.1人]							
主な業務内容	国庫補助申請、国との調整、町との調整（委託契約、支払を含む。）、現場との調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>義務者不存在である旧岩美鉱山の鉱害防止事業を県が事業主体となり、岩美町に業務委託して実施する。</p> <p>坑道等から流出する重金属（鉄、銅等）を含む強酸性の坑廃水を中和処理することにより、旧岩美鉱山周辺地域の環境を改善し、貴重な自然環境を保全する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>坑廃水処理施設及び殿物たい積場の管理を岩美町に委託する。</p>								
旧太宝鉱山鉱害防止事業	767	691	76				767	
トータルコスト	1,544千円（前年度 1,465千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>旧太宝鉱山における坑廃水処理事業者による坑廃水処理を支援することによって、鉱害防止を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>公益財団法人資源環境センター（全国の最終鉱業権者が拠出し設立した法人）が実施する旧太宝鉱山の坑廃水処理事業について、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用の一部を補助する。</p> <p>※総事業費の1%をセンターが負担（義務者の行為に起因する汚染分）し、99%に係る分（義務者の行為に起因しない汚染分）について、国と県がそれぞれで負担。（国3/4、県1/4）</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7197）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
土壌汚染防止対策事業	30	30	0				30	
トータルコスト	3,136千円（前年度 3,126千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	土壌汚染対策法に関する許認可事務、指導・助言							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>有害物質による土壌汚染に対して、土壌汚染対策法により対応するなど、土壌汚染による健康影響を防止することで、安全で快適な住みよい環境を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>汚染土壌処理業の許可に係る事務手続等、土壌汚染対策法を適切に運用するための関係機関との連絡調整及び指導・助言を行う。</p>								
水質汚濁防止対策費	52,431	74,739	△22,308				52,431	
トータルコスト	87,374千円・（前年度 109,565千円）[正職員：4.5人]							
主な業務内容	河川、湖沼、海域及び地下水の水質調査、事業場排水調査							
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内の河川、湖沼、海域、地下水の水質保全を図るため、水質測定等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 水質測定計画に基づく水質測定</p> <p>県内河川（一級、二級、都市）、湖沼（湖山池、東郷池、中海、ダム湖）、海域（日本海沿岸、美保湾等）の採水及び分析を行う。</p> <p>(2) 事業場立入検査</p> <p>特定事業場への立入検査、排出水の採水及び分析結果に基づく指導を行う。</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7197）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
東郷池の水質管理と三湖沼の浄化対策共通事業	7,343	7,615	△272			1,775	5,568	
トータルコスト	10,449千円（前年度 10,711千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	普及啓発（イベント開催）、環境調査、補助金の各種業務							
工程表の政策目標(指標)	三大湖沼（中海、湖山池、東郷池）の水質改善を進めるなど、保全・再生を図り、その利活用を推進する							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である東郷池等三湖沼の豊かな自然や恵みを次世代へ受け継ぐため、「水質浄化」、「自然再生」、「ワイズユース（賢明利用）」を目的として、各種施策を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	内容
東郷池	500	東郷池の保全に関し、環境学習・普及啓発を図るため、「愛らぶ東郷池」（年1回）を開催する。（湯梨浜町との連携事業）
各湖沼共通事業	1,775	自然環境の保全などの活動を実施する地域住民団体などを支援し、県民との協働による自然環境の保全や賢明な利用を推進する。（三大湖沼の周辺市町との連携事業）
	5,068	湖山池、東郷池、中海、多鯉池の毎月のプランクトン調査を実施する。
合計	7,343	

中海水質流動会議等運営事業	651	442	209				651	
トータルコスト	6,863千円（前年度 6,633千円）[正職員：0.8人]							
主な業務内容	中海に係る水質流動会議及び中海水質汚濁防止対策協議会の運営							
工程表の政策目標(指標)	中海の水質改善を進めるなど、保全・再生を図り、その利活用を推進する							

事業内容の説明

中海の水質改善を図るため、鳥取・島根両県、沿岸市町及び国で構成する中海の水質及び流動会議や、鳥取・島根両県の県議会議員等及び関係自治体で構成する中海水質汚濁防止対策協議会の運営及び中海の水質改善策の評価、検討を行う。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7・197）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用事業	9,851	18,330	△8,479				9,851	
トータルコスト	39,358千円（前年度 47,738千円）〔正職員：3.8人〕							
主な業務内容	地下水保全条例に関する届出事務、地下水研究プロジェクト、地下水利用協議会に関する事務							
工程表の政策目標（指標）	「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」に基づき、地下水環境を保全する							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の趣旨を広く県民等へ周知するとともに、県、事業者、県民の責務が果たされるよう関連事業を積極的に推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
地下水研究プロジェクト	6,083	○水循環・地下水流動解析（西部地区、H25～） ・流動解析シミュレーション（H26年度完成）について、結果の検証を行うとともに、再現性の確認のため湧水調査を行う。 また、結果をもとに課題の整理を行う。 ○地下水モニタリング等に関する助言、指導 ・水位観測29ヶ所のデータの評価・解析等を行う。
地下水利用協議会関係	3,093	○地下水のモニタリング等 ・県所有井戸、河川流量などのモニタリングを行う。 ・鳥取県持続可能な地下水利用協議会へ参画する。
普及啓発	675	○水の日フォーラム ・水循環基本法（平成26年7月施行）で制定された「水の日（8月1日）」を記念したフォーラムを実施する。 ○名水ツーリズム ・水源涵養を行う森林や名水選定地の散策や、産業利用する事業所の見学ツアーを行い、県民の水環境への意識醸成を図る。
合 計	9,851	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」が平成24年12月21日公布、平成25年4月1日から施行され、平成27年1月時点で、195事業所からの地下水の採水状況の届出が提出されている。
- ・平成25年5月15日に、鳥取県地下水研究プロジェクトを設置し、平成25～26年度は鳥取県西部地区の地下水流動解析等シミュレーションを実施しており、大山山麓や日野川流域の現状が把握できる予定である。
- ・平成25年7月12日に、地下水を利用する事業者（水道事業者、民間企業、個人事業者）で構成する鳥取県持続可能な地下水利用協議会を設立し、地下水位モニタリングを開始し、シンポジウム、森林整備、県主催の名水ツーリズムの視察受け入れ等の活動を実施している。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7206）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大気汚染防止対策事業	42,689	32,491	10,198				42,689	
トータルコスト	65,984千円（前年度 55,708千円）[正職員：3.0人]							
主な業務内容	大気汚染状況の調査、大気汚染物質の発生源施設に対する指導							
工程表の政策目標（指標）	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
環境基本法、大気汚染防止法、鳥取県公害防止条例等を適正に履行することにより大気汚染の防止を図る。								
区分	予算額 (千円)	事業内容						
ばい煙調査事業	1,589	ばい煙発生施設等の立入検査、排ガス測定及び指導を行う。						
有害大気汚染物質調査事業	6,680	ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質の測定を行う。						
大気汚染物質調査事業	34,420	<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子物質（PM2.5）、光化学オキシダント及び二酸化窒素等の大気環境基準が設定された物質の常時監視を行う。 ・県立中央病院の建替工事に伴い、鳥取保健所に設置されている一般大気測定局の西町分庁舎への移設を行う。 						
計	42,689							
環境汚染化学物質対策事業	21,047	19,600	1,447	381			20,666	
トータルコスト	29,589千円（前年度 28,113千円）[正職員：1.1人]							
主な業務内容	届出の受理、立入検査・指導、化学物質の環境中濃度の測定							
工程表の政策目標（指標）	環境汚染化学物質の実態把握と適正管理・排出抑制により環境リスクを削減し、安全で安心な環境を確保する							
事業内容の説明								
一般環境中における環境汚染化学物質（ダイオキシン類）の汚染実態の把握を継続して行うとともに、発生源施設の適正化指導等を行い、排出抑制対策に取り組む。 また、特定の生物（スズキ、カワウ）に含まれる化学物質の実態調査を実施する。（環境省委託事業）								
区分	予算額 (千円)	事業内容						
ダイオキシン対策事業	20,666	一般環境中の常時監視、廃棄物焼却施設等への立入検査及び排ガス・排出水等の検査を行う。						
化学物質環境実態調査	381	環境省の委託による化学物質の環境汚染調査を実施する。（鳥取県ではスズキ、カワウを対象に調査）						
計	21,047							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7206）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
石綿飛散防止対策事業	1,390	1,350	40				1,390	
トータルコスト	28,568千円（前年度 28,437千円）〔正職員：3.5人〕							
主な業務内容	届出の受理、立入検査・指導、石綿の大気環境中の濃度測定							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>県民の石綿粉じんによる健康被害を防止するため、大気汚染防止法及び鳥取県石綿健康被害防止条例に基づき、解体等工事業者、建築物所有者への立入検査及び指導を行うとともに、環境大気中の石綿粉じん濃度調査を行う。また、石綿に関する周知・啓発を行う。</p>								
騒音・振動・悪臭防止対策事業	3,651	3,052	599				3,651	
トータルコスト	12,193千円（前年度 11,565千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	自動車騒音常時監視、航空機騒音調査、苦情・相談等に対する助言等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び鳥取県公害防止条例に基づき、実態調査、規制地域・規制基準の見直しの検討、環境基準の類型指定の見直し及び追加指定の検討、環境影響評価等に係る指導等を行う。</p>								
ウラン残土たい積場環境調査	4,326	5,838	△1,512	3,707			619	
トータルコスト	5,103千円（前年度 6,612千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	放射能測定、検体採取、専門家会議事務局事務、契約事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>捨石たい積場周辺環境保全に関する協定書等に基づき、各捨石たい積場の放射能測定調査を実施し、調査結果の評価を行うため、鳥取県放射能調査専門家会議を開催する。</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課 (内線：7206)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
放射能調査	15,225	14,856	369	15,218		7		
トータルコスト	20,661千円 (前年度20,273千円) [正職員：0.7人]							
主な業務内容	環境放射能測定、測定結果取りまとめ、委託報告書作成							
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
原子力発電施設の放射線監視成果の精度を高め、放射能の影響の正確な評価を行うため、環境放射能水準調査を実施する。(原子力規制庁委託事業)								
大気自動計測器売買契約に係る損害賠償請求訴訟	1,503	638	865			(雑入) 1,503		
トータルコスト	2,280千円 (前年度 1,412千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	訴訟事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
平成18年に県が購入した大気自動測定装置について、平成20年に公正取引委員会が製造販売業者に対して行った排除措置命令等の指導対象であること、及びその落札額が命令後に全国で実施された同機種購入に係る平均落札金額より著しく高額であることが判明したことから、談合の結果、県に損害が生じたとして、損害賠償金及び遅延利息金の支払い並びに訴訟費用の負担を求める訴えを提起したところであり、現在も係争中のためこの訴訟を継続する。								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産費

3項 農地費

水・大気環境課 (内線: 7401)

2目 土地改良費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																							
農林漁業集落排水事業推進基金造成事業	69,729	69,701	28				69,729																							
トータルコスト	70,506千円 (前年度 70,475千円) [正職員: 0.1人]																													
主な業務内容	申請書の受付・審査、補助金事務																													
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する																													
事業内容の説明																														
<p>市町村が農林漁業集落排水事業に要する経費の財源に充てるために借入れた借入金の償還に要する経費を基金として造成した場合における基金積立額に対し補助金を交付することにより、当該事業の促進を図る。</p>																														
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	32,000	5,400	26,600	32,000																										
トータルコスト	32,777千円 (前年度 6,174千円) [正職員: 0.1人]																													
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言																													
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する																													
事業内容の説明																														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>経過年数の長期化を迎えている既存農業集落排水施設の機能診断を行い、適時・適切な修繕・更新計画の検討を行うとともに、最適整備構想を策定する。</p> <p>実施市町村 H26: 1町 (1処理区) → H27: 2町 (16処理区)</p>																														
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="2">項目</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>機能診断調査</th> <th>最適整備構想</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八頭町</td> <td>船岡八東</td> <td>22,000</td> <td>0</td> <td>11処理区</td> </tr> <tr> <td>大山町</td> <td>大山町第2</td> <td>10,000</td> <td>0</td> <td>5処理区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td>32,000</td> <td>0</td> <td>16処理区</td> </tr> </tbody> </table>									事業主体	地区名	項目		備考	機能診断調査	最適整備構想	八頭町	船岡八東	22,000	0	11処理区	大山町	大山町第2	10,000	0	5処理区	計		32,000	0	16処理区
事業主体	地区名	項目		備考																										
		機能診断調査	最適整備構想																											
八頭町	船岡八東	22,000	0	11処理区																										
大山町	大山町第2	10,000	0	5処理区																										
計		32,000	0	16処理区																										

平成27年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産費

3項 農地費

2目 土地改良費

水・大気環境課 (内線: 7401)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農業集落排水事業促進費	330	260	70				330	
トータルコスト	330千円 (前年度 260千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	負担金の支払い、国・市町村との調整、技術指導・助言							
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
農業集落排水事業を推進するための事務費及び関係機関への負担金。								
(公共事業) 農業集落排水事業	284,051	107,028	177,023	277,155			6,896	
トータルコスト	287,250千円 (前年度 110,211千円) [正職員: 1.3人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
農業用排水の水質保全と農村の生活環境改善を図るため農業集落排水施設の整備を行う。								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
事業名	地区名	事業箇所	全体計画 []: 末端事業費			H27年度事業費 []: 末端事業費		H27以降 残事業費
			事業概要	期間	事業費	事業概要	事業費	
【団体営】 農業集落 排水事業	蔵田馬場	鳥取市	処理施設: 改築2箇所 マンホール改修: 4箇所 中継ポンプ: 5箇所	H25 ~ H27	148,000 [296,000]	処理施設: 改築1箇所 中継ポンプ: 2箇所 測量試験費: 1式	125,165 [250,330]	125,165 [250,330]
			東郷	鳥取市	処理施設: 改築1箇所 管路: L=5,420m ポンプ施設: 5箇所	H27 ~ H31	246,500 [493,000]	管路: L=1,500m ポンプ施設: 2箇所 測量試験費: 1式 補償費: 1式
	小田	倉吉市	処理施設: 改築1箇所 ポンプ制御盤: 34箇所	H26 ~ H28	59,500 [119,000]	処理施設: 改築1箇所 ポンプ制御盤: 16箇所 測量試験費: 1式	31,700 [63,400]	49,500 [99,000]
	所子	大山町	処理施設: 改築1箇所 管路: L=520m	H27 ~ H28	70,000 [140,000]	処理施設: 改築1箇所 測量試験費: 1式	50,800 [101,600]	70,000 [140,000]
	旭南	三朝町	処理施設: 改築1箇所 警報装置: 1箇所	H27	6,490 [12,980]	処理施設: 改築1箇所 警報装置: 1箇所 測量試験費: 1式	6,490 [12,980]	6,490 [12,980]
	※国1/2、市町村等1/2							
※人件費は全額県費(6,896千円)								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

水・大気環境課（内線：7400、7401、7402）

4目 下水道費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
下水道事業促進費	189	181	8				189	
トータルコスト	966千円（前年度 955千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託業務発注、補助金・負担金の支払、会議出席							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
下水道事業を促進するための各団体への負担金、下水道事業に係る資材価格の調査等に要する経費。								
公共下水道推進基金造成事業	21,571	21,571	0				21,571	
トータルコスト	22,348千円（前年度 22,345千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	申請書の受付、審査、補助金事務							
工程表の政策目標（指標）	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
市町村が公共下水道の整備に要する経費の財源に充てるため発行した地方債の償還に要する経費を基金として造成した場合における基金積立額に対し補助金を交付することにより、公共下水道整備の促進を図る。（補助金額：前年度実績に3～7%を乗じて得た額を上限） ※新規の交付決定は、平成25年度で終了し、平成26年度以降、過年度交付決定分の交付のみ。								
下水道事業等連絡調整費	3,003	3,217	△214	3,003				
トータルコスト	11,545千円（前年度 11,730千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	申請書の受付、審査、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
市町村が行う下水道事業の連絡調整並びに指導及び助言に要する経費。								
天神川流域下水道事業特別会計繰出金	10,414	10,293	121				10,414	
トータルコスト	10,414千円（前年度 10,293千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	繰出金の支払							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の建設事業に係る特別会計への繰出金。								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所 (0858-35-5411)

6目 衛生環境研究所費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所調査研究費	24,488	30,439	△5,951	1,716			22,772	
トータルコスト	106,021千円 (前年度109,377千円) [正職員：10.5人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	衛生・環境分野の調査研究							
工程表の政策目標(指標)	廃棄物のリサイクル、湖沼の水質浄化や保全・再生、食品の安全管理・評価及び健康危機管理の視点に立った感染症発生予測・予防、地球環境問題への対応に資する研究成果							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

廃棄物のリサイクル、湖沼の水質浄化や保全・再生、感染症への対応、地球環境問題への対応等県民ニーズを踏まえた課題について調査研究を行う。

(新規課題：4課題、継続課題：8課題)

2 主な事業内容及びこれまでの取組状況・改善点等

(1) [新規] 使用済み太陽電池パネルのリサイクルに関する研究 (1,579千円)

ア 主な事業内容 (H27-H29)

使用済み太陽電池パネルの適正な処理方法及びリサイクル方法の構築のため、次の研究を行う。

- 太陽電池パネルの種類ごとの重金属・有用金属の把握、簡易分析法の開発
- 金属の分離技術の開発
- ガラス再生製品の試作及び環境安全性評価

イ これまでの取組状況・改善点

- 廃ガラスのリサイクル技術、ガラスからの重金属の分離・無害化、レアメタルの回収技術の研究開発を行い、既に特許取得又は実用化された実績がある。
- この研究実績を活用して太陽電池パネルのリサイクル方法を提案することにより、不法投棄等不適正処理の未然防止だけでなく太陽光発電設備の設置推進、新規処理産業の創出につなげる。

(2) [継続] リモートセンシングを利用した湖沼観測システムの開発 (2,842千円)

ア 主な事業内容 (H26-H27)

近赤外線カメラを搭載したラジコンヘリコプターを活用し、次のような広域的湖沼観測システムを開発する。

- 中海全域での海藻(藻場)分布状況の観測 → 藻刈り事業の効果的な推進
- クロロフィルa濃度(アオコ・赤潮の分布状況)、水生植物の分布、濁水流入状況の観測 → アオコ発生時等全体像・ホットスポットの把握による効果的対策の実施

イ これまでの取組状況・改善点

- 人工衛星の撮影写真を利用したリモートセンシング技術では、一定の成果が得られた。しかし、既存衛星による写真では必要な波長帯の光が測定されない、東郷池と湖山池では十分な解像度が得られない、また、アオコ発生等緊急時の対応が困難等の問題があるため、ラジコンヘリコプターの活用に取り組んだ。
- クロロフィルa測定用センサーを鳥取大学と共同で開発・実証試験を行っていく必要がある。

(3) [新規] 糞便中の食中毒原因菌等の遺伝子を検出する迅速検査法の実用化に関する研究

(2,000千円)

ア 主な事業内容 (H27-H28)

食中毒発生時、迅速な原因究明による県民の健康被害の拡大防止のため、次の研究を行う。
 ○患者の糞便から細菌性食中毒病原遺伝子を検出する迅速検査法の実証試験(対象細菌:8菌種)
 ○簡便で迅速な糞便中のクドアの検出方法の検討
 *クドア:ヒラメ等の魚類に寄生する寄生虫。本県でも、昨年初めて当該寄生虫による食中毒発生が報告された。

イ これまでの取組状況・改善点

○患者の糞便から細菌性食中毒病原遺伝子を検出する迅速検査法を開発したが、今後、より多くの食中毒検査に利用していくことにより、検査精度を確認する必要がある。
 また、細菌以外のクドア検査への応用も検討する。

(4) [継続] 鳥取県内におけるPM2.5の実態把握に関する調査研究(1,112千円)

ア 主な事業内容 (H26-H27)

県民の健康被害予防のため、高濃度時の微小粒子状物質(PM2.5)について成分分析を行い、健康影響が懸念される物質の変動を把握するとともに、高濃度となった要因(土壌、燃焼排ガス)、越境大気汚染の寄与等の推定を行う。

イ これまでの取組状況・改善点

○これまで、PM2.5の高濃度日について、成分分析及び気塊の移動経路シミュレーションの結果、大陸から越境大気汚染の影響を受けていたことが推定された。
 ○今後、飛来ルートの上流側に位置する韓国江原道保健環境研究院(共同研究)のデータと比較することにより、越境大気汚染に関する更なる知見を得る。

3 期間満了事業

事業名	平成26年度予算
焼却灰の無害化及び再資源化に関する研究	1,659千円
ホウ素の排水処理技術の開発	1,511千円
東郷池における住民意識を取り入れた新たな環境指標の検討	387千円
レジオネラ属菌の生菌選択的検出PCR法の活用に関する研究	1,720千円

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所(0858-35-5411)

6目 衛生環境研究所費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考	
				国庫支出金	起債	その他		一般財源
衛生環境研究所管理運営費	128,857	116,509	12,348			(財産収入) 126 (雑入) 28	128,703	
トータルコスト	168,459千円(前年度155,978千円)[正職員:5.1人、非常勤職員:3.0人]							
主な業務内容	衛生環境研究所の管理運営							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

衛生環境分野における科学的・技術的中核機関として、また県民に開かれた研究所として、衛生環境研究所の運営及び維持管理を行う。(研究所運営費、建物設備保守管理費、分析機器維持管理費等)

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所 (0858-35-5411)

6目 衛生環境研究所費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ISO17025認定維持及び精度管理事業	2,615	3,417	△802				2,615	
トータルコスト	9,604千円 (前年度10,382千円) [正職員：0.9人]							
主な業務内容	試験所認定の国際規格ISO17025の登録維持、検査精度管理							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>試験検査精度を確保するためのISO17025の取組み等を継続して実施し、検査業務における信頼性の確保を図るとともに、県内民間検査機関等の試験検査精度の向上のための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ISO17025認定維持、他機関の実施する精度管理試験への参加 ○当所の検査精度、検査技術の向上・強化 ○県内民間検査機関等を対象とした精度管理試験の実施、技術相談及び指導 								
衛生環境研究所環境学習・活動支援事業	382	382	0				382	
トータルコスト	9,700千円 (前年度9,669千円) [正職員：1.2人]							
主な業務内容	小・中学校等が行う環境学習・活動の支援							
工程表の政策目標(指標)	住民・NPO等の環境学習や環境活動の支援 (環境学習への参加者数及び施設見学者数：2,400人)							
事業内容の説明								
<p>当所の有する知見や施設を活用して、環境学習・活動への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校等の環境学習・活動の支援及び出前講座等 ○施設公開イベントの開催、各種イベントへの出展 ○環境学習用資機材の整備・貸出し 								
衛生環境研究所発信事業	5,115	2,297	2,818				5,115	
トータルコスト	12,104千円 (前年度9,262千円) [正職員：0.9人]							
主な業務内容	試験研究成果及び環境・感染症情報の提供、鳥取県・江原道環境衛生学会の開催							
工程表の政策目標(指標)	北東アジア地域と連携した環境保全活動の推進							
事業内容の説明								
<p>試験研究成果及び環境・感染症情報を県民、企業等へ広く情報提供して、試験研究成果の有効活用及び県民等の意識向上を図る。</p> <p>また、当所及び韓国江原道保健環境研究院の相互の友好と両地域の環境衛生分野の向上を図る。</p> <p>*鳥取県・江原道環境衛生学会の開催(平成27年度開催地：鳥取県)</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
Let's 4R実践 拡大事業	43,336	52,927	△9,591				43,336	
トータルコスト	53,431千円 (前年度 62,988千円) [正職員: 1.3人]							
主な業務内容	補助金事務、市町村・団体・事業者等との連絡調整、会議開催、推進方策検討							
工程表の政策目標(指標)	一般廃棄物の排出量(1人1日当たり)の減量(H26目標値: 880g)・リサイクル率のアップ(H26目標値: 30%)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

循環型社会の形成を目指したごみの減量リサイクルを一層加速させていくため、市町村・民間団体・事業者等の幅広い取組支援や連携強化により4R実践活動を推進する。

2 主な事業内容

(1) 4R実践活動の拡大(6,840千円)

ア 食品ロス削減に向けた取組展開【拡充】

民間団体や飲食店等の協力店と連携した食べきり運動の推進、可燃ごみに含まれる食べ残し等の組成調査等を実施し、家庭や事業所の食品ロス削減に向けて、全県的な取組を展開する。

イ 簡易包装推進運動の展開

スーパー、コンビニ等の協力店で、マイバッグ持参、詰替え商品等の簡易包装などを推進する「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施する。

ウ リユース実践の展開【新設】

持続可能なリユースシステムの構築に向けたモデル事業を実施し、定着方策の検討を行う。

エ 民間団体等の実践活動推進【拡充】

・民間団体が取り組む4R実践活動について、食品ロス削減につながるエコクッキングや食べきり、容器包装ごみの削減につながる過剰包装辞退等の環境にやさしい買い物などの取組を実践内容に追加し、普及啓発を行う。(補助率: 1/2、限度額: 500千円)

・新たに減量、コスト削減等の効果を調査・推計して見える化を図る。(民間団体への委託実施)

・鳥取環境大学と連携し「とっとり流生ごみコンポスト」の推進を図る。

(2) 市町村等の取組支援(36,400千円)

地域の実情に応じた減量リサイクルを加速化するため、生ごみの減量化、リユース食器の利用普及、小型家電・焼却灰等のリサイクルなど、4Rの推進に取り組む市町村等を幅広く支援する。

名 称	4R推進交付金
対 象 者	・市町村等(広域連合、一部事務組合を含む)
対象事業	・4R社会の実現に向けて取組む事業であって、新たに実施又は取組を拡大するもの ※平成27年度から、リフューズ・リデュース・リサイクル(3R)を広げていくため、リサイクルの取組を実施する場合は、リサイクル以外の減量化の取組とセットで実施することを義務付ける。
対象経費	・新たな分別等に関する住民意識調査、収集運搬経費 ・リサイクル技術等の検討調査経費、施設及び設備導入経費 等
補助率等	・ソフト事業1/2、ハード事業1/3 限度額: 20,000千円。但し、ソフト事業は5,000千円(広域連合等は10,000千円)

(3) ごみ減量リサイクル拡大会議を通じた連携強化(96千円)

実践団体、事業者、行政等が一堂に会し、食品ロス削減、簡易包装・リユース推進に向けた展開やとっとり流コンポストの普及等について意見交換を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・民間団体、大学と連携した4R実践活動の拡大や市町村等によるリサイクルシステムの構築等によりリサイクルは進展してきた。
- ・今後は、リサイクル推進に加え、リフューズ・リデュース・リユースの取組を強化する。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境管理事業センター支援事業	33,328	80,918	△47,590				33,328	
トータルコスト	37,211千円 (前年度 84,788千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	企画・連絡調整、補助金審査、支払等							
工程表の政策目標(指標)	公共関与産業廃棄物最終処分場の設置							
事業内容の説明								
(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」)に対して、産業廃棄物最終処分場(以下「最終処分場」)整備の進捗に伴う必要な経費を支援する。								
(単位: 千円)								
区分	事業費	概要						
最終処分場調査検討費	12,172	・事業計画等の検証が必要となった場合の追加調査や最終処分場整備の進捗に伴う必要な調査検討経費						
管理運営費	22,017	・人件費、会議費、印刷製本費、消耗品費等						
支出(事業費計)①	34,189	・上記の事業費合計						
収入(財産収入)②	861	・基本財産運用収入等						
県補助金額(①-②)	33,328							
廃棄物不法投棄対策強化事業	9,476	9,458	18			(雑入) 33	9,443	
トータルコスト	34,324千円 (前年度 34,223千円) [正職員: 3.2人、非常勤職員: 3.0人]							
主な業務内容	巡回監視・指導、原因者の調査、啓発活動、市町村との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物の最終処分量の抑制(H26目標: 23千トン) リサイクル率のアップ(H26目標: 76%)							
事業内容の説明								
廃棄物の不法投棄をはじめとする不適正処理事案に対して、行政、関係機関等の連携した取組を通じて、未然防止や的確な現場対応等を推進する。								
(単位: 千円)								
区分	予算額	事業内容						
廃棄物適正処理推進指導員	8,088	・県内各事務所へ警察官OBを配置						
監視・パトロールの強化及び啓発活動	1,388	・監視カメラ及び無人警報装置の配備 ・県、市町村、民間団体によるパトロールの強化等						
計	9,476							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
不法投棄廃棄物処理事業	7,127	10,254	△3,127				7,127													
トータルコスト	10,233千円 (前年度 13,350千円) [正職員: 0.4人]																			
主な業務内容	検討会議の設置、補助金事務、連絡調整																			
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物の最終処分量の抑制 (H26目標: 23千トン) リサイクル率のアップ (H26目標: 76%)																			
事業内容の説明																				
<p>不法投棄等の個別事案に関し、廃棄物の早期処理や行政処分等の対応について関係者と検討するとともに、投棄者が不明な廃棄物等を撤去する市町村に対して処理経費の助成を行う。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法投棄対応等検討会議の開催等</td> <td>254</td> <td>・学識経験者(廃棄物、水環境)、弁護士、警察を必要に応じて招聘して助言を得る</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理事業</td> <td>6,873</td> <td>・投棄者不明の産業廃棄物の処理経費を市町村に助成 ・補助率 1/2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,127</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	事業内容	不法投棄対応等検討会議の開催等	254	・学識経験者(廃棄物、水環境)、弁護士、警察を必要に応じて招聘して助言を得る	廃棄物処理事業	6,873	・投棄者不明の産業廃棄物の処理経費を市町村に助成 ・補助率 1/2	計	7,127	
区分	予算額	事業内容																		
不法投棄対応等検討会議の開催等	254	・学識経験者(廃棄物、水環境)、弁護士、警察を必要に応じて招聘して助言を得る																		
廃棄物処理事業	6,873	・投棄者不明の産業廃棄物の処理経費を市町村に助成 ・補助率 1/2																		
計	7,127																			
不法投棄産業廃棄物代執行対策事業	5,000	5,000	0			(雑入) 5,000														
トータルコスト	6,553千円 (前年度 6,548千円) [正職員: 0.2人]																			
主な業務内容	行政代執行、連絡調整																			
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物の最終処分量の抑制 (H26目標: 23千トン) リサイクル率のアップ (H26目標: 76%)																			
事業内容の説明																				
<p>周辺地域の生活環境保全上、問題の生じるおそれがある不法投棄産業廃棄物について、行政代執行による速やかな撤去等を行う。</p>																				
産業廃棄物適正処理推進事業	27,976	28,491	△515			(雑入) 2	27,974													
トータルコスト	177,841千円 (前年度177,854千円) [正職員: 19.3人、非常勤職員: 0.3人]																			
主な業務内容	施設・業の許可業務、施設への立入検査、排出者・処理業者への監視指導																			
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物の最終処分量の抑制 (H26目標: 23千トン) リサイクル率のアップ (H26目標: 76%)																			
事業内容の説明																				
<p>産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法に基づき処理施設等への立入検査を行うとともに、排出事業者や廃棄物処理業者に対して指導等を行う。また、県内の産業廃棄物の処理状況を把握するための調査等を行う。</p>																				

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
PCB廃棄物処理対策推進事業	15,181	8,881	6,300				15,181	
トータルコスト	27,605千円 (前年度 21,263千円) [正職員: 1.6人]							
主な業務内容	保管届出受理、保管事業者への立入検査・監視指導、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物の最終処分量の抑制 (H26目標: 23千トン) リサイクル率のアップ (H26目標: 76%)							

事業内容の説明

1 事業の目的

PCB汚染機器等の保管事業者に対して適正保管や処理を行うよう指導するとともに、処理が遅れている中小企業者に対して処理経費を支援し、PCB廃棄物の早期処理を推進する。

2 事業の内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	事 業 内 容
【国の既存制度】 高濃度PCB汚染機器等の処理支援	3,381	○(独)環境再生保全機構が、中小企業の高濃度PCB汚染機器の処理等を推進するため造成している基金に対して定額(人口割で算出)を補助する。 (独)環境再生保全機構は、当該基金を財源として、中小企業に処理経費の補助を行っている。 ・処理先: 日本環境保全事業(株)北九州事業所 ・補助率: 中小企業70%、個人95%
【県の独自制度】 低濃度PCB汚染機器等の処理支援	11,800	○中小企業に対して、低濃度PCB汚染機器等の処理経費を補助する。 ・処理先: 低濃度PCB廃棄物無害化処理認定施設 ・補助率: 1/2 (上限100千円/1台)
計	15,181	

3 これまでの取組状況、改善点

- 県内事業者が無害化処理施設認定を受けた(平成25年8月)ことから、低濃度PCB汚染機器等の処理を加速させるため、処分経費の一部を助成する制度を平成26年度に創設した。
- 電気保安団体等の協力を得てPCB汚染機器等の届出、適正保管等について周知を行うとともに、自家用電気工作物設置者(対象: 4,800事業所のうちPCB保管届出がない約3,800事業所)に対して、未届けのPCB汚染機器の保管がないかアンケート調査を実施中(平成27年1月~)である。

< 低濃度PCB汚染機器の保管・処理状況(H27年1月20日現在) >

区 分	(a) 届出保管・使用	(b) 処理済	(b/a) 処理率
県内全体	5,473台	300台	5.5%
中小企業	415台	101台	24.3%

※PCB特措法による処理期限は平成39年3月

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
廃棄物処理施設紛争 予防事業	4,346	4,211	135				4,346	
トータルコスト	6,676千円 (前年度 6,533千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	審議会の運営、処理業者への指導・助言							
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物の最終処分量の抑制 (H26目標: 23千トン)・リサイクル率のアップ (H26目標: 76%)							
事業内容の説明								
「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、廃棄物処理施設の設置等に係る紛争事案の予防、調整を図るため、「鳥取県廃棄物審議会」を開催するとともに、必要に応じて学識経験者等からの意見聴取を行う。								
鳥取県産業廃棄物適 正処理基金積立事業	9,745	9,774	△29			(財産収入) 245	9,500	
トータルコスト	10,522千円 (前年度 10,548千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	基金の積立業務、連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物の最終処分量の抑制 (H26目標: 23千トン) リサイクル率のアップ (H26目標: 76%)							
事業内容の説明								
鳥取県産業廃棄物処分場税の税収について、産業廃棄物最終処分場の設置や産業廃棄物のリサイクル等を促進する施策に充当するため基金の積立てを行う。 <参考> 平成26年度末の基金積立残高見込額: 182,050千円								
環境美化対策推進事 業	447	447	0				447	
トータルコスト	1,224千円 (前年度 1,221千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	普及啓発活動、広報							
工程表の政策目標(指標)	一般廃棄物の排出量 (1人1日当たり) の減量 (H26目標: 880g) リサイクル率のアップ (H26目標: 30%)							
事業内容の説明								
県民、事業者、行政が一体となって空き缶等の散乱防止、清掃等環境美化の促進を図るため、県HP等による情報提供を通じて普及啓発を行う。								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
一般廃棄物適正処理 推進事業	1,260	1,234	26	24		5	1,231	
トータルコスト	16,790千円 (前年度 16,712千円) [正職員: 2.0人、非常勤職員: 0.7人]							
主な業務内容	交付金事務、実態調査、市町村等への助言、施設の設置許可申請の審査							
工程表の政策目標(指標)	一般廃棄物の排出量(1人1日当たり)の減量(H26目標値: 880g)・リサイクル率のアップ(H26目標値: 30%)							
事業内容の説明								
市町村が行う一般廃棄物行政について必要な助言等を行うとともに、一般廃棄物の処理状況等の調査を行い、市町村、県民への情報提供等を通じてごみ減量・リサイクルの普及啓発を図る。								
循環型社会推進課管 理運営費	6,636	6,702	△66				6,636	
トータルコスト	6,636千円 (前年度 6,702千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
循環型社会推進課の実施する事業及び地方機関との連絡調整に要する事務的経費。								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課(内線：7200)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっどりの豊かな自然と山の魅力発信事業	26,798	2,468	24,330				26,798	
トータルコスト	29,904千円 (前年度 5,564千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	企画・立案、契約等業務、関係機関との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成26年に山の日が制定(平成28年施行)され、登山やトレッキング等の自然体験活動などのニーズが今後高まることが予想される。本県においても、自然公園等の利用や観光誘客につなげるため、とっどりの山ならではの自然体験の機会を創出、情報発信するとともに、平成28年に控えた大山隠岐国立公園80周年記念に向けた気運醸成を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
1. 「山の日」から始まる自然と触れ合う機会の創出		
(1) 山の日制定記念		
(新) 山岳アドベンチャーラリーinTOTTORI	3,038	大山・氷ノ山等への登山や自然観察会の活動に対しスタンプラリーを実施し、鳥取の自然にふれあう機会づくりを図る。
(新) 山歩きの魅力や安全登山、登山文化を考える講座	6,038	山岳・自然関連の出版社とタイアップして、山登りや山のマナー等体験講座を実施し、県内外に情報発信する。
(2) 自然体験活動・普及啓発		
(新) 氷ノ山みんなで守る登山道	736	登山道修繕資材の運搬をボランティアで実施する。
(新) 三徳山ふれあい自然体験教室	330	三徳山の自然観察等を実施する。
大山キャリアアップボランティア	1,588	登山道修繕資材の運搬をボランティアで実施する。
(3) 気運醸成・保全活動等の支援等		
(新) とっどり自然の豊かさとの魅力発信事業	2,200	団体が実施する普及啓発活動へ支援する。(山の日関連イベント、全国自然研究会鳥取県よなごプレ大会、希少野生動植物の保全)
(新) 全国山の日協議会への入会	30	登山・スポーツ振興、保全活動に実績のある団体・個人とネットワークの構築を図る。(設立：平成22年、構成団体：山岳団体、民間企業、自治体等(58団体))
2. 大山隠岐国立公園指定80周年記念に向けた気運醸成		
(1) 指定80周年に向けた準備	200	環境省、関係県との連絡調整を行う。
(2) 大山の自然を守り育む活動展開催	500	一木一石、一斉清掃活動等の写真展を巡回展示する。
(3) (新) 国立公園大山の魅力向上おもてなし研修	138	自然公園ボランティア、自然公園指導員、ガイドを対象に接遇・緊急時対応等の研修を実施する。
(4) (臨) 三徳山魅力発信基盤整備事業	12,000	町が行う三徳山の環境整備(駐車場、トイレ)に対して支援する。(補助率1/3)
計	26,798	

3 これまでの取組状況、改善点

山の日制定後、山の日をPRするため地域関係者と連携し、氷ノ山、大山等の各所でマナーアップキャンペーンを実施した。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課 (内線: 7872)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
生物多様性保全事業	7,597	7,028	569				7,597										
トータルコスト	20,798千円 (前年度 20,958千円) [正職員: 1.7人]																
主な業務内容	希少野生動植物の保護、外来生物の防除、自然環境の保全推進に資する取組																
工程表の政策目標(指標)	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現																
事業内容の説明																	
1 事業の目的・概要																	
県内における希少野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全、外来生物の防除、自然環境の保全により、県民参加による生物多様性の保全を推進する。																	
2 主な事業内容 (単位: 千円)																	
区分	予算額	内容															
1 希少野生動植物保護対策事業	6,526	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物のモニタリングによる状況把握 条例認定団体の実施する保護管理事業への助成 生物多様性GIS保守管理の業務委託 生物多様性地域戦略の策定(策定委員会の開催、ヒアリングの実施、骨子作成等) 															
2 外来生物防除事業	771	<ul style="list-style-type: none"> 外来生物の捕獲技術講習会の開催 多鯉ヶ池外来魚駆除調査の実施 鳥取県外来種検討委員会の開催 															
3 自然環境保全地域管理事業	300	自然環境保全地域(15地域)において、制札板の適正な維持管理や自然保護監視員による巡視等行う。															
計	7,597																
<p>《再掲》とつとりの豊かな自然と山の魅力発信事業</p> <table border="1"> <tr> <td>鳥取県生物多様性保全活動支援補助金(新規)</td> <td>1,000</td> <td colspan="7">身近な希少野生動植物の保護、特定外来種の駆除等を通じて、生物多様性保全の普及啓発等に取り組む団体を支援する。(補助率10/10(上限額100千円))</td> </tr> </table>									鳥取県生物多様性保全活動支援補助金(新規)	1,000	身近な希少野生動植物の保護、特定外来種の駆除等を通じて、生物多様性保全の普及啓発等に取り組む団体を支援する。(補助率10/10(上限額100千円))						
鳥取県生物多様性保全活動支援補助金(新規)	1,000	身近な希少野生動植物の保護、特定外来種の駆除等を通じて、生物多様性保全の普及啓発等に取り組む団体を支援する。(補助率10/10(上限額100千円))															
緑豊かな自然課管理運営費	3,559	4,003	△444				3,559										
トータルコスト	3,559千円 (前年度 4,003千円) [正職員: 0.0人]																
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整																
工程表の政策目標(指標)	-																
事業内容の説明																	
緑豊かな自然課の実施する事業及び地方機関との連絡調整に要する事務的経費。																	

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課(内線：7200)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等管理費	127,856	159,998	△32,142	38,735		(雑入) 2,678	86,443	
トータルコスト	188,423千円 (前年度 220,362千円) [正職員：7.8人、非常勤職員2.0人]							
主な業務内容	維持補修工事の実施、公園施設の管理業務、許認可事務の関係機関との調整、規制・マナーの普及啓発							
工程表の政策目標(指標)	山陰海岸ジオパークや自然公園の貴重な自然に県民が快適に親しむため、適切な施設整備や維持管理を行い、利用促進に向けた広域的な情報提供やPRを行う。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>県が管理する自然公園施設、自然歩道等の適正な維持管理及び自然保護行政推進を行う。</p> <p>自然公園施設、長距離自然歩道等の整備・管理のあり方について、エコツーリズムや学校教育の場としての活用も考慮し施設整備の優先順位付けを行った上、重点投資による計画的な整備を進める。</p>								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区 分	予算額	内 容						
自然歩道・登山道等の安全対策等経費	101,490	山陰海岸世界ジオパーク自然歩道安全対策(11,000)、大山登山道・中国自然歩道安全対策(78,962)、公園施設修繕(9,300)、展望施設等の眺望景観回復(2,228)						
自然公園施設等の管理委託	16,717	公衆便所等の管理(14,683)、公園施設に係る借地料(2,034)						
国立公園清掃活動補助金	3,020	鳥取砂丘、浦富海岸、大山、三徳山等で実施						
その他の経費	6,629	非常勤職員2名、事務的経費等						
計	127,856							
自然保護監視事業	12,828	12,600	228			(雑入) 50	12,778	
トータルコスト	15,934千円 (前年度 15,696千円) [正職員：0.4人、非常勤職員：5.0人]							
主な業務内容	自然公園等の巡視、自然保護ボランティア制度の運用、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	鳥取県生物多様性地域戦略(仮称)の策定検討などを通して、本県の生物多様性の保全に関する施策の方向性を定めるとともに、保護管理とのバランスを図りながら野生鳥獣の被害防止対策を講じる。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>自然公園(国立、国定、県立)の巡視、鳥獣保護や狩猟取締の監視・指導、自然保護思想の普及啓発等を行うため、総合事務所に自然保護監視員を配置するとともに、監視員を補完する役割を担う自然保護ボランティア制度の充実を進める。</p>								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区 分	予算額	内 容						
自然保護監視員人件費等	12,618	非常勤職員5名						
自然保護ボランティア活動経費	210	ボランティア活動保険等						
計	12,828							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課 (内線: 7200)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山自然ふれあい館管理運営費	49,429	49,063	366				49,429	
トータルコスト	53,312千円 (前年度 52,159千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	運営状況の確認、指定管理者との調整、リニューアルイベントに係る調整							
工程表の政策目標(指標)	県民、NPO団体、関係自治体等と協働して各自然公園の適正な管理、環境整備を行うとともに、地元の自然を身近に感じていただけるよう、新しい自然の楽しみ方の視点も加え、鳥取らしい自然との関わりを検討する。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>氷ノ山の魅力を紹介する拠点としての機能を充実し、リニューアルオープンを迎える「氷ノ山自然ふれあい館」の管理運営のための経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理委託料 (49,063千円) 指定管理者: (一財)鳥取県観光事業団 指定管理期間: H26.4~H31.3</p> <p>(2) リニューアル式典経費 (366千円) 平成27年4月に「氷ノ山自然ふれあい館」のリニューアルオープンを予定していることから、オープニングセレモニーを実施する。 日程: 平成27年4月25日(土) 予定 場所: 氷ノ山自然ふれあい館エントランスホール</p>								
〔廃止〕 大山・三徳山魅力発見・発信事業	0	2,244	△2,244					
トータルコスト	0千円 (前年度: 2,244千円)							
〔廃止〕 氷ノ山グリーンエコリゾート整備事業	0	117,237	△117,237					
トータルコスト	0千円 (前年度: 122,654千円)							
〔廃止〕国立公園編入記念「三徳山」魅力発見・発信事業	0	24,100	△24,100					
トータルコスト	0千円 (前年度: 27,196千円)							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費
4項 林業費
9目 狩猟費

緑豊かな自然課 (内線: 7872)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高病原性鳥インフルエンザ等対策事業	1,266	1,013	253				1,266	
トータルコスト	4,372千円 (前年度 4,109千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	ウイルス保有状況調査							
工程表の政策目標(指標)	野鳥の死亡状況等を的確に把握し、高病原性鳥インフルエンザ発生時の迅速かつ的確な対応を行う。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの監視調査を行うことにより早期発見に努め、鳥獣の適正な保護管理を行う。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
区 分	予算額	内 容						
ウイルス保有状況調査	1,266	・糞便採取調査 ・死亡野鳥等調査						
特定鳥獣保護管理事業	34,041	33,879	162		(手数料) 404 (雑入) 30	33,607		
トータルコスト	54,230千円 (前年度 51,679千円) [正職員: 2.6人、非常勤職員: 3.0人]							
主な業務内容	調査業務委託、各種情報収集・整理、計画推進体制整備、関係機関との調整							
工程表の政策目標(指標)	被害防止と保護管理のバランスを図りながら、人と野生鳥獣の棲み分けによる共存を目指す							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカについては、人間社会との軋轢が問題となっており、一方で絶滅のおそれのある種への対応を含めた適正な個体数管理が必要となっている。このため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定、計画の実行及び科学的知見に基づく検証を行うとともに、計画実行の担い手確保のため若手狩猟者への支援を行う。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
区 分	予算額	内 容						
保護管理計画検証検討会の開催等	770	・生息状況調査の結果に基づき保護管理検討会を開催し、計画の達成状況や対策等について検討						
クマ・イノシシ等特定鳥獣生息状況調査の実施	7,054	・ツキノワグマ・イノシシ等生息情報、被害情報の整理及び行動分析(専門機関への委託)						
カワウ生息状況調査	800	・カワウ飛来数・生息状況等の把握(野鳥の会委託)						
クマ対策の推進	24,968	・ツキノワグマ追跡調査員の配置(非常勤職員: 3名) ・学習放獣の実施(専門機関への委託) ・遭遇回避対策(遭遇回避総合対策事業補助金等)						
(新)若手猟師参入促進補助金	449	・法改正によりわな猟等の免許取得年齢が引き下げられたことから、若年層の狩猟への参入を促すため、狩猟免許取得年齢に達した者が2年以内に狩猟免許(わな、第1種猟銃)を取得し狩猟登録する場合に、その経費を支援する(補助率: 定額)						
合 計	34,041							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

9目 狩猟費

緑豊かな自然課課 (内線: 7872)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣保護及び適正狩猟推進事業	4,881	4,531	350			(手数料) 4,874 (雑入) 7		
トータルコスト	34,388千円 (前年度 33,939千円) [正職員: 3.8人、非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	鳥獣保護区等の指定・管理、狩猟者登録事務、狩猟取締等の実施、狩猟免許事務							
工程表の政策目標(指標)	被害防止と保護管理のバランスを図りながら、人と野生鳥獣の棲み分けによる共存を目指す							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、以下の事務を行う。

- (1) 狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習会の実施
- (2) 狩猟者登録事務の実施
- (3) 狩猟取締りの実施、違法行為への対応
- (4) 鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域等の指定、設置した標識の管理

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
狩猟免許更新講習会、狩猟免許試験等	1,166	更新講習会報償費、旅費、講習会テキスト、会場使用料等
狩猟関係物品購入	1,603	狩猟地図・登録証の印刷、狩猟者記章等の購入
鳥獣保護区等の指定及び管理	304	標識の設置
非常勤職員の配置	1,808	東部総合事務所への配置(1名)
合計	4,881	

野生動物ふれあい推進事業	3,168	3,855	△687				3,168	
トータルコスト	12,486千円 (前年度 13,124千円) [正職員: 1.2人]							
主な業務内容	普及啓発、委託契約の締結、関係団体及び関係機関との調整							
工程表の政策目標(指標)	被害防止と保護管理のバランスを図りながら、人と野生鳥獣の棲み分けによる共存を目指す。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

愛鳥週間ポスター・巣箱コンクールの開催、愛鳥モデル校の指定、傷病鳥獣の救護、野生鳥獣保護の普及啓発等を行い、野生動物とのふれあいを推進する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
愛鳥ポスター・巣箱コンクールの開催、愛鳥モデル校の支援	509	・コンクール開催経費(賞品、委員謝金等) ・モデル校の活動経費
傷病鳥獣の救護対策	1,825	・傷病鳥獣の保護治療
鳥獣生息調査の実施	834	・鳥獣保護区生息分布調査等の実施
計	3,168	

平成27年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

9目 狩猟費

緑豊かな自然課課 (内線: 7872)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣捕獲者確保環境整備事業	5,191	6,840	△1,649				5,191	
トータルコスト	6,744千円 (前年度8,388千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	関係先との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	被害防止と保護管理のバランスを図りながら、人と野生鳥獣の棲み分けによる共存を目指す。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中山間地域における有害鳥獣の被害は深刻であり、県や関係市町村が連携した対策が必要である。しかし、現場の対策を担う狩猟者は高齢化等により減少しており、特にイノシシ・ニホンジカの捕獲に有効な銃猟者の確保は早急の課題となっている。

このため、資格取得の支援や銃猟者の射撃練習・技能講習等に係る負担を軽減するための環境整備を行う。

- (1) 有害鳥獣捕獲等を担う狩猟免許者の育成・確保を図るため、狩猟者養成に係る各種事業を県猟友会に委託して実施する。
- (2) 銃猟者の技術向上や経費負担の軽減を図るための支援策を実施する。
- (3) 大口径ライフル射撃場の県内整備を検討するため、関係機関との連絡調整会議を開催する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
狩猟者養成業務委託	2,538	イノシシ、ニホンジカなどの有害鳥獣捕獲を担う有能な狩猟者を猟友会に委託して育成する。 ・狩猟免許・猟銃所持許可取得のための事前講習会 ・大口径ライフル技能講習受験のための事前講習会 ・捕獲技能向上のための講習会 ・獣肉処理・加工衛生講習会 等
銃猟者への直接的な支援措置	2,525	有害捕獲従事者が行う射撃練習、技能講習受講に支援を行う市町村への補助等 ・射撃練習奨励補助金 (県1/3、市町村1/3) ・散弾銃技能講習受講経費支援 (県1/2、市町村1/2) ・ガバメントハンター養成経費支援 (県1/3、市町村1/3) ・大口径ライフル技能講習のための県外射撃場への旅費支援 (85,000円/人)
大口径ライフル射撃場整備に係る連絡調整会議の開催	128	・関係機関及び外部有識者の旅費、報償費
計	5,191	

3 これまでの取組状況、改善点

資格取得から技能向上や負担軽減に至るまで一連の支援を実施し、若手狩猟者は増加傾向にある。また、鳥取クレ射撃場の再開整備経費を支援(平成26年度6月補正予算で措置)し、被害防止のための体制整備を図っている。

大口径ライフル射撃場の県内整備については、射撃場整備の在り方検討会等で関係機関と協議を進めてきたが結論は出ておらず、費用対効果や整備主体と関係自治体等の負担のあり方、管理方式や資格者の確保など、課題の整理が必要である。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

1目 観光費

緑豊かな自然課 (内線: 7637)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
山陰海岸世界ジオパークネットワーク推進事業	89,059	83,966	5,093	30,629		20	58,410	
トータルコスト	119,343千円 (前年度 114,148千円) [正職員: 3.9人、非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	山陰海岸ジオパーク推進協議会への参画、関西広域連合事務、補助金・委託事業等交付事務、普及・啓発等の実施							
工程表の政策目標(指標)	世界ネットワーク加盟を果たした山陰海岸ジオパークについて、関西広域連合の主管県として、ジオウォークなどのイベント実施や環境整備、教育活用、観光、JR活用等、多面的なジオパーク振興事業を推進します。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

世界ジオパークネットワークの再認定を果たした山陰海岸ジオパークについて、さらなる魅力づくりやツーリズムの推進、外国人観光客対応の充実に取り組む。

また、平成27年9月に開催する「第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク (APGN) 山陰海岸シンポジウム」を盛り上げ、同大会を活用した鳥取のPRと地域のジオパーク活動の促進を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
1 APGNシンポジウム関連事業	7,745	(1) (新) 住民参加プログラムの実施 (1,092) ・地元住民向けに参加無料のサイエンスカフェ・セッション等を実施する。 (2) (新) 会場でのジオ物産展、ステージイベントの開催 (4,233) (3) (新) 電話通訳サービスへの加入 (1,000) ・外国からの参加者対応として、県内のホテルや店舗等が大会期間中に多言語コールセンター(電話)を活用できるようにする。 (4) (新) 大会に携わるガイド及びボランティアの研修 (340) (5) (新) アクティビティモニターツアーの開催 (1,080) ・山陰海岸の魅力強くアピールするため、大会参加者を対象にシーカヤックやシュノーケリングなどを体験するモニターツアーを開催する。 (6) 市町実施事業への支援 (別掲: 山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金) ・市町が実施する歓迎看板・フラッグの掲出、飲食イベント等のおもてなし事業を支援する。
2 外国人観光客対応の充実	12,648	(1) (新) ビデオ通訳サービスの活用 (1,742) ・民間のビデオ通訳サービスに加入し、専用タブレットをガイド団体等に貸し付ける。 (2) (新) アプリを活用した外国語音声ガイドの整備 (5,968) ・外国人が多く訪れるスポットを中心に、アプリを活用した動画と外国語の音声案内を整備する。 (3) 外国人対応職員(砂丘事務所、山陰海岸学習館 計2名)の配置 (4,938)
3 ジオパーク活動への支援	15,422	(1) 山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金(補助率1/2) (15,422) ・民間事業者や市町が行うジオパークに関する様々な取組を支援する。
4 ジオパークのさらなる魅力づくり	21,980	(1) (新) ロングトレイルルートの整備・運用 (15,880) ・自然景観を楽しみながら歩く「ロングトレイル」ルートの整備・運用に向け、運営母体となる協議会の立ち上げ、ルートの試行的運用、全国への情報発信を行う。 (2) 小中学生を対象とした夏休み自由研究対策講座「ナツヤスミ宿題ラリー」の開催 (3,600) (3) 山陰海岸ジオウオーク補助金(補助率: 定額、上限1,500千円) (4) (新) 自然歩道の眺望景観回復 (1,000)
5 おもてなし対策	3,429	(1) (新) 鳥取駅・鳥取空港への歓迎看板の掲出 (3,429)
6 調査研究活動の推進	1,500	(1) 山陰海岸ジオパーク調査研究支援補助金 (補助率: 10/10、上限: 大学生・研究者500千円、その他100千円)

7 旅行商品造成・ 情報発信	12,874	(1) 旅行会社への旅行商品造成支援 (5,000)
		(2) 県外等への広報宣伝 (7,128)
		(3) 県政ジオバイザリースタッフの配置 (496)
		(4) 鳥取砂丘検定の実施 (250)
8 他のジオパーク との連携	2,200	(1) 隠岐との連携 (1,800) ・旅行商品造成支援、鳥取隠岐航路トライアル事業でのガイド交流
		(2) (新) 南紀熊野とのガイド交流 (400)
9 その他	11,261	(1) 山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金 (5,797) (2) 事務費等 (5,464)
計	89,059	

【参考】

- (1) 関西広域連合（広域観光・文化振興分野）での取組（関西広域連合予算1,000千円）
 ・山陰海岸ジオパーク等のトップセールス、観光セミナーの開催
 ・外国人観光客向けガイドブック等で「地質の道」をPR

(2) 他の主なジオパーク関連事業

(単位：千円)

区分	予算額	事業内容
1 ジオパーク拠点 施設の充実	20,963	○山陰海岸学習館運営費（博物館） ・山陰海岸ジオパークの中核拠点施設である山陰海岸学習館の管理運営費
2 インフラ整備	11,000	○自然歩道の安全対策（緑豊かな自然課） ・龍神洞の斜面对策、鴨ヶ磯の斜面点検
	117,800	○一般県道鳥取砂丘細川線の遊歩道の整備（道路建設課）
	4,000	○「見たい、行きたい、撮りたい」山陰海岸ジオパークおもてなし施設整備事業（鳥取県土整備事務所） ・インターチェンジの出入口付近へPR看板を設置する。
	6,700	○鳥取隠岐航路トライアル事業（空港港湾課） ・鳥取～隠岐航路の可能性を探るため、超高速船をチャーターしてモニターツアーを実施する。
3 教育活用	14,155	○山陰海岸学習館事業費（博物館） ・ジオパークエリア内の調査研究の充実、ダイオウイカ標本製作等展示資料の充実、野外観察会開催等の推進
4 ツーリズムの推 進	17,772	○JR山陰本線を活用した因幡・但馬交流等促進事業（交通政策課） ・団体旅行や旅行商品等への支援、ジオライナー沿線ガイドマップ作成、列車のPR、ジオライナー外装ラッピング修繕等
	800	○岩美キッズトライアスロン支援事業（東部振興監東部振興課）
	357	○因幡・但馬ジオパーク地域交流陸上競技大会支援事業（スポーツ課） ・中学生の合同陸上競技大会の運営費を支援する。
	6,815	○観光周遊促進支援事業（観光戦略課） ・鳥取空港から鳥取砂丘への乗り合いタクシー、鳥取砂丘・浦富海岸を周遊するボンネットバス、因幡地域周遊バスツアー「Gバス」及び鳥取誘客キャンペーン「鳥取らく～だバス」の運行を支援する。
	173	○鳥取砂丘魅力満喫ジオツアーの開催（砂丘事務所）
計	200,535	

ジオパーク関連事業 合計 289,594千円

3 これまでの取組状況、改善点

山陰海岸ジオパークは、平成22年10月の世界ジオパークネットワーク加盟認定後、観光や学校教育等での活用が図られ、カヌー体験をはじめ観光入込客数が増加するなど一定の成果が上がっている。平成26年度には世界ジオパークネットワークの再認定審査を受検し、鳥取市西部のエリア拡大も含めて再認定を果たした。今後、外国人観光客受入態勢整備の充実など再認定の際の指摘事項に対応するとともに、平成27年9月に開催する「第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム」の成功に向け、準備を進める。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
5項 都市計画費
3目 公園費

緑豊かな自然課 (内線: 7199)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域で進めるとつとりの緑創造事業	28,659	17,150	11,509				28,659	
トータルコスト	31,765千円 (前年度20,246千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	検討会の実施、工事の発注監督、補助金制度の創設、委託業務の発注等							
工程表の政策目標(指標)	緑あふれる快適で魅力あるまちづくりと生活空間の創出を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

全国都市緑化とっとりフェア開催の成果として、市民活動による緑の地域づくり運動が広がり、緑のまちづくりリーダーが活動をはじめている。

今後、この取組が大きなグリーンウェイブとなり、県内各地で美しく魅力的な緑の地域づくり運動として展開されることを推進する。

2 主な事業内容

事業区分	事業費(千円)	事業の概要
1. 緑の創出		
(1) 緑化実証整備モデル検討事業	16,450	多くの人々の目にとまるまちなかのスポットを統一感があり美しく質の高い「とっとりらしい緑」として修景するため、緑化関係者や学識経験者等による検討会を実施し、その検討成果をモデルとして整備する。 (検討会経費250千円、整備費16,200千円)
2. 緑の育成		
(1) 地域緑化活動育成支援補助金	4,000	ととりの緑化を広く県内に普及し、緑化を推進する人材を育成する等、花と緑のまちづくりを実施する団体等に助成する。 ・補助率: 定額2,000千円 (2団体)
(2) 花と緑のまちづくり支援事業補助金	4,000	市町村が地域住民の緑化活動に対し支援する制度に支援する。 ・補助率1/2: 上限額50千円 (80件)
(3) 緑のまちづくりリーダー交流会	1,095	緑やまちづくりに関心を持つ者が繋がるネットワークを展開するための交流会を実施する。 (講演+意見交換会 東中西3地域×1回程度)
(4) みどりの講師派遣制度	630	自治会、公民館等が企画する緑化活動等に講師を派遣する。
3. 緑の普及		
(1) とっとり修景緑化ガイドマニュアルの作成	2,484	ともに育てる身近な緑を実践するための具体的な整備や維持管理方法の説明書を作成する。
合計	28,659	

【参考】他に関連事業として「鳥取緑化推進事業」を実施

3 これまでの取組状況・改善点

全国都市緑化フェアを契機に、鳥取の在来植物を活かした自然風の庭「ナチュラルガーデン」を核として、自然の草花を生活の中に取り入れる「鳥取流緑化スタイル」の普及や人材育成を通じ、身近な緑づくりのすそ野拡大を進めてきた。

今後は、緑化活動を支える関係団体等との連携や市町村を通じた住民や団体等の活動支援へ重心を移し、ナチュラルガーデンだけでなく、従来の庭園緑化や造園技術等にも着目し、鳥取の自然等を活かした緑づくりを地域全体で進める。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
5項 都市計画費
3目 公園費

緑豊かな自然課 (内線: 7403)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園管理費	519,651	507,785	11,866			国庫収入 1,900 (使用料) 7,064 (雑入) 15,179	495,508	
トータルコスト	533,628千円 (前年度521,715千円) [正職員: 1.8人]							
主な業務内容	指定管理者等との協議調整、委託業務の執行・管理、備品等の整備、都市公園法等に係る許認可など							
工程表の政策目標(指標)	県立都市公園の適正で魅力ある管理により、利用者数の増を図る。 (年間利用者数: 200万人)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県立都市公園の充実した管理運営を図るため、指定管理者への管理委託、備品の購入等を実施する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業区分等	本年度	前年度	内 容
布勢総合運動公園	316,460	289,268	コカ・コーラウエストスポーツパーク
指定管理委託料	273,806	273,806	指定管理者: (公財) 鳥取県体育協会
競技用機器リース	4,347	4,347	陸上競技場運営機器
備品購入等	38,307	11,115	超音波風速計等
東郷湖羽合臨海公園	120,616	119,726	引地地区(燕趙園)を除く
指定管理委託料	119,726	119,726	指定管理者: (一財) 鳥取県観光事業団 (株) チュウブ共同企業体
備品購入等	890	0	トレーニング機器
燕趙園	75,589	79,721	東郷湖羽合臨海公園引地地区
指定管理委託料	73,647	73,647	指定管理者: (一財) 鳥取県観光事業団
備品購入等	587	6,074	園内放送機器等
開園20周年記念式典開催費	1,355	0	記念式典開催に係る経費
米子駅前だんだん広場	1,826	1,690	直営管理
管理委託料	1,826	1,690	清掃、造園保守、時計塔保守
緊急維持工事費	5,000	5,000	災害等による緊急修繕に対応する費用
負担金	160	140	(一社) 日本公園緑地協会会費等
その他委託料	0	12,240	布勢陸上競技場の補償金等請求訴訟に係る裁判費用
合 計	519,651	507,785	

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

緑豊かな自然課 (内線: 7199)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取緑化推進事業	13,483	17,836	△4,353				13,483	
トータルコスト	16,589千円 (前年度 20,932千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	コンテストの募集・実施、講演会・講習会の企画・立案、委託業務の発注等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

全国都市緑化とっとりフェア (H25年9月～11月) を一過性のイベントとして終わらせないよう、開催により高まった都市緑化推進の気運を継承し、鳥取の幅広い緑化の普及啓発、人材育成を継続して行うことを目的とする。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業区分	事業費	事業の概要
1. とっどりの自然を活かした庭づくりの推進		
(1) ガーデンデザインコンテストの実施	6,085	とっどりの自然を活かした自然風の庭園緑化デザインを募集し、とっどりの修景緑化の開発、普及、啓発、情報発信に繋げる。また、26年度コンテスト大賞受賞者による全国レベルのガーデンショーへの出展を行う。
(2) 庭づくり普及講演会・技術講習会の実施	805	とっどりの自然を活かした自然風の庭づくりの魅力をも普及するとともに、身近に実践してもらうための技術を講習する。
2. 緑化推進イベントの開催、出展		
(1) 花と緑のフェアの開催	1,350	県内3箇所で実施する「花と緑のフェア」開催経費を実行委員会に負担する。 (東中西部実行委員会への負担金: 補助率1/3)
(2) グリーンウィーク2015アクションの実施	243	国連が定める生物多様性の日(5/22)に植樹等を行うイベントを実施する。
(3) 全国都市緑化あいちフェアへの出展	5,000	緑を通じた「とっどりの魅力」を情報発信するとともに、県内造園技能の育成、向上、伝承の機会として「あいちフェア」(9月～11月開催)に出展する。
合計	13,483	

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

緑豊かな自然課 (内線：7369)

3目 公園費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 都市公園維持費	109,830	122,734	△12,904				109,830	
トータルコスト	117,595千円 (前年度 130,473千円) [正職員：1.0人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者等との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
工程表の政策目標(指標)	県立都市公園の適正で魅力ある管理により、利用者数の増を図る。 (年間利用者：200万人)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県立都市公園の各施設において、計画的な修繕等を行うことにより、施設修繕費の低減を図り、安全で安心して利用できる都市公園の整備を行う。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
公園名	予算額	内 容						
布勢総合運動公園	75,502	○監視用屋外カメラ設置、陸上競技場大型映像用送出システム機器更新 ほか						
東郷湖羽合臨海公園	27,882	○夢広場・キャットウォーク取替 ○外灯取替工事、灯浮標・チェーン交換等 ほか						
燕 趙 園	6,446	○天池給水ポンプ修繕、外壁工事、給水管改修						
計	109,830							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

緑豊かな自然課 (内線: 7369)

3目 公園費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) (新)公園施設長寿命化計画策定事業	24,000	0	24,000	12,000			12,000	
トータルコスト	24,777千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	公園施設長寿命化計画の策定							
工程表の政策目標(指標)	県立都市公園の適正で魅力ある管理により、利用者数の増を図る。 (年間利用者: 200万人)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県立都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や公園施設に係るトータルコストの低減に資するよう公園施設長寿命化計画を作成する。

2 主な事業内容

布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園の公園施設について公園施設長寿命化計画を作成する。

3 各県立都市公園の概要

【布勢総合運動公園】

供用開始年	昭和59年
年間利用者数	平成25年度 約109万人
主な施設	陸上競技場(第一種公認) 補助競技場(第三種公認) 野球場 テニス場 体育館(メインアリーナ、サブアリーナ) 多目的広場 球技場 遊具広場 ふれあい広場 日本庭園 桜の園等
管理者	公益財団法人鳥取県体育協会
委託期間	平成26～30年度(5年間)

【東郷湖羽合臨海公園】

供用開始年	昭和54年
年間利用者数	平成25年度 約43万人
主な施設	体育館 カヌーセンター 多目的広場(芝生広場) テニスコート等
管理者	一般財団法人鳥取県観光事業団
委託期間	平成26～30年度(5年間)

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

砂丘事務所（内線：0857-22-0583）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘景観保全再生事業	10,955	11,099	△144				10,955	
トータルコスト	22,603千円（前年度 22,708千円）〔正職員：1.5人〕							
主な業務内容	鳥取砂丘再生会議への負担金交付事務、除草ボランティアの募集及び実施、国・鳥取市との許認可事務の調整、鳥取砂丘ガイドの養成とガイド活動の実施等							
工程表の政策目標（指標）	鳥取砂丘の除草をボランティアを募集して実施（ボランティア：5,000人）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の理念に基づき、民間と行政で構成する鳥取砂丘再生会議が行う鳥取砂丘の景観保全再生事業に要する経費を負担する。

2 主な事業内容

鳥取砂丘景観保全再生事業負担金：10,805千円（負担割合 県1/2、鳥取市1/2）

事務費：150千円

〔鳥取砂丘景観保全再生事業全体事業費〕

（千円）

区分	総事業費	事業内容
保全・再生の事業	16,373	外来系移入植物の除草活動、スリバチの保全・下草刈り、景観改善のための植生処理、堆積砂移動処理等
保全・再生の調査研究	4,425	長期的な砂丘の地形変動調査、除草のための調査、動植物の調査、景観の改善調査等
人材養成	684	ガイド養成のための講座開設、ガイド活動の支援
事務費	128	
計	21,610	費用負担：県10,805千円、鳥取市10,805千円

3 これまでの取組状況、改善点

地元民間団体、鳥取市、鳥取県で構成する鳥取砂丘再生会議の取組みにより、砂丘の草原化は食い止められている状況である。

今後も、国の天然記念物指定当時（昭和30年代）のような「砂の動く生きている砂丘」を取り戻し維持していくことを目標に、鳥取砂丘ランドデザイン行動計画に基づき、砂丘利用者等による通年的な除草活動などの保全再生の取組みを進めるとともに、眺望を阻害する樹木の処理や下層植生の処理など、景観の改善に取り組む。

また、山陰海岸ジオパークの一角を占める鳥取砂丘の価値・魅力を発信する鳥取砂丘ガイドを養成する鳥取砂丘大学の開設、鳥取砂丘ガイドによる活動支援を行う。

〔除草ボランティアの実績内容〕12月末現在

種別	期間	参加者数
夏季ボランティア除草活動	7月19日～9月7日（12日間）	1,269人
企業・団体等による除草活動	通年	1,742人（22団体）
観光客による除草体験	通年（土日祝日）	2,605人
夕方除草	6月13日～8月1日（6日間）	102人
アダプトプログラム	通年	942人（6個人、11団体）
合計		6,660人

〔鳥取砂丘ガイドのガイド実績〕

実施期間等	6月21日～10月26日（土日祝日）
登録者数	43人
実施延人数	99人
ガイド件数	2,739件

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

砂丘事務所（内線：0857-22-0583）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
日本一の鳥取砂丘を守り育てる事業	14,121	14,089	32			47	14,074	
トータルコスト	21,886千円（前年度21,828千円）[正職員：1.0人非常勤職員：5.0人]							
主な業務内容	砂丘ガイド及び巡視活動、普及啓発、関係機関や団体との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	ガイドを通じて利用者の意識啓発に努める（ガイド件数：2,000件、落書き件数300件）砂丘を学習する機会（観察会・学習会）の提供（参加者数：180人）							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づき、巡視指導、条例の趣旨の普及啓発、砂丘の魅力を伝える活動により、鳥取砂丘の保全と再生、適正な利用の推進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取砂丘レンジャー等非常勤職員の配置 11,011千円 砂丘利用者へのガイド及び条例違反への対応（巡視・指導）を行い、条例趣旨の徹底を図るため、鳥取砂丘レンジャー2名、砂丘事務所に係る事務1名、鳥取砂丘景観保全推進員2名、計5名の非常勤職員を配置する。</p> <p>(2) ジオツアーの実施 173千円 鳥取砂丘の価値・魅力を広く県民等に伝えるため、鳥取砂丘魅力満喫ジオツアーを開催する。</p> <p>(3) 熱中症対策 60千円 熱中症等により砂丘内で体調不良となった観光客の対処を行う経費である。（標準事務費対応）</p> <p>(4) 砂丘事務所の運営 2,877千円 砂丘事務所の賃借料、消耗品費等の砂丘事務所の運営に要する経費である。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 砂丘利用者へのガイド等</p> <p>ア ガイド・案内件数 1,790件（平成26年4月～12月）</p> <p>イ 鳥取砂丘魅力満喫ジオツアーの実施（平成27年1月末） ・内容 砂丘での天体観測、砂丘に関する文学等（3回 24人）</p> <p>(2) 鳥取砂丘レンジャーの活動</p> <p>ア 活動の基本的考え方 単に条例の禁止事項を取り締まるということではなく、県民の財産である鳥取砂丘をガイド（解説）することによって、砂丘利用者の方に砂丘の価値や魅力を認識していただき、条例の趣旨の啓発を行っていくことを重点に置いて活動する。</p> <p>イ 禁止行為の発見等（平成26年4月～12月） ・落書き発見件数：238件（含む10m以下）（前年同期比6.3%減）</p> <p>(3) 砂丘の景観保全活動の体制整備 鳥取砂丘景観保全推進員（非常勤職員）2名を配置し、除草ボランティアの指導・除草補助や砂丘内並びに砂丘周辺の除草・伐木等を臨機応変に行う。</p>								
〔廃止〕 鳥取砂丘観光情報バ リアフリー化事業	0	2,975	△2,975					
トータルコスト	0千円（前年度7,618千円）							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

1目 観光費

砂丘事務所（内線：0857-22-0583）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘新発見伝事業	10,271	10,271	0				10,271	
トータルコスト	21,919千円（前年度 21,880千円）[正職員：1.5人]							
主な業務内容	鳥取砂丘再生会議への負担金交付事務、国・鳥取市との許認可事務の調整、イベントの公募・審査・実施決定・広報・実施							
工程表の政策目標（指標）	砂丘の魅力的な情報発信、イベントの実施（新発見伝イベント：7イベント）							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取砂丘観光の振興と地域活性化に寄与することを目的に、鳥取砂丘の新しい魅力を創造・発見して県内外に情報発信するイベントを広く一般から公募し、その開催経費を助成する鳥取砂丘再生会議に対して、鳥取砂丘新発見伝事業負担金を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取砂丘新発見伝事業負担金：10,000千円（負担割合 県1/2、鳥取市1/2） 事務費：271千円</p> <p>(2) 鳥取砂丘再生会議の役割</p> <p>ア 一般からのイベント募集・審査・決定、イベント開催経費の助成・サポート</p> <p>イ 実施されたイベントの評価</p> <p>ウ ホームページなどによる広報宣伝</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>鳥取砂丘新発見伝事業をはじめとした鳥取砂丘の利活用方策のあり方については、鳥取砂丘再生会議利活用部会で議論を重ね、次のような取組みを実施している。</p> <p>ア 民間主導のイベント展開で、全日本サンドボード選手権大会やALLSTARZ駅伝など、砂丘の新たな魅力として広く認知されるイベントとして定着している。</p> <p>イ 事業説明会の開催や県外事務所との連携による事業の新規開拓に努めている。</p> <p>ウ 鳥取砂丘新発見伝ホームページでイベントの開催案内やイベントの開催状況などをタイムリーに掲載するなど、情報発信に努めている。</p>								
〔平成26年度鳥取砂丘新発見伝開催イベント〕								
イベント名				参加者数等				
睡蓮の花と雪景色の多鯰ヶ池を楽しむカヌー				66人（事業実施中）				
小鳥の家族in鳥取砂丘 ～この地球ほし、砂の世界を体感しよう！～				19人（5家族）				
砂丘ビーチ砂もり大会				中止（台風接近）				
トットリDEアスロンin鳥取砂丘				52人				
鳥取で砂丘コスプレ！				21人				
鳥取大砂丘第10回全日本サンドボード選手権大会				58人				
第4回鳥取砂丘ALLSTARZ駅伝				90人（15チーム）				
「パラソリ」で風力を使って鳥取砂丘を疾走しよう！				なし（天候不良による）				

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課(内線：7159)

3目 交通対策費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全対策推進事業	6,765	6,510	255				6,765	
トータルコスト	17,636千円 (前年度 17,345千円) [正職員：1.4人]							
主な業務内容	交通安全に係る各種広報啓発、補助金交付、補助事業者との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	交通事故の発生件数、交通事故死者数を減少させる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

交通事故のない地域社会を実現するため、交通安全に対する県民への意識啓発など各種交通安全対策を推進するとともに、鳥取県交通対策協議会が実施する交通安全啓発活動等に要する経費に対して助成を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内容
交通安全対策推進費	568	・交通安全母の会連合会の支援 ・鳥取県交通安全対策会議の開催
交通対策協議会補助事業費	6,197	・交通安全普及ポスター、啓発用品の作成及び広報啓発活動 ・交通安全県民大会の開催 ・高齢者交通安全対策事業(交通安全講習)の実施 ・事務局運営経費(書記1名の人件費含む)
合計	6,765	

3 これまでの取組状況、改善点

各期の交通安全運動を実施するなど、年間を通じ県民への交通安全啓発を行ってきたが、交通事故発生件数、負傷者数は減少したものの、死者数は増加した。

【平成26年中の交通事故発生状況】

- ・死者数 34人(前年比 +9人)
- ・人身事故件数 1,168件(前年比 △112件)
- ・負傷者数 1,395人(前年比 △224人)

交通事故相談所運営事業	5,558	5,546	12		(雑入) 20	5,538		
トータルコスト	7,111千円 (前年度 7,094千円) [正職員：0.2人 非常勤職員：2.0人]							
主な業務内容	交通事故相談所の運営							
工程表の政策目標(指標)	交通事故の発生件数、交通事故による死者数を減少させる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

交通事故被害者等の救済を行うため、交通事故相談所(鳥取・米子)を運営する。

2 主な事業内容

鳥取・米子の交通事故相談所において公正・中立な立場で、相談者に対し損害賠償問題、示談交渉等に関する示唆、助言を行うことにより、交通事故に関する紛争解決と被害者の救済を図る。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課(内線:7159)

3目 交通対策費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
安心とっとり交通安全啓発事業	2,386	872	1,514				2,386	
トータルコスト	3,163千円(前年度1,646千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	チャイルドシート使用促進に係る広報啓発活動及び高齢者、自転車利用者に対する交通安全啓発活動							
工程表の政策目標(指標)	交通事故の発生件数、交通事故による死者数を減少させる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- 子どもの交通事故被害の軽減に効果のあるチャイルドシートについて、使用率の向上を図るため、保護者等に対してチャイルドシート使用促進のための啓発活動を実施する。
- 高齢者の交通事故防止を推進するため、市町村や関係団体と連携して、高齢者が交通事故の被害者、加害者とならないための啓発活動を実施する。
- 自転車の安全利用を推進するため、通学等で自転車を利用する機会の多い中学生、高校生を対象に自転車事故の被害者、加害者とならないための啓発活動を実施する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	予算額	内 容
チャイルドシート使用の促進	168	・幼稚園等の登(下)園時に保護者等への啓発活動の実施 ・大型商業施設での使用促進キャンペーンの実施
高齢者の交通事故防止	598	・高齢者宅訪問など市町村等と連携した高齢者への交通事故防止啓発活動の実施
自転車安全利用の推進	1,620	・中学生、高校生を対象とした自転車の安全点検や安全利用講習等の実施
合計	2,386	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・チャイルドシート使用率は、平成24、25年と2年連続で全国最下位となったが、幼稚園等での安全教室開催など啓発活動を実施してきたことで、平成26年は前年から約15ポイント向上し、全国最下位を脱した。

【鳥取県内のチャイルドシート使用率】(警察庁、JAF調査結果)

平成26年度 57.0% (全国平均61.9% 全国31位)

平成25年度 42.2% (全国平均60.2% " 最下位)

平成24年度 31.5% (全国平均58.8% " 最下位)

- ・昨今、交通死亡事故に占める高齢者死者数の割合が高く推移するとともに、自転車の交通ルールが十分浸透している状況にないことから、チャイルドシート使用促進事業を拡充して、高齢者の交通事故防止、自転車安全利用の推進に取り組む。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

くらしの安心推進課(内線:7185)

1目 防災総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)災害時給油所 地下タンク製品備蓄 促進事業	259	0	259				259	
トータルコスト	1,036千円(前年度0千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>東日本大震災発生時にはサービスステーション(SS)において地下タンク製品(ガソリン、軽油、灯油等)が在庫切れになり、救援活動や復旧活動に影響を及ぼしたことから、地域における石油製品供給体制の災害対応能力強化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>災害時に警察・消防等の緊急車両及び医療施設又は避難所に優先給油を実施するため、鳥取県石油協同組合が実施する地下タンク製品備蓄事業に対して助成する。</p> <p>・平成27年度～平成30年度(債務負担行為設定済)</p>								
事業主体	鳥取県石油協同組合、中核SS(16施設)、 小口燃料配送拠点SS(10施設)							
補助対象経費	管理費(人件費)							
県の補助率	10/10							
県の補助額	259千円(総額:1,036千円)							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課(内線：7183)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪被害者等相談・支援事業	9,586	6,798	2,788				9,586	
トータルコスト	21,234千円 (前年度 16,859千円) [正職員：1.5人]							
主な業務内容	講演会の開催、広報啓発、急性期被害者支援、啓発・支援員研修等の開催							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- (1) 犯罪被害者等への理解を促進するため、県民を対象とした講演会や行政担当者等の研修を開催する。
- (2) 性暴力被害者支援体制の早期構築を目指すため、県や関係機関・団体に構成する検討準備会を改組し、支援業務を担う協議会組織を立ち上げ、まずは急性期(被害直後～概ね6ヶ月)の性暴力被害者を関係機関・団体が連携して支援する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内 容
犯罪被害者等相談・啓発事業	627	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援フォーラムの開催支援、市町村担当課長会議の開催等 ・人権教育推進者等を対象とした研修会の開催 ・地域保健や精神保健に関わる保健師等を対象とした研修会の開催
性暴力被害者支援連携事業補助金 [事業主体] 県、関係機関・団体による協議会 [補助率] 10/10	8,959	<p><急性期被害者支援> (4,962千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科医療の提供(診療、緊急避妊措置など) ・相談対応等(必要な支援機関へつなぐ) ・被害者支援に係る連携会議の開催 <hr/> <p><啓発・支援員研修等> (3,997千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援に関する啓発事業や研修の実施 ・協議会組織の運営等(事務局職員1名分の人件費含む)
合計	9,586	

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年度から性暴力被害者支援に関係する機関・団体と情報共有・意見交換を行っており、平成26年4月には関係機関・団体と性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会を立ち上げ、性暴力被害者の方々が安心して相談できる体制を構築するための検討を進めている。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課(内線:7183)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域の防犯力向上推進事業	4,953	3,764	1,189				4,953	
トータルコスト	5,730千円 (前年度 4,538千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	犯罪発生件数を平成28年までに6.9件/千人とする。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、地域住民による「自分たちの地域は自分たちで守る」活動の支援や市町村が行う防犯環境の整備を促進し、地域の防犯力向上を推進する。

2 主な事業内容

項 目	予算額 (千円)	内 容
[新規] 地域の防犯力向上推進事業	1,000	市町村と地域住民とが一体となって、ソフト・ハード両面から地域の防犯力を高める先進的な取組を行う地域をモデル地域に認定し助成する。(提案型補助制度) ・補助率 市町村負担額の1/2(上限額500千円)
安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業	3,953	市町村が防犯灯を新設又は市町村が防犯灯を新設する自治会等に補助する経費に対し助成する。 ※既存の防犯灯の更新は補助対象外 ・補助率 市町村負担額の1/3
合 計	4,953	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第3期)」では、犯罪発生率を平成28年には6.9件/千人とすることを達成指標としており、達成には市町村等地域の防犯力の更なる向上が必要である。
- ・平成24年度より3年間の予定で「安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業」を実施。平成24年度は10市町、計230基、平成25年度は13市町、計389基の防犯灯の新設に対し助成を行った。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課(内線:7183)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪のないまちづくり普及啓発事業	2,390	2,391	△1				2,390	
トータルコスト	9,379千円 (前年度 10,130千円) [正職員:0.9人]							
主な業務内容	県民の総合的防犯意識啓発、防犯リーダー養成、優良防犯施設の認定							
工程表の政策目標(指標)	犯罪発生件数を平成28年までに6.9件/千人とする。 鳥取県優良防犯施設の認定を延べ100施設とする。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

犯罪のないまちづくりを推進するため、鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画及び指針に基づく各種施策を実施し、県民の防犯意識の醸成及び自主防犯活動の活性化と防犯環境の整備を促進する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

項 目	予算額	内 容
県民の総合的防犯意識の啓発	1,714	・(公社)鳥取県防犯連合会主催の地域安全フォーラムの開催経費を助成 等
防犯リーダー研修会の開催	329	・地域の防犯活動や見守り活動の核となるリーダーを養成するための研修会を開催
優良防犯施設認定の促進	88	・地域防犯力向上のため、深夜小売業店舗、共同住宅等の優良防犯施設の認定を促進
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の開催	259	・有識者から推進計画等に基づく各種防犯施策の検証及び助言をいただくため開催
合 計	2,390	

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課(内線:7877)

3目 予防費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
動物愛護管理センター機能支援事業	25,295	22,600	2,695				25,295	
トータルコスト	26,848千円 (前年度 24,148千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	犬猫の譲渡促進に係る制度設計、普及啓発、委託金業務等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

公益財団法人動物臨床医学研究所の動物愛護施設「人と動物の未来センター“アミティエ”」を鳥取県動物愛護センターをして位置づけ、動物の保護・譲渡活動や動物愛護の普及啓発等の事業を委託するとともに、県が引取り等を行った犬猫の中長期的な飼養や新たな飼い主への譲渡などを、県とアミティエが連携して行う。

2 主な事業内容

(1) 公益財団法人動物臨床医学研究所の動物愛護施設「人と動物の未来センター“アミティエ”」を鳥取県動物愛護センターをして位置づけ、以下の事業を委託する。

委託先	公益財団法人動物臨床医学研究所 (人と動物の未来センター“アミティエ”)
委託額	24,544千円(基礎額23,836千円+変動額708千円)
委託内容	ア 鳥取県収容動物のうちアミティエに譲渡した譲渡対象動物の中長期的な飼養及び譲渡に係る事業 イ 譲渡対象動物の健康管理、不妊去勢手術に係る事業 ウ 負傷動物の治療に係る事業 エ 動物愛護の普及啓発行事(動物愛護週間行事) オ 適正飼養指導(犬のしつけ方教室)

※基礎額は譲渡頭数70頭で算定。70頭を超える場合、1頭あたり70.8千円で10頭を予定。

(2) (新)鳥取県動物愛護センター施設費補助金

事業主体	公益財団法人動物臨床医学研究所 (人と動物の未来センター“アミティエ”)
補助額	751千円(補助率:1/2)
補助内容	鳥取県動物愛護センター機能を維持するために必要な施設の整備費を助成する。 (平成27年度予定:施設修繕、羊・山羊小屋の改修)

3 これまでの取組状況、改善点

・適正飼養等の啓発や収容動物の譲渡推進等により、県が引取りや致死処分を行う犬猫の頭数は減少傾向にある。

犬猫の収容/引取り頭数: (H20年度) 2,421頭 → (H25年度) 1,481頭

犬猫の致死処分頭数: (H20年度) 2,171頭 → (H25年度) 1,228頭

・平成26年3月に改正した県の動物愛護管理推進計画により、動物愛護団体等と連携して終生飼養の啓発や譲渡の促進等により致死処分を減らすなど動物愛護の取組を更に推進することとしている。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課(内線:7877)

3目 予防費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料) 1,292 (雑入) 69	一般財源	
動物愛護管理推進事業	26,998	24,168	2,830				25,637	
トータルコスト	64,270千円 (前年度 80,662千円) [正職員:4.8人、非常勤職員:7.0人]							
主な業務内容	犬・猫の捕獲・保護、監視指導、各種申請事務、普及啓発、連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的及び概要

人と動物が共生する社会の実現のため、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び狂犬病予防法に基づき、動物の適正飼養の普及啓発等の事業を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	予算額	主な内容
(新) 鳥取県動物福祉推進事業補助金	570	・動物福祉、動物愛護管理に取り組む県内の民間団体にその活動に係る経費に対して助成する。 ・事業主体 公益法人、NPO法人又は営利を目的としない団体 ・補助率 県登録譲渡団体、公益法人 1/2 (上限300千円) 一般団体 1/3 (上限100千円)
鳥取県動物愛護推進協議会	175	鳥取県動物愛護推進協議会の開催に係る経費
犬の捕獲、負傷動物の保護、収容動物の管理	18,445	放浪犬の捕獲、負傷動物の保護及び収容した動物の飼養・管理に係る経費
動物取扱業者指導	237	動物取扱業者の指導、動物取扱責任者講習会の開催に係る経費
普及啓発事業	7,571	動物福祉、動物愛護に関する普及啓発のための経費
合計	26,998	

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課(内線:7284)

2目 食品衛生指導費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)食の安全・安心HACCP(ハサップ)推進事業	42,951	0	42,951				42,951	
トータルコスト	52,269千円(前年度0千円)[正職員:1.2人]							
主な業務内容	事業者へのHACCP取組の支援及び普及推進、消費者への啓発、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

HACCPの導入により、食中毒の発生防止及び食品衛生法に違反する食品等の製造防止につながるなど、食品の安全性の向上が期待でき、全国的にHACCPを推進する動きが活発化している。

そこで、県内の食品取扱施設に対するHACCPの推進を強化するため、食品衛生法施行条例を改正し、HACCP基準及び鳥取県HACCP認定制度を新たに導入するとともに、より一層の普及を図るため、事業者への専門家派遣及び施設整備の補助等や消費者への啓発を行う。

2 主な事業内容

① 各施設への専門家派遣等

食品衛生協会の食品衛生推進員による企業訪問を行い、条例HACCP及び専門家派遣制度を周知する。また、施設に応じた相談対応を行う専門的な知識を有する者(専門家)を各事業者へ派遣し、HACCPに取り組む事業者の支援を行う。併せて、勉強会や施設見学等を実施する。

② 事業者への施設・整備の補助制度

実施主体	条例HACCPに取り組む事業者
事業費	30,000千円(上限額3,000千円)
補助要件	HACCP適合施設(改正条例に基づく認定制度)の認定取得
対象経費	HACCP適合施設の認定取得に係る施設・設備の整備
補助率	1/2

③ 消費者への啓発

HACCPについて、消費者への普及啓発を行い、HACCPの手法で衛生管理を行う事業者をアピールする。また、消費者向け研修会を実施できる人材(食の安全・安心アドバイザー、専門アドバイザー)を養成し、地域の講習会に派遣する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・従来から、HACCPを推進するため、県独自にとっとり食の安全認定制度(要綱に基づく)の普及推進を行ってきたが、取組みはなかなか進んでいない。(平成17年に創設し19施設を認定済み)
- ・食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)が改正され、全国的にもHACCPに関する基準を条例に規定することになった。
- ・HACCPの推進を強化するため、条例を改正し、HACCP基準及び認定制度を新たに導入し、さらなる普及を図っていく予定である。
- ・HACCPを行うためには、施設・設備の改修が必要な場合もあり、資金的な支援が求められている。
- ・HACCPの普及を効果的に進めていくためには、事業者だけでなく消費者への啓発を図っていく必要がある。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課(内線:7284)

2目 食品衛生指導費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県民による食の安全・安心推進事業	1,379	1,468	△89				1,379	
トータルコスト	13,027千円 (前年度 13,077千円) [正職員:1.5人]							
主な業務内容	消費者育成、普及啓発等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生産から消費まで食品に携わる様々な立場の人の相互理解を促進するとともに、県民の意見を県の施策に反映させ、食品の安全性の確保を推進する。

日常の買い物時に店頭の衛生管理や表示の状況をモニタリングする県民(食の安全モニター)の育成などを通じて、食の安全・安心の確保を図る。

2 主な事業内容

(1) 食の安全推進会議の開催

様々な立場の方からの食に関する情報や意見をいただき、県の食品安全施策に反映させる。

・開催回数 年3回程度

・委員構成 学識経験者、生産者、食品事業者、消費者等 12名

(2) 食の安全モニター

食の安全モニターの情報提供により営業施設及び営業者の指導等につなげる。

・人数:50名 任期1年

・役割:表示の調査・確認

食品販売店の店頭における衛生管理状況及び食品表示の調査・報告

・募集方法:県民からの公募

3 これまでの取組状況、改善点

・食の安全モニターによる情報提供後、確認調査、指導した件数:平成25年度 42件

・とっとり食の安全認定制度(クリーンパス)については、平成27年度より要綱による認定制度から条例に基づく認定制度に変更し、HACCPのより一層の普及を図る。(食の安全・安心HACCP(ハサップ)推進事業)

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課(内線：7284)

2目 食品衛生指導費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食品衛生指導事業	23,722	24,049	△327			(手数料) 22,716	1,006	
トータルコスト	241,919千円 (前年度 243,063千円) [正職員：28.1人]							
主な業務内容	営業許可、監視指導、普及啓発、消費者及び営業者教育など							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>食品の安全確保のため、食品営業施設の許可・監視指導を行うとともに、食品検査及び食品衛生の普及啓発を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 食品取扱い施設に対する営業許可、監視指導 食品衛生法に基づく営業許可を要する営業(飲食店営業等34業種)について、施設の事前調査及び営業許可を行うとともに、営業施設へ立入り、監視指導等を実施する。</p> <p>(2) 食中毒発生時の調査及び拡大防止 食品による健康被害が発生した際に、原因究明等を行い、被害拡大防止のための的確な対応を実施する。</p> <p>(3) 消費者及び営業者への啓発 消費者及び食品事業者に対して、食中毒への注意喚起のための啓発広報及び予防のための講習会などを実施する。</p> <p>(4) 食品衛生検査の信頼性確保 衛生環境研究所の検査結果の信頼性確保のため、外部機関による精度管理調査及び内部点検を実施する。</p>								
食肉衛生検査所管理運営事業	16,952	20,663	△3,711	2,525		(手数料) 14,417 (雑入) 10		
トータルコスト	118,674千円 (前年度 122,044千円) [正職員：13.1人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	と畜検査、TSE検査、と畜場及び食肉処理施設の監視及び指導							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>食肉衛生検査所において、「と畜検査」等を実施し、食肉の衛生確保に努める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 食肉の衛生確保のため、(株)鳥取県食肉センターに搬入される獣畜のと畜検査を実施する。</p> <p>(2) 牛、めん羊、山羊を対象とした伝達性海綿状脳症(TSE)の検査を実施する。 ・検査対象：48か月超の牛、めん羊、山羊</p> <p>(3) と畜場管理者・作業員への衛生指導を実施する。</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課(内線:7284)

2目 食品衛生指導費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
調理師免許等登録事業	218	500	△282			218		
トータルコスト	11,089千円 (前年度 11,335千円) [正職員:1.4人]							
主な業務内容	試験実施、免許交付・台帳管理事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>調理業務に従事する者が調理師法に定められた資格を取得することで、食品衛生の向上を図る。 また、「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例」に基づき、除毒処理及び臓器鑑別等の試験合格者にふぐ処理師の免許を与え、ふぐ毒による食中毒の防止を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 調理師の試験・免許登録に関する事務 (2) 製菓衛生師の免許登録 (3) ふぐ処理師等の試験の実施及び登録</p>								
くらしの安心推進課 管理運営事業	8,829	9,616	△787				8,829	
トータルコスト	8,829千円 (前年度 9,616千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
くらしの安心推進課が実施する事業、各地方機関及び各種関係機関との連絡調整に要する事務的経費								
〔廃止〕 野生鳥獣肉衛生管理 検討事業	0	313	△313					
トータルコスト	0千円 (前年度 1,087千円)							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課(内線:7185)

3目 環境衛生連絡調整費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
生活衛生向上推進事業	21,637	21,891	△254	7,753		2,256	11,628	
トータルコスト	51,144千円 (前年度 51,299千円) [正職員:3.8人]							
主な業務内容	各種生活衛生営業許可、監視指導、免許交付、補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生活衛生関係営業について、各法令に基づく届出受理、許可、監視指導を行う。
また、補助事業等により生活衛生業界の振興を図ることで、公衆衛生を確保し、消費者の利益を守る。

2 主な事業内容

生活衛生関係営業施設等の営業許可及び監視指導、クリーニング師試験の実施及び免許交付並びに(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター、各種生活衛生同業組合、一般公衆浴場に対する事業支援を行う。

(単位:千円)

区 分	予算額	内 容
営業許可・監視指導事業	1,482	・生活衛生営業(理容業、美容業、興行場、旅館業公衆浴場業、クリーニング業、特定建築物)に係る届出受理、許認可事務、監視指導 ・資格試験の実施(クリーニング師試験)
生活衛生指導事業	781	・各種生活衛生同業組合の育成指導 ・鳥取県生活衛生営業審議会の開催 ・生活衛生功労者知事表彰
助成事業	19,374	・(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター補助金 ・公衆浴場確保対策費市町村補助事業 ・生活衛生関係営業振興事業
計	21,637	

温泉資源保全利用推進事業	1,371	906	465			(手数料) 257	1,114	
トータルコスト	13,795千円 (前年度 13,288千円) [正職員:1.6人]							
主な業務内容	許可、監視指導、調査							
工程表の政策目標(指標)	温泉のゆう出量、水位、温度等の適切な把握							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

温泉資源の保護及び適正利用の推進を図る。

2 主な事業内容

温泉の成分・温度等の調査を行うとともに、温泉の掘削・増掘・動力装置及び利用施設の監視・指導等を行う。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

くらしの安心推進課(内線:7247)

6目 農作物対策費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
わかりやすい食品表示推進事業	500	500	0				500	
トータルコスト	19,913千円 (前年度 19,848千円) [正職員:2.5人]							
主な業務内容	普及・指導に係る事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 食品の表示や米トレーサビリティ(流通経路確認)について、法令に基づく相談・指導・立入検査等を実施し、食品表示の適正化の推進や、取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の徹底を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 食品表示に係る立入検査及び指導(JAS法第23条) 一般消費者、食の安全モニター、国等からの情報提供に基づき、県内の食品製造業及び販売業者への立入検査等を実施する。 (2) 表示の適正化のための研修会の開催 各事務所毎に、事業種別セミナーや消費者団体等の要請による研修会を開催する。 (3) 景品表示法に係る調査・指導等(景品表示法第6条及び9条) 県内に流通する商品、食品等の不当な広告・表示について調査等を実施する。特に、平成26年12月の改正景品表示法の施行により、措置命令等の新たな権限が都道府県に付与されたことから、食品衛生法及びJAS法と併せて監視・指導を計画的に実施するとともに、違反事例に対しては適切に指導等を行う。 また、消費生活センターが開催している講習会や各事務所が実施している出前説明会などを活用して、消費者や事業者を対象に景品表示法の内容を踏まえた食品表示に関する研修会を実施する。 (4) 米トレーサビリティ法に係る立入検査・指導等(米トレ法第11条) 県内米穀関係事業者に立入り、取引の記録作成・保存状況及び産地情報伝達義務を指導する。 (5) 食品表示法に係る事業者説明会の開催 食品表示法に係る基準等の策定が行われた際に、県内の食品関係事業者に対して説明会を実施する。</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

くらしの安心推進課(内線:7185)

7目 肥料植物防疫費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
農業資材適正使用推進対策事業	500	500	0	159		21	320	
トータルコスト	9,042千円 (前年度 9,013千円) [正職員:1.1人]							
主な業務内容	許認可及び普及・指導に係る事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>肥料及び農薬販売事業者等の法令に基づく登録・届出事務、農業資材の販売店への立入検査、販売者及び使用者に対する研修会の実施等により、農薬・肥料の適正使用の推進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 農薬取締法に基づく事務等</p> <p>①農薬の適正使用の指導及び啓発</p> <p>②農薬販売店の届出に係る事務</p> <p>③農薬販売店への立入検査及び指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協、量販店等の大規模店舗 毎年 1回 ・薬局、薬店等の小規模店舗 3年に1回 <p>④農薬適正使用推進研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者:農協、農薬卸売会社、ゴルフ場等の指導的立場の方 <p>⑤農薬販売者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者:庭などで農薬を使用する一般の方にアドバイスをされる量販店の店員 <p>(2) 農薬取締法に基づく事務等</p> <p>①肥料販売業者、特殊肥料(堆肥等)の生産業者の届出に係る事務</p> <p>②普通肥料(有機質肥料)の登録に係る事務</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

くらしの安心推進課(内線:7601)

4目 計量検定費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
計量検定事業	3,496	8,232	△4,736			(手数料) 3,215 (雑入) 262	19	
トータルコスト	22,132千円 (前年度 26,806千円) [正職員:2.4人、]							
主な業務内容	計量器の検定・検査、計量事業者の監視指導、計量関係事業者の登録等							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 適正な計量の実施を確保するため、計量器の検定・検査及び事業者・使用者の監視指導を行う。 また、広く県民に適正計量の重要性について普及啓発を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 計量関係事業 計量証明事業者の登録、適正計量管理事業者の指定、計量器製造・修理・販売事業者の届出受理、特定計量器検定、特定計量器定期検査、基準器検査を行う。</p> <p>(2) 監視指導 登録、指定、届出事業者への監視指導、特定計量器使用者の監視指導、商品量目監視指導を行う。</p> <p>(3) 計量の普及啓発 計量記念日事業を実施する。</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

7目 消費者支援対策費

消費生活センター (0859-34-2705)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
消費者行政推進事業	16,262	53,842	△37,580	16,201		61		
トータルコスト	29,463千円 (前年度 66,998千円) [正職員：1.7人]							
主な業務内容	協議会開催運営、広報・啓発、補助金・交付金事務、企画調整、基金の上積み							
工程表の政策目標(指標)	【相談体制の充実・強化】委託先NPO、市町村と連携した相談体制の強化 【消費者教育の推進】消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための消費者教育推進計画の策定							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成21年度以降、国の地方消費者行政活性化交付金を主財源とした鳥取県消費者行政活性化基金を活用してきたが、平成27年度は国制度の見直しにより、新たに創設される地方消費者行政推進交付金を活用し、消費者行政推進のための取組みを展開する。

2 主な事業内容

(1) 交付金事業

(単位：千円)

項目	金額	内 容
県 事 業	消費者教育推進計画の策定	294 関係機関・団体、地域等が連携し、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための「消費者教育推進計画」を策定する。 ・パブリックコメントの実施 ・計画策定(計画書作成) ・計画の周知、広報
	消費者団体等の活性化	1,300 消費者団体等が自主的に行う啓発広報等を支援する。(補助上限額：1団体 10万円) ※高齢者被害防止支援の取組みについては、重点的な活用を促すため、上限額を1件20万円に引き上げる。
	(新)地域見守りネットワーク化事業	938 地域見守りの担い手となるべき者が一堂に会し、消費生活トラブルを防止するための連携方法等を学ぶための研修会を開催する。(東・中・西で各1回開催) ・委託先：コンシューマーズサポート鳥取
	西部相談室土日開所に係る人件費(再掲)	(1,387) [消費生活相談事業に記載]
	啓発(新聞・ラジオ)(再掲)	(4,376) [賢い消費者育成事業に記載]
	小計	2,532
市町村事業	13,669	市町村が取り組む消費者行政推進事業に対し助成する。(相談員人件費、啓発資料作成費、研修参加費等) ※国経済対策に伴う補正(13,331千円)を含め、H27交付額 合計27,000千円
計(①)	16,201	※他事業への記載分を含む合計額 21,964千円

(2) 基金造成

項目	金額	内 容
基金積立(②)	61	運用利息の積立：61千円

合計(①+②) 16,262千円

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

7目 消費者支援対策費

消費生活センター (0859-34-2705)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費生活相談事業	30,585	31,972	△1,387	1,387			29,198	
トータルコスト	39,127千円 (前年度 40,485千円) [正職員：1.1人]							
主な業務内容	消費生活相談業務、法律相談会の開催							
工程表の政策目標(指標)	【相談体制の充実・強化】委託先NPO、市町村と連携した相談体制の強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県全体の消費生活相談体制の充実・強化を図るため専門相談員で組織されたNPO法人に業務を委託するとともに、法律専門家への無料相談会を毎月開催する。

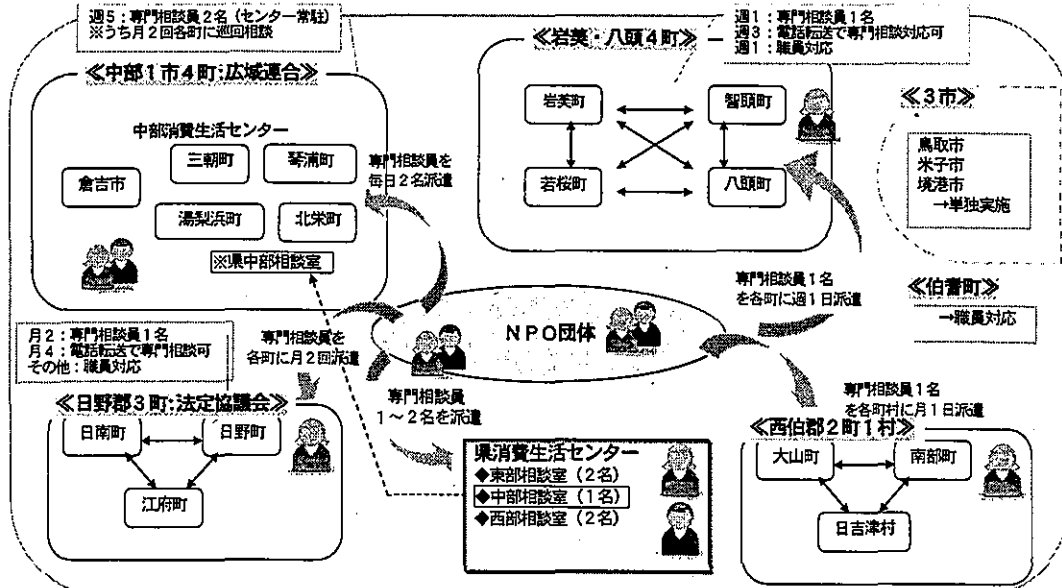
2 主な事業内容

(1) 相談業務の委託 28,875千円

業務内容	消費生活相談業務(消費者と事業者間の交渉仲介等の業務を含む)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談室</th> <th>開所日</th> <th>配置相談員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部：県庁第二庁舎2階</td> <td>平日</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>中部：倉吉交流プラザ2階</td> <td>火～土(祝日とその翌日除く)</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>西部：米子コンベンションセンター4階</td> <td>祝日以外</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table>	相談室	開所日	配置相談員数	東部：県庁第二庁舎2階	平日	2名	中部：倉吉交流プラザ2階	火～土(祝日とその翌日除く)	1名	西部：米子コンベンションセンター4階	祝日以外	2名
相談室	開所日	配置相談員数											
東部：県庁第二庁舎2階	平日	2名											
中部：倉吉交流プラザ2階	火～土(祝日とその翌日除く)	1名											
西部：米子コンベンションセンター4階	祝日以外	2名											
委託先	特定非営利活動法人 コンシューマーズサポート鳥取												
委託期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日まで												
委託料	平成27年度委託料：28,875千円(平成28年度までの債務負担行為) ※委託料のうち西部相談室土日開所に係る人件費1,387千円は国交付金充当												

(2) 多重債務・法律相談会の開催(東部・中部・西部 各月1回)等 1,710千円

【本県における相談業務委託のイメージ】



※相談業務のNPO委託を実施している市町村

- ・東部地区：岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
- ・中部地区：中部ふるさと広域連合(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)
- ・西伯地区：日吉津村、大山町、南部町
- ・日野地区：日南町、日野町、江府町

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター (0859-34-2705)

7目 消費者支援対策費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
消費生活センター事業費	23,382	26,329	△2,947	4,376		21	18,985	
トータルコスト	59,101千円 (前年度 61,929千円) [正職員:4.6人 非常勤職員:2.0人]							
主な業務内容	企画調整業務、啓発広報業務、施設管理運営業務							
工程表の政策目標(指標)	【広報・啓発活動の充実・強化】地域消費生活サポーターの養成など、住民・団体等と連携した啓発活動の実施							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民の安全で安心な暮らしを確保するため、県内3箇所に消費生活相談室を設置するとともに、消費者啓発・広報、関係機関との連携強化の取組を実施する。また、事業者指導・法執行体制を引続き充実するため、不当取引専門指導員を1名継続配置する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業区分	予算額	内 容
賢い消費者育成事業	6,245	<ul style="list-style-type: none"> 大学等高等教育機関と連携した消費者教育講座の実施及び地域消費生活サポーターの養成 新聞及びラジオ(交付金事業:4,376千円)やHP等、各種広報媒体による啓発 広域団体・高校等の講座申込みに対する講師派遣
消費者行政費	12,924	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、警察、関係機関との積極的な連携(会議開催等) 事業者指導・法執行体制を充実するための警察OBを非常勤職員(不当取引専門指導員)として配置 消費生活審議会の開催・運営
消費生活センター管理運営費	4,213	<ul style="list-style-type: none"> 県消費生活センターの管理運営に要する事務的経費
計	23,382	

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

住まいまちづくり課 (内線: 7363)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
景観行政費	2,276	2,213	63				2,276		
トータルコスト	11,594千円 (前年度 12,274千円) [正職員: 1.2人]								
主な業務内容	審議会の運営、巡視員の設置、アドバイザーの設置 等								
工程表の政策目標(指標)	景観行政団体(市町村)数の増加を図る。(H26年度末実績 5団体)								
事業内容の説明									
1 事業の目的・概要 景観審議会の運営など景観行政に関する事務等を行う。									
2 主な事業内容 (単位: 千円)									
	区 分	内 容						金額	
	景観審議会の運営	・景観形成条例に基づき、知事の諮問に応じて、景観形成に関する事項について審議する。						536	
	景観形成巡視員の設置、研修	・景観形成条例に基づき、条例に違反する無届行為の発見・通報等を行う巡視員を各市町村に配置し、巡視活動を行う。						659	
	景観アドバイザーの設置、派遣	・景観に関して高い識見を有する者を景観アドバイザーとして配置し、公共事業に係る景観評価などを実施する。						923	
	景観行政市町村職員担当者研修会等	・学識経験者及び先進的自治体による講演により、景観まちづくりへの取組みについて考える機会を設ける。						158	
	計							2,276	
屋外広告物行政費	380	384	△4			(手数料) 380			
トータルコスト	9,698千円 (前年度 10,445千円) [正職員: 1.2人]								
主な業務内容	審議会の運営、講習会の開催、屋外広告物制度の普及啓発、違反広告物対策 等								
工程表の政策目標(指標)	-								
事業内容の説明									
1 事業の目的・概要 屋外広告物審議会の運営など屋外広告物行政に関する事務等を行う。									
2 主な事業内容 (単位: 千円)									
	区 分	内 容						金額	
	屋外広告物審議会の運営	・屋外広告物条例に基づき、知事の諮問に応じて、屋外広告物の設置許可基準その他の重要事項について審議						278	
	屋外広告物講習会の開催	・屋外広告物条例に基づき、広告物の設置に関し必要な知識を屋外広告業者に修得してもらうための講習会を開催						42	
	屋外広告物制度の普及啓発	・県内の規制状況など制度について広く情報提供を行うとともに、実務を担う市町村職員に必要な知識の習得を図る						30	
	違反広告物対策	・市町村等と連携を図り、屋外広告物に関する現状やニーズを把握するとともに、効果的な違反広告物対策を検討する						30	
	計							380	

平成27年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

住まいまちづくり課 (内線: 7363)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〔廃止〕 景観まちづくり活動 サポート事業	0	1,815	△1,815					
トータルコスト	0千円 (前年度 9,554千円)							
〔廃止〕 管理運営事業 (計画 調査費)	0	4,424	△4,424					
トータルコスト	0千円 (前年度 7,520千円)							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課(内線:7391)

4目 建築指導費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
バリアフリー環境整備促進事業	45,657	18,521	27,136			45,657		
トータルコスト	50,316千円 (前年度23,164千円) [正職員:0.6人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							

【とっとり支え愛基金充当】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

建築物又はその敷地における高齢者、障がい者等を取り巻く様々な障壁を解消するよう、特に既存建築物に重点を置き、バリアフリー整備に係る費用の一部を補助する。

平成27年度は、福祉関係団体等から要望のあった電光掲示板、フラッシュライト等の設備の追加や補助対象建築物用途を拡充し、より一層福祉のまちづくりを推進する。

2 主な事業内容

(1) バリアフリー環境整備促進事業(500千円)

①補助対象者:民間建築物の所有者(市町村へ間接補助)

②補助対象建築物:民間の認定特定建築物のうち、商業系の用途に供しないもの

③補助対象経費:車いす使用者用駐車施設及び敷地内通路、出入口の自動扉又はこれらと一体となって整備される車いす使用者用便所等の整備に要する費用

④補助率:国1/3、県1/6、市町村1/6、所有者1/3

(2) 鳥取県福祉のまちづくり推進事業(45,157千円)

①補助対象者:民間建築物の所有者(市町村へ間接補助)

②補助対象建築物:民間の特定建築物のうち、法律で規制する面積規模未滿のもの等

※平成27年度から、既存建築物のバリアフリー化促進のため、福祉・病院施設の改修を対象に加える。

③補助対象経費:

新築・改修	車いす使用者用便所及び当該便所に至る経路の整備に要する費用 オストメイト対応設備の整備に要する費用 エレベータ整備に要する費用 音声誘導装置の整備に要する費用 電光掲示板、フラッシュライトの整備【新設】
改修	出入口の自動扉及び敷地内通路の整備に要する費用 車いす使用者用駐車場と屋根の整備 一般トイレの改修(洋便器化等) 手すり設置 廊下拡幅改修に伴う床、壁、天井の改修 出入口の改修(引き戸化等) 点字ブロックの敷設 200㎡以下の小規模建築物に係る提案工事等【新設】

【対象用途を拡大】

④補助率:国1/4、県1/8、市町村1/8、所有者1/2

※法、条例でバリアフリー化が義務付けられる既存建築物については期間限定(平成26年度~28年度)で補助率を拡充。(エレベーター設置は除く)

・補助率:国3/8、県1.5/8、市町村1.5/8、所有者2/8

3 これまでの取組状況、改善点

・平成26年度開催の「全国障がい者芸術・文化祭」を契機として、県外客等も多く利用されることが想定される既存施設について、26年度当初予算及び6月補正予算で県の補助制度を拡充改正した(期間は平成28年度まで)。

・平成26年度時点で鳥取市、米子市、倉吉市、八頭町、三朝町、琴浦町の6市町が制度を創設済み。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空き家対策支援事業	10,000	10,000	0				10,000	
トータルコスト	12,330千円 (前年度 12,322千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	制度説明、申請書の審査・補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中心市街地や山間部を問わず、県内各所において空き家の老朽化や放置による環境悪化等の問題が顕在化しつつあることから、利活用を含めた早期対策を講じるため、空き家の実態調査及び利活用や除却等に取り組む市町村を支援するとともに、老朽危険空き家等の所有者等に対し、その解体に係る費用の一部を補助する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	内 容
空き家等実態調査支援事業	2,000	市町村が空き家対策の一環として、地域の老朽家屋・空き家の実態調査、地図情報等のデータベース化等に取り組む場合、調査等に要する経費の一部を支援する。 ・対象経費: 現地調査費、地図情報等作成費 (GIS化、DB化)、報告書作成費 ・補助率: 1/2 (限度額: 1,000千円) ・補助対象: 市町村
空き家活用等計画支援事業	2,000	市町村が実態調査に基づき、空き家の再生・除却、除却後の空き地の再利用等に取り組む場合、測量、設計費の一部を支援する。 ・対象経費: 委託費 (測量費、設計費等) ・補助率: 1/2 (限度額: 1,000千円) ・補助対象: 市町村
〔新規〕 老朽危険空き家等除却支援事業	6,000	老朽危険空き家等のうち、旧耐震基準による建築物で倒壊すれば前面道路を遮断し緊急時の避難に支障が生じる恐れがあるもの等について、条例による勧告等を受けて当該老朽危険空き家を除却する所有者に対して経費を補助する市町村に対して、その経費の一部を支援する。 ・補助率: 県1/4、市町村1/4、所有者1/2 (限度額: 300千円/戸) ・補助対象: 民間建築物の所有者 (市町村へ間接補助)

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成24年12月に、庁内関係機関と市町村で「鳥取県空き家対策協議会」を設置し、年2回程度開催。空き家等対策の推進に関する特別措置法の動向と空き家に関する情報共有、意見交換等を行っている。
- 今後も当協議会において、県と市町村の役割分担、行政として解決すべき課題等について整理し、必要な空き家対策を進めていく。
- 平成26年10月現在、4市5町 (昨年比+3市3町) で空き家条例が施行されている。
- そのうち4市町では、条例に基づく指導・勧告等により、当該物件を除却した所有者等に対する経費支援を行うなど、積極的な対策を講じている。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県津波避難施設 整備促進事業	債務負担行為 6,000 100	100	債務負担行為 6,000 0				債務負担行為 6,000 100	
トータルコスト	877千円 (前年度 874千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	周知説明、申請書の審査・基金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

東日本大震災における津波による甚大な被害の発生を踏まえ、今後津波による被害が想定される地域において津波避難施設を整備する市町村を支援する。

2 主な事業内容

市町村が津波避難施設を指定するにあたり、施設の整備に要する経費の起債借入を行う場合に、償還による負担を軽減するために行う基金造成に対し、財政的支援を行う。(債務負担行為(平成28年度から平成37年度、総額6,000千円))

※市町村は緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%(実質負担率30%))を活用する。

- ・対象市町村 日本海沿岸の9市町村
- ・補助額 基金造成に要する経費の額
(ただし当該年度事業費の15%相当額を限度とする。)
- ・補助の方法 10年間分割交付

(単位: 千円)

整備項目	事業費上限	件数	事業費
津波避難タワー建設	27,830	1	27,830
屋外階段設置	3,480	2	6,960
屋上等手摺設置	1,790	2	3,580
自動解錠装置設置	830	2	1,660
合計	-	-	40,030
債務負担行為額(15%)	-	-	6,000

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県地域防災計画(平成22年度)において、市町村による津波避難計画の策定等について規定した。
- ・東日本大震災で、想定を超える大津波により甚大な被害が発生した状況を踏まえ、鳥取県津波対策検討委員会において、津波の高さ、浸水区域等の想定及び津波対策の検討が行われた。
- ・「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波想定が設定されるまでの間、検討委員会の浸水予測を「暫定的な予測」と位置付けて津波避難施設整備の検討を市町村に働き掛けた。
- ・平成24年度に津波避難施設整備のあり方について沿岸市町村と意見交換し、「鳥取県津波避難ビル指定ガイドライン」を策定した。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	195,068	193,296	1,772	1,721			193,347	
トータルコスト	202,833千円 (前年度 201,035千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	住宅、公共施設等建築物の耐震化率を向上させる							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大規模な地震の発生に備え、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、耐震診断から改修に要する費用の一部を助成するとともに、耐震対策に必要な人材の育成その他、県民が安心して耐震化に取り組むことが出来る環境の総合的な整備等を行う。

2 主な事業内容

(1) 震災に強いまちづくり促進事業 181,416千円

昭和56年5月31日以前に建築された住宅・建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修の費用の一部を助成する。また耐震改修促進法の改正(平成25年11月25日施行)により耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物等の耐震診断、補強設計、耐震改修の一部を助成する。

○建築物区分ごとの補助率

対象建築物	補助対象	補助率				備考	
		国	県	市町村	所有者		
不特定多数大規模建築物	診断・設計	1/2	1/4	1/4	—	上限20,000千円	
	耐震改修	1/3	1/6	1/6	1/3	補助上限なし	
避難路沿道建築物	診断・設計	1/2	1/4	1/4	—	"	
	耐震改修	1/5	1/12	1/12	19/30	"	
防災拠点等建築物	診断・設計	1/2	1/6	1/6	1/6	"	
	耐震改修	1/5	1/12	1/12	19/30	"	
一般建築物	診断・設計	1/3	1/6	1/6	1/3	"	
	耐震改修	11.5%	5.75%	5.75%	77%	"	
住宅	耐震診断	所有者負担なし	1/2	1/4	1/4	—	補助上限あり
		所有者負担あり	1/3	1/6	1/6	1/3	
	補強設計	1/3	1/6	1/6	1/3	"	
	耐震改修	改修前 $I_w \leq 0.3$	21.5%	10.75%	10.75%	57%	"
改修前 $I_w > 0.3$		16.5%	8.25%	8.25%	67%	"	

I_w : 耐震診断の結果得られる住宅の耐震安全性能を表す指標

※不特定多数大規模建築物、避難路沿道建築物、防災拠点等建築物の補助制度は平成27年度まで。

※別途国による面積当たり単価の上限有り。

(2) 応急危険度判定士育成事業 1,742千円

大規模地震時等に被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士の育成のため、技術講習会、実地訓練を実施する。

(3) 耐震化支援環境整備事業 1,700千円

県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備するため、建築士等を対象に耐震化講習会を実施する団体に経費の一部を助成等する。

(4) がけ地近接等危険住宅移転事業 10,035千円

がけ地付近に建築された危険住宅の移転費用の一部を助成する。

(補助率) 国1/2、県1/4、市町村1/4

(5) 学習会補助 175千円

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成25、26年度に、耐震改修促進法改正に伴い耐震診断が義務化された不特定多数利用大規模建築物等に係る耐震診断・設計、耐震改修費の補助制度を拡充。
- 県民が安心して耐震化に取り組む環境づくりのため、無料相談会や講習会の助成及び一定条件を満たす木造住宅耐震化業者の登録制度を実施し、登録業者をホームページ等で公表している。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課(内線:7391)

4目 建築指導費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
吹付アスベスト撤去等支援事業	17,650	11,435	6,215				17,650	
トータルコスト	20,756千円 (前年度 14,531千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>吹付アスベストの除去工事等に要する経費の一部を支援することにより、県民の健康被害の防止及び生活環境の保全を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>アスベスト撤去支援事業</p> <p>(1) 補助対象者 民間建築物の所有者(市町村への間接補助)</p> <p>(2) 補助対象建築物 吹付アスベスト等が施工されている建築物(除去等について他の補助を受けていないもの)</p> <p>(3) 補助対象経費 吹付アスベスト等の除去等(除去、封じ込め、囲い込み及び建物除却)の費用 (建築物の除却にあつてはアスベスト対策費用相当額)</p> <p>(4) 補助内容 補助率:国1/3、県3/12、市町村1/12、所有者1/3 補助対象事業費上限:20,000千円以内で市町村が定める額</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付アスベストの除去等の助成実績(平成18年度からの実績):58棟 ※吹付アスベストの含有調査については、国が全額補助を実施(上限は、原則250千円) 市町村による制度創設を働きかけ、12市町が制度創設済。 平成26年度は、平成25年度の国の臨時経済対策により、当初予算の一部を平成25年度に前倒して実施した。 								
宅地建物取引業者指導費	961	1,063	△102			(手数料) 961		
トータルコスト	8,726千円 (前年度 8,802千円) [正職員:1.0人]							
主な業務内容	宅地建物取引業者免許等交付、指導・立入検査及び処分に関する事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
宅地建物取引業者の指導及び宅地建物取引士の資格登録業務等に要する経費。								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考					
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源						
建築指導費	2,171	7,320	△5,149	122		2,049							
トータルコスト	71,280千円 (前年度 76,197千円) [正職員: 8.9人]												
主な業務内容	指導監督、許認可事務												
工程表の政策目標(指標)	—												
事業内容の説明													
<p>1 事業の目的・概要 安全安心なまちづくり、良質な建築物の整備を促進するため、建築基準法に基づく許認可事務等を行う。</p> <p>2 主な事業内容 建築基準法及び建築士法等に基づく建築指導行政の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法(昭和25年法律第201号)に係る事務 <ul style="list-style-type: none"> 建築確認及び完了検査に係る事務 建築許可及び認可に係る事務 構造計算適合性判定に係る事務 <ul style="list-style-type: none"> ※例年は通年事務であったが、法改正により27年度5月で終了する 既存建築物の違反対策に係る事務 特殊建築物及び建築設備の定期報告に係る事務 アスベスト使用建築物の調査 建築審査会に係る事務 道路位置の指定及び改廃に係る事務 災害危険区域に係る事務 建築動態統計調査及び建築物等実態調査 し尿浄化槽に係る事務 ○建築士法(昭和25年法律第202号)に係る事務 <ul style="list-style-type: none"> 二級・木造建築士試験に係る事務 建築士事務所の業務実績報告の受付及び閲覧に係る事務 建築士審査会に係る事務 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)(平成7年法律第123号)に係る事務 <ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震改修の計画の認定に係る事務 ○エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)(昭和54年法律第49号)に係る事務 <ul style="list-style-type: none"> 建築物の省エネルギーに関する指導助言 エネルギー使用の効率化に係る届出に係る事務 ○都市の低炭素化の促進に関する法律(低炭素法)(平成24年法律第84号)に係る事務 <ul style="list-style-type: none"> 低炭素建築物等新築計画等の認定に係る事務 <p>事業費 2,171千円 《内訳》</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建築基準法に関する事務</td> <td style="text-align: right;">1,730千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建築士法に関する事務</td> <td style="text-align: right;">149千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">標準事務費</td> <td style="text-align: right;">292千円</td> </tr> </table>								建築基準法に関する事務	1,730千円	建築士法に関する事務	149千円	標準事務費	292千円
建築基準法に関する事務	1,730千円												
建築士法に関する事務	149千円												
標準事務費	292千円												

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

1 項 土木管理費

住まいまちづくり課(内線7364)

4 目 建築指導費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
伝統建築技能者団体活動支援事業	3,500	4,100	△600	1,750			1,750	
トータルコスト	4,277千円(前年度4,874千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	周知説明、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具技能士の伝統技能の継承、振興及び技能の向上を推進するため、各団体が実施する研修、競技大会への参加及び展示会等の活動を支援する。

2 主な事業内容

補助対象事業	補助率
(1) 研修等事業 伝統技能の継承を目的とした研修会の開催又は参加	1/2
(2) 競技大会事業 県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催	
(3) 技能振興活動事業 伝統技能の振興を目的とした展示会又はものづくり体験教室等の開催	10/10
(4) 鏝絵、なまこ壁に関する事業 鏝絵、なまこ壁に関する研修等事業、競技大会の開催、技能振興活動	

補助対象者	対象事業(上表に対応)	限度額
建築大工技能士による団体(1団体)	(1)(2)(3)	1,000千円
左官技能士による団体(1団体)	(1)(2)(3)	500千円
	(4)	500千円
その他の技能士による団体(3団体)	(1)(2)(3)	500千円

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成18年度より木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具の技能士団体の活動に対し支援した。
- 平成23年度から、鏝絵、なまこ壁に関する事業に用途を限定した上で、左官技能士による団体に対する限度額を500千円上乘せした。また、競技大会又は研修の開催等の個人の資質向上に繋がる事業に対する補助率を10/10から1/2に変更した。
- 平成24年度の全国技能五輪において、本県から銀賞の受賞者が生まれるなど技能者の育成に寄与した。
- 民間団体等が行う、鏝絵、なまこ壁に関する情報発信、普及啓発活動への支援については、終期到来により平成26年度で終了する。
- 伝統技能に携わる技能士の減少及び高齢化が進み、また、木造建築の仕事が年を追うごとに減少しており、継続的な支援が必要である。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

住まいまちづくり課 (内線: 7371)

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
都市計画費	694	605	89			694		
トータルコスト	6,906千円 (前年度 8,344千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	開発審査会の運営等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
開発行為の審査など民間開発事業の指導に要する経費である。								

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7411)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他 (使用料) (雑入)	一般財源																	
県営住宅維持管理費	423,829	415,629	8,200			420,766 3,063																		
トータルコスト	506,138千円 (前年度 497,662千円) [正職員: 10.6人 非常勤職員: 6.0人]																							
主な業務内容	県営住宅の維持管理、修繕、家賃事務等																							
工程表の政策目標(指標)	-																							
事業内容の説明																								
1 事業の目的・概要																								
県営住宅106団地3,953戸(平成27年4月1日見込)を適正に維持管理するために、施設の修繕、家賃の徴収等を行う。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>団地数</th> <th>戸数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公社管理代行分</td> <td>63</td> <td>3,343</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町管理代行分</td> <td>43</td> <td>610</td> <td>12市町が管理</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>106</td> <td>3,953</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	団地数	戸数	備考	公社管理代行分	63	3,343		市町管理代行分	43	610	12市町が管理	計	106	3,953	
区分	団地数	戸数	備考																					
公社管理代行分	63	3,343																						
市町管理代行分	43	610	12市町が管理																					
計	106	3,953																						
2 主な事業内容																								
(1) 市町への管理委託 (22,320千円) 公営住宅法による管理代行制度により、入居決定、同居・入居承認等県営住宅の管理に係る事務(家賃決定等に関する事項を除く。)を市町へ委託し、併せて家賃徴収事務の委託も行う。																								
(2) 家賃・駐車場使用料の徴収事務 (32,478千円) ・家賃計算及び収納管理を行うために、電算処理委託を行う。 ・未収家賃等の早期回収のため家賃納付指導員6名による納付指導の徹底を図る。 ・過年度分未収家賃等の回収強化のため弁護士事務所へ回収業務を委託する。 ・長期・高額滞納者への法的措置(住宅明渡し等請求訴訟)を実施する。																								
(3) 県営住宅施設の維持修繕等 (226,380千円) 県営住宅施設を適切に維持していくために必要な設備点検、修繕工事等を行う。																								
(4) 県営住宅の維持管理に必要な負担金 (85,703千円) ・国有資産等所在市町村交付金 ・下水道・集落排水等負担金																								
(5) 住宅管理人に係る経費 (12,488千円) 入居者の中から住宅管理人を任命し、住宅及び共同施設の管理業務を補佐させる。																								
(6) 水道料金使用料等徴収事務 (44,460千円) 直結給水方式が認められた西部地区の県営住宅のうち、直結給水方式となっていない県営住宅について、直結給水方式に変更する工事が終了するまでの間、水道事業者等からの請求により県がまとめて料金を支払い、民間団体に委託して入居者から個別に料金を徴収する。																								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7399)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (使用料)	一般財源	
県営住宅管理効率化事業	185,690	185,690	0			185,690		
トータルコスト	186,467千円(前年度 186,464千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	県住宅供給公社への住宅管理事務(入居等の受付、修繕ほか)の委託							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 県営住宅の効率的な管理体制の構築を図るため、県が管理する63団地、3,343戸について、住宅供給公社にその管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 委託期間 5年間(平成26年4月から平成31年3月まで) (2) 委託業務の内容 入居者の公募、選考及び決定、同居及び入居承継の承認、修繕など県営住宅管理に係る業務</p>								
鳥取県住宅供給公社運営費	754	720	34				754	
トータルコスト	1,531千円(前年度 1,494千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	公社指導・監督及び負担金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>地方公務員等共済組合法に基づく鳥取県住宅供給公社職員に対する共済組合の地方公共団体負担金。</p>								
被災者向け民間賃貸住宅借上げ等事業	888	888	0				888	
トータルコスト	1,665千円(前年度 1,662千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	民間賃貸住宅の借上げ							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 東日本大震災及び東京電力福島第1原子力発電所事故の影響により本県へ避難した世帯を支援するため、県が借上げることとした民間賃貸住宅の家賃である。</p> <p>2 事業内容 借上げ民間賃貸住宅の家賃の支払 対象世帯 2世帯 12か月分</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7364)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりの美しい街なみづくり事業	2,720	6,990	△4,270				2,720	
トータルコスト	4,273千円 (前年度 8,538千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	周知説明、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市町村及び地域住民による街なみ環境整備事業において、民間住宅等の修景整備に係る所有者の負担を軽減することで、とっとりの風土や暮らしに根ざした美しい街なみ景観保全を促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>街なみや景観の保全にかかる国庫補助事業(街なみ環境整備促進事業)を市町村が実施する場合において、事業を促進する観点から、所有者が負担する費用の一部について助成する。(間接補助)</p>								
補助率	県1/9、国1/3、市町村1/3、所有者2/9							
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 住宅等修景(工事費のうち外観に係る経費) 建築整備等修景(屋外に露出している空調設備等の隠ぺい等) 外構修景(門、塀等) 							
実施見込	2市町: 11件 (参考: 平成26年度 3市町 28件(見込み))							
まちづくり推進事業 連絡調整費	416	220	196	200			216	
トータルコスト	14,393千円 (前年度 6,411千円) [正職員: 1.8人]							
主な業務内容	個別相談・情報提供等、周知説明、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市町村による街なみ環境整備事業及び都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)(いずれも社会資本整備総合交付金の基幹事業)の適正な執行に資する。 また、地域の景観まちづくり団体の活動をサポートし、地域の景観資源を活用した、地域が主体のまちづくり活動を促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 市町村等が実施する次の国補助事業における指導監督及び必要な事務を行う。 ア 街なみ環境整備事業 イ 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)</p> <p>(2) 景観まちづくり団体の活動サポート ア 相談対応及び情報提供 ・活動団体の相談対応を通じて、活動に係る課題、ニーズを把握するとともに、必要に応じて県の支援策等の情報提供を行う。 ・団体概要及び活動等を取りネットに掲載する。 ・メーリングリストを活用した適時の情報提供及び情報交換を行う。 イ 意見・情報交換会の開催 ・活動団体の活動発表、情報共有及び連携体制の構築に資する場を設けることにより活動の促進、円滑化を図る。 ウ 活動団体の情報発信</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7399)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県営住宅管理システム改修事業	債務負担行為 12,740 19,288	0	債務負担行為 12,740 19,288				債務負担行為 12,740 19,288	
トータルコスト	19,288千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	仕様書作成、契約手続、連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県営住宅の管理事務を効率的に行うために整備した県営住宅管理システムについて、環境再構築及び機能改修を行う。								
2 主な事業内容 (1) 業務内容 ① 県営住宅管理システムを運用する専用PC等の更新(調達)を行う。 ② マイナンバー対応改修及び連携に係る調整を行う。 ③ 機能追加改修を行うほか、現在よりも専用PCの設置台数を増やすことで業務効率の向上を図る。								
(2) スケジュール 平成27年6月 契約締結(開発業者との随意契約) 平成27年7月~平成28年3月 システム開発 平成28年4月 新規システム稼働開始 平成28年1月~平成29年6月 マイナンバー制度連携テスト 平成29年7月 マイナンバー制度連携開始								
住まいまちづくり課 管理運営事業	41,627	38,406	3,221			(雑入) 7	41,620	
トータルコスト	41,627千円 (前年度 38,406千円) [正職員: 0.0人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明 課内、各地方機関及び各種関係機関への連絡・調整及び実施事業に要する事務的経費								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7412)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	1,613,173	1,394,229	218,944	701,495	<844,400> 872,000	(雑入) 40	39,638	県負担額 884,038
トータルコスト	1,649,669千円 (前年度 1,430,602千円) [正職員: 4.7人 非常勤職員: 4.0人]							
主な業務内容	企画立案、交付金事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅(約1,700戸)のうち全面的な改善が適当と判断された住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデルを実施する。

また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善(断熱・省エネ改修等)または、個別の修繕を実施する。

2 主な事業内容

(1) 建替等整備事業 1,206,001千円

団地名	位置	構造・階数	戸数	備考
余子	境港市誠道町	木造平・2階建	28	建替(2期)14戸工事
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(7期)工事
緑町第1	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(2期)工事、設計(3期)
東浜	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	24	エコ改善工事
ひばりが丘	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(1期)工事、設計(2期)
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(2期)工事、設計(3期)

(2) 大規模修繕事業 396,796千円

- ・外壁・屋上改修工事(末恒第二団地他計9団地16棟)
- ・バリアフリー改修工事(上福原第1団地他集会所2棟)
- ・エレベーター改修工事(末恒第一団地他計3団地4基)
- ・下水道接続工事(徳尾団地)

(3) その他(非常勤職員人件費等) 10,376千円

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成17年度から地域住宅交付金(平成22年度から社会資本整備交付金に移行)により、鳥取県地域住宅計画(H17~22)に沿って整備・改修事業を実施している。
- ・平成23年度からの地域住宅計画Ⅱ期(H23~27)では、全面的改善時の一層のコスト縮減及びエコ改修(モデル事業)の手法によるエコ改善事業に取り組んでいる。

(注) 起債額の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。
県負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7408)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域優良賃貸住宅供給促進事業	1,440	1,440	0	720			720	
トータルコスト	2,993千円 (前年度 2,988千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	制度広報、関係機関連絡調整、事業実施状況管理、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

民間事業者による障がい者向け賃貸住宅(鳥取県地域優良賃貸住宅)の供給を推進し、民間資源を活用した障がい者の居住安定・住環境向上を図ることにより、重層的な住宅セーフティネットの構築を図る。

2 主な事業内容

県の認定を受けた鳥取県地域優良賃貸住宅を経営する民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃減額に要する費用の一部を助成する。

- ・対象戸数 3戸
- ・予算額 1,440千円

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成21年度に建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、学識経験者等を構成員とする鳥取県地域優良賃貸住宅供給計画認定委員会を設置し、22年度にかけて整備対象地域及び住宅の整備基準等の検討を行った。
- ・平成22年度に供給計画の公募を行った結果、3戸の供給を認定し、住戸のバリアフリー化等に伴う改修事業を実施し、平成23年度に完了した。
- ・平成23年度から地域優良賃貸住宅の管理を行う事業者に対し家賃の減額助成と、市町村による取組みを啓発している。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住まいまちづくり課(内線：7408)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金) 2,180 (繰入) 2,176	一般財源	
鳥取県居住支援協議会活動支援事業	8,711	8,192	519	4,355				
トータルコスト	10,264千円(前年度9,740千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	運用、居住支援協議会との調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							

【とっとり支え愛基金充当】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等(以下「住宅確保要配慮者」という。)の住生活の安定と向上を図るため、民間賃貸住宅の有効活用に係る基盤整備を行うことにより、地域の実情に応じた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。

2 主な事業内容

鳥取県居住支援協議会の活動に係る経費の一部を支援する。

区分	内容
事業主体	鳥取県居住支援協議会
補助金額	8,711千円
補助率	10/10(国1/2、県1/4、4市1/4)
補助対象経費	○協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費 ○あんしん賃貸相談員に係る人件費及び旅費等 ○会議、セミナー等の開催に係る経費 ○普及啓発及び広報に係る経費

主たる事業(あんしん賃貸支援事業)の内容

(1) あんしん賃貸住宅、協力不動産店及び支援団体の登録

- 住宅確保要配慮者の入居を拒否しない民間賃貸住宅及び事業に協力する不動産店、支援団体を登録し、協議会会員その他関係団体との連携により広く情報提供を行う。
- 登録された協力不動産店が住宅確保要配慮者の入居相談に応じ、あんしん賃貸住宅への円滑な入居を支援する。

(2) あんしん賃貸支援事業相談員の配置

- 協議会会員である(公社)鳥取県宅地建物取引業協会が東・中部で1名、西部で1名、計2名の専任相談員を配置する。
- 事業の一元的窓口として相談・問合せ等に応じるほか、入居に係る連絡調整、関係者への協力要請等により、制度の普及定着及び住宅確保要配慮者の円滑入居を包括的に推進する。

3. これまでの取組状況・改善点

- ・平成21年度に(公社)鳥取県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会鳥取県本部と協力協定を締結し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、不動産業界と協力して取り組んでいく体制を整備した。
- ・平成21年より、専任相談員を(公社)鳥取県宅地建物取引業協会への委託により配置した。(平成23年度まで、東・中・西各地域に1名を配置。平成24年度より、東・中部を1名が兼務。)
- ・平成24年11月には、住宅セーフティネット法に基づく鳥取県居住支援協議会を、県・市町村、居住支援団体、不動産団体により設立した。さらに、関係者間で情報を共有し、課題を協議する体制を整備した。また、平成25年度からあんしん賃貸支援事業の実施主体を当該協議会に移行した。
- ・あんしん賃貸支援事業の登録制度については、平成26年12月末時点で協力不動産店61店、あんしん賃貸住宅106棟(1,069戸)を登録した。

<登録戸数と相談件数の推移>

区分	H22	H23	H24	H25	H26 (12月末)
登録戸数	641	641	921	1,021	1,069
相談件数	92	125	189	194	178

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	315,707	304,650	11,057	96,100			219,607	
トータルコスト	327,355千円 (前年度 316,259千円) [正職員: 1.5人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県内業者等を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。

2 主な事業内容

(1) 支援事業の内容

ア 住宅の新築に対する助成

・県内事業者により木造一戸建住宅を新築する場合、基本支援として定額5万円の助成を行う。
 ・さらに一定量以上の県産材を活用した場合には上乗せの支援項目を設け、1戸あたり最大100万円(平成26年度は95万円)の助成を行う。

イ 住宅の改修等に対する助成

・0.3㎡以上の県産材を活用して既存の住宅の改修等を行う場合、県産材の使用状況に応じた助成を行う。
 ・また県産規格材の活用に係る要件及び伝統的な技術の活用に係る要件を満たすものに対しては上乗せの助成を行い、1戸あたり最大45万円の助成を行う。

区分	助成内容	予算額(千円)	
新築	基本支援	県内事業者により木造一戸建住宅を新築する場合、1戸につき5万円を助成	35,000
	県産材活用支援	10㎡以上の県産材を使用する場合、1戸につき45万円(定額)を助成	103,500
	県産材10㎡以上使用した木造一戸建住宅の場合、以下の要件を満たせば上乗せ助成を行う		
	県産材大規模加算支援	【新設】25㎡以上の県産材を使用する場合、1戸につき5万円(定額)を助成	9,000
	県産規格材活用支援	県産規格材使用1㎡あたり1万円を助成(上限15万円)	34,500
	子育て世帯等支援	住宅を新築する世帯が子育て世帯等に該当する場合、1戸につき10万円(定額)を助成	20,000
	伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、1戸につき20万円(定額)を助成 (手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具)	10,000
改修	県産材活用支援	県産材使用1㎡あたり2万円を助成(上限20万円)	10,000
	県産規格材活用支援	県産規格材使用1㎡あたり1万円を助成(上限10万円)	4,000
	伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じて最大15万円を助成(大工技能/左官技能/建具技能)	1,200
債務負担: H26交付決定分		82,507	
計		309,707	

ウ 工務店等に対する助成

本支援事業の利用実績がある企業(工務店、設計事務所等)2社以上が連携し消費者への情報提供を実施する場合、必要経費の一部について助成を行う。(県施策の周知を併せて行うものに限る。)

・補助率: 1/2(上限50万円) 予算額: 6,000千円

3 これまでの取組状況

- ・住宅取得者を幅広く支援するため、「環境にやさしい木の住まい助成事業」を全面的に見直し、平成26年度からより利用しやすい制度とした。
- ・県産材の更なる利用を促すため、新築に係る上乗せ助成の項目に25㎡以上の県産材活用支援(定額5万円)を平成27年度新たに追加する。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取エコハウス推進事業	1,180	1,180	0	590			590	
トータルコスト	1,957千円 (前年度 1,954千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	鳥取エコハウスの普及推進							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材を多用し、本県の気候・風土に適した住宅として開発した鳥取県型環境配慮住宅(鳥取エコハウス)の普及を図り、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。

2 主な事業内容

鳥取エコハウス推進協議会が取り組む鳥取県型環境配慮住宅の普及、販売に向けた活動に対して支援を行う。

(単位: 千円)

項目	予算	内 容
フェア展示に係る経費(委託料)	1,180	プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)の展示をフェア主催者に委託する。

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成23年度に林業者、製材業者、設計者、工務店など住まいづくりに関わる川上から川下までの事業者で構成する鳥取エコハウス推進協議会を設立し、住宅の設計、供給体制の構築及び木造住宅向けの県産材規格材の開発等に取り組み、平成24年度には、モデルルーム(組立移動式)を製作した。
- 平成25年以降は、協議会の運営を民間主体とし、基準等の整備、広報宣伝の実施等の活動を支援していく。

高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	86,877	114,162	△27,285	43,436		43,441		
トータルコスト	89,207千円 (前年度 116,484千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、認定事業者への管理等の指導							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

知事が認定した高齢者向け優良賃貸住宅を管理している民間事業者に対し、家賃の一部助成を行うための経費である。

(単位: 千円)

区分	予算額	内 容
家賃補助	86,877	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・5団地 241戸(国1/2、県1/2) ※平成26年度は7団地(うち1団地増築分)だったが、2団地(うち1団地増築分)の家賃補助期間が終了したため5団地を対象とする。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費
6 項 住宅費
2 目 住宅建設費

住まいまちづくり課(内線：7364)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅新築資金等貸付助成事業	21,562	17,438	4,124	14,314			7,248	
トータルコスト	23,115千円 (前年度 18,986千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、国との調整、市町村指導、調査統計							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

- 事業の目的・概要
住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減し、事業の円滑な実施を促進するため、地方債償還に係る利子負担及び償還推進に要する事務的経費等に対して助成する。
- 主な事業内容
住宅新築資金等貸付金の償還が最大25年の長期に及ぶため、市町村の事務費等の負担軽減を図る。
○助成内容
・事務費補助(回収、督促に係る事務費、法的措置に係る弁護士費用、執行費用等)
・回収不能補助
○助成対象：14市町(要件：償還未了、財政力指数0.8未満)
○負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4

区 分	予算額	内 容
償還推進助成事業費	21,471千円	・償還業務に要する費用等の財政負担軽減 ・償還業務費等の3/4(国2/3、県1/3)
償還推進指導費	91千円	・市町村の徴収業務の向上を図るための研修会の費用
合 計	21,562千円	

※住宅新築資金等貸付事業とは

歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の改善を図るためその地域において住宅新築、宅地取得、住宅改修を行う者に対し、昭和41年以降、市町村が国の助成を受けて資金貸付を実施した事業。地対財特法の失効に伴い、貸付事業は平成13年(当県は平成8年)をもって終了し、現在は貸付金の償還業務のみが継続している。

個人住宅建設資金貸付事業	4,720	5,462	△742			貸付金元収入 4,720		
トータルコスト	4,720千円 (前年度 5,462千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

県民の持家建設促進等のため、県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行うための経費である。(継続分のみ)

平成26年度予定残高：25,642千円、貸付件数：73件

融 資 対 象	貸付利率	融資限度額	返済期間
公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	公庫基準 金利 +0.5%	新築・購入：400万円	新築・購入：20年以内
		改良：200万円	改良：10年以内

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線: 7390)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業	5,748	7,634	△1,886			貸付金元利収入 5,748								
トータルコスト	6,525千円 (前年度 8,408千円) [正職員: 0.1人]													
主な業務内容	預託金貸付・償還事務													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p>鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上乗せ融資を行うための経費である。(継続分のみ)</p> <p>平成27年度予定残高: 12,495千円、貸付件数: 8件</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>・建設 400万円 (20年償還、据置なし) ・補修 200万円 (10年償還、据置なし)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>2.1%</td> </tr> </table>									対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者	貸付限度額	・建設 400万円 (20年償還、据置なし) ・補修 200万円 (10年償還、据置なし)	貸付利率	2.1%
対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者													
貸付限度額	・建設 400万円 (20年償還、据置なし) ・補修 200万円 (10年償還、据置なし)													
貸付利率	2.1%													
鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	3,000	3,000	0	1,500			1,500							
トータルコスト	3,777千円 (前年度 3,774千円) [正職員: 0.1人]													
主な業務内容	補助金交付事務、団体の活動に対する指導、育成													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域の風土に根ざした木造住宅に関する技能・伝統・文化を次世代に引き継ぐため、大手住宅メーカーに比べ商品力・営業力の弱い県内の木造住宅に係る生産者団体の活動を支援し、企画力の向上を図るとともに、県民に広く木造住宅の魅力を伝えることにより、県産材の需要拡大を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>木造住宅の建設に携わる者の組織する団体が行う木造住宅の普及及び県産材の需要拡大、伝統技術の普及継承、県民の住文化の向上等の目的に合致する取組みに対して助成する。(補助率: 1/2)</p>														
住宅金融支援機構審査受託等事務費	268	268	0			受託事業収入 250	18							
トータルコスト	4,151千円 (前年度 4,138千円) [正職員: 0.5人]													
主な業務内容	住宅金融支援機構審査受託業務、住宅相談受付、関連諸制度の広報													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
住宅金融支援機構の災害関連貸付に係る設計及び工事審査を受託するための経費である。														

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線7390)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	29,674	30,445	△771			29,674		
トータルコスト	30,451千円 (前年度 31,219千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	基金の積立業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県被災者住宅再建支援条例(平成13年鳥取県条例第40号)に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで、被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域における被災者に対して交付する支援金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積み立てる。 なお、平成24年度で積立額が条例で目途としている20億円に到達したことから、平成25年度以降の拠出を一旦停止し、基金運用による利息収入のみを積み立てる。</p>								
鳥取県住生活基本計画改訂版策定事業	4,619	2,700	1,919	2,308			2,311	
トータルコスト	7,725千円 (前年度3,474千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	検討会の開催、業務委託に係る発注事務及び受注業者への指導							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>住生活基本法に基づき、鳥取県住生活基本計画を現状に踏まえて見直し、改訂する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取県住生活基本計画見直し検討会の開催(754千円) 平成25年度に実施した鳥取県住生活総合調査等の結果に基づき、現状の住宅環境、住生活の現状を把握し、課題分析や成果指標の再設定等の検討を行うため、住宅関係事業者や福祉団体、学識経験者等を交えて検討会を開催する。(H27年度開催回数:5回)</p> <p>(2) 鳥取県住生活基本計画改訂版策定業務委託(3,865千円) 鳥取県住生活基本計画改訂版策定のため、下記に掲げる業務の外部委託を行う。 ・現行鳥取県住生活基本計画の成果検証 ・住環境の現状と課題分析 ・主要施策、成果指標、展開すべき具体的な施策の提案</p> <p>3 これまでの取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県住生活基本計画を平成18年度に策定し、平成23年度に改訂を行った。 平成26年度には上記(鳥取県住生活総合調査)の結果の集計を行った。 <p>※鳥取県住生活基本計画 平成18年6月に制定された住生活基本法に基づき、国が策定した住生活基本計画(全国計画)に即して、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本的事項を定めたもの。</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとり匠の技」 活用品モデル助成事業	1,950	1,500	450	675			1,275	
トータルコスト	3,503千円 (前年度 3,048千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することで、職人技の活用を創出し、伝統技能の継承及び空き家・空き店舗など既存ストックの有効利用を促進する。

2 主な事業内容

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する。

○助成要件

【基本助成】県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士(大工・左官・建具)が行う10万円以上の改修工事であること。

【追加助成】基本助成要件を満たした上で、改修部分の面積が7㎡以上(H26までは外部改修工事は10㎡以上)の内部改修又は外部の改修を伝統技能のうち2種以上を活用して施工するもの。

ただし、各要件に規定する面積の2倍以上の改修を行う場合は1種。

○補助率: 基本助成: 1/2 (県1/2、所有者1/2)

追加助成: 1/2 (国1/4、県1/4、所有者1/2)

○補助額: 基本助成: 大工、左官又は建具技能士が施工する改修工事に係る経費<上限50千円>

追加助成: 伝統技能のうち2種(1種)以上の活用に係る経費<上限450千円>

○補助対象項目及び補助単価

		補助対象項目	補助単価	
(新設) 基本助成		県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士が行う10万円以上の改修工事	50千円/㎡	
追加助成	外部	大工技能(外壁・羽目板)	県産材を使用し見付け面積で7㎡以上上下見板張りとしたもの	13千円/㎡
		左官技能(外壁・漆喰)	舞等下地の上に湿式工法により7㎡以上仕上げるもの	13千円/㎡
		左官技能(塀)	湿式工法によりブロック塀等を見付け面積で7㎡以上仕上げるもの	12千円/㎡
	内部	大工技能(室内造作)	県産材を使用し内部造作を見付け面積で7㎡以上仕上げるもの	11千円/㎡
		左官技能(漆喰)	小舞等下地の上に湿式工法により7㎡以上仕上げるもの	13千円/㎡
		建具技能	県内に本拠地を置く建具業者が作成した木製建具を見付け面積で3㎡以上使用するもの	19千円/㎡

3 これまでの取組状況、改善点

- ・業界からの要望を受け、平成25年度に本制度を創設。商工、飲食、旅館、建設関係団体等の会員への周知及び各種イベント、会議等で資料配付や説明等を行い、制度周知を行ったが、利用は1件であった。
- ・平成26年度は、業界等の意見を参考に技能士要件の緩和や対象工事の拡大等の改正を行ったが、現時点での利用は、1件となっている。
- ・県議会質問でも取り上げられ本制度がより活用されるよう望まれていることから、さらなる助成要件の緩和を図り、活用の対象をより広げられるよう見直しを行った。

〔廃止〕 環境にやさしい木の 住まい助成事業	0	82,507	△82,507					
トータルコスト	0千円 (前年度 85,603千円)							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

東部生活環境事務所（内線：0857-20-3676）

4目 環境保全費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山国定公園シカ食害防止対策事業	1,429	1,419	10	714			715	
トータルコスト	2,982千円（前年度 2,967千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	受託者との連絡調整、関係法令手続き							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 国定公園氷ノ山におけるシカの食害対策として、シカの個体数管理を行い、国定公園氷ノ山の生物多様性保全を図る。</p> <p>2 主な事業内容 氷ノ山国定公園の中でもシカ食害が顕著である自然探勝路周辺の被害軽減を図るため、電気柵の設置によりサンカヨウ群落を保全するとともに、くくりわな設置によりシカを捕獲・駆除する。</p>								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所地域振興局（電話0859-31-9371）

4目 環境保全費 〈地方機関計上予算〉

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	422	15,203	△14,781				422	
トータルコスト	1,975千円（前年度 15,977千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託料・電気代の支払、関係団体との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
平成19年度に設置した県立大山駐車場の融雪装置の維持管理を行う。								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																													
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																														
大山オオタカの森保全事業	10,504	7,373	3,131	1,500		(財産収入) 2,161	6,843																																														
トータルコスト	11,281千円（前年度8,147千円）[正職員：0.1人]																																																				
主な業務内容	管理委託契約事務、施設維持補修事務、関係機関との調整、許認可事務																																																				
工程表の政策目標（指標）	-																																																				
事業内容の説明																																																					
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、観察路の維持管理、営巣環境整備等を実施する。</p>																																																					
<p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>予算額</th> <th colspan="7">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営巣環境整備</td> <td>10,268</td> <td colspan="7">アカマツ林の更新伐及び伐木の売却、松食い虫被害木の駆除</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td>236</td> <td colspan="7">観察路等の維持管理委託(草刈り等)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,504</td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table>									事業	予算額	内容							営巣環境整備	10,268	アカマツ林の更新伐及び伐木の売却、松食い虫被害木の駆除							維持管理	236	観察路等の維持管理委託(草刈り等)							計	10,504																
事業	予算額	内容																																																			
営巣環境整備	10,268	アカマツ林の更新伐及び伐木の売却、松食い虫被害木の駆除																																																			
維持管理	236	観察路等の維持管理委託(草刈り等)																																																			
計	10,504																																																				
大山自然歴史館管理運営費	31,847	31,639	208				31,847																																														
トータルコスト	34,953千円（前年度34,735千円）[正職員：0.4人]																																																				
主な業務内容	委託業務の執行管理、指定管理者との連絡調整																																																				
工程表の政策目標（指標）	-																																																				
事業内容の説明																																																					
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県立大山自然歴史館の充実した施設運営を図るため、指定管理者による管理運営等を実施する。</p>																																																					
<p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th colspan="7">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理委託料</td> <td>31,639</td> <td colspan="7">指定管理者：一般社団法人大山観光局 指定期間：5年（平成24年4月1日～平成29年3月31日） 委託料総額：156,437千円</td> </tr> <tr> <td>評価委員会の開催（中間評価）</td> <td>51</td> <td colspan="7">施設の現地確認、運営状況等について評価検討を実施する。</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>157</td> <td colspan="7">ファールト・スコープ購入</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31,847</td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	内容							指定管理委託料	31,639	指定管理者：一般社団法人大山観光局 指定期間：5年（平成24年4月1日～平成29年3月31日） 委託料総額：156,437千円							評価委員会の開催（中間評価）	51	施設の現地確認、運営状況等について評価検討を実施する。							備品購入費	157	ファールト・スコープ購入							計	31,847							
区分	予算額	内容																																																			
指定管理委託料	31,639	指定管理者：一般社団法人大山観光局 指定期間：5年（平成24年4月1日～平成29年3月31日） 委託料総額：156,437千円																																																			
評価委員会の開催（中間評価）	51	施設の現地確認、運営状況等について評価検討を実施する。																																																			
備品購入費	157	ファールト・スコープ購入																																																			
計	31,847																																																				
[廃止] 大山自然歴史館等自然保護事業	0	2,525	△ 2,525																																																		
トータルコスト	0千円(前年度：5,621千円)																																																				

平成27年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位:千円)

節	2款 総務費								
	款項目	うち生活環境部						6項 防災費	
				2項 企画費	1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費		1目 防災総務費
1	報酬	507,921	5,573	5,573		1,251	4,322		
2	給料	2,900,796	14,796	14,796	14,796				
3	職員手当等	4,800,703	7,548	7,548	7,548				
4	共済費	1,098,660	5,926	5,926	5,240		686		
5	災害補償費	500							
6	恩給及び退職年金	21,787							
7	賃金	35,262							
8	報償費	280,565	966	966		906	60		
9	旅費	244,053	1,357	679		398	281	678	678
	費用弁償	26,384	341	341		169	172		
	普通旅費	175,762	816	138		29	109	678	678
	特別旅費	41,907	200	200		200			
10	交際費	3,600							
11	需用費	552,756	5,954	1,012		71	941	4,942	4,942
12	役務費	581,707	1,814	285		140	145	1,529	1,529
13	委託料	4,974,235	25,190	1,828			1,828	23,362	23,362
14	使用料及び賃借料	630,027	219	219			219		
15	工事請負費	1,194,987	200,649					200,649	200,649
16	原材料費								
17	公有財産購入費								
18	備品購入費	236,628	143,883	30			30	143,853	143,853
19	負担金、補助及び交付金	7,973,790	17,341	17,042		10,845	6,197	299	299
20	扶助費								
21	貸付金								
22	補償、補填及び賠償金	2,000							
23	償還金、利子及び割引料	186,000							
24	投資及び出資金								
25	積立金	134,053							
26	寄附金								
27	公課費	267							
28	繰出金								
	予備費								
	計	26,360,297	431,216	55,904	27,584	13,611	14,709	375,312	375,312
財源内訳	国庫支出金	1,909,555	375,053					375,053	375,053
	地方債	479,000							
	その他	2,621,759	400	400		380	20		
	一般財源	21,349,983	55,763	55,504	27,584	13,231	14,689	259	259

平成27年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費					
	款項目	うち生活環境部				
		1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	7目 消費者支援対策費		
1	報酬	399,004	5,366	5,366	198	5,168
2	給料	1,553,580	18,495	18,495		18,495
3	職員手当等	887,228	9,435	9,435		9,435
4	共済費	588,627	7,267	7,267		7,267
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	貸金	2,169				
8	報償費	58,134	3,164	3,164	284	2,880
9	旅費	65,797	2,922	2,922	527	2,395
	費用弁償	9,652	507	507	57	450
	普通旅費	37,846	1,785	1,785	285	1,500
	特別旅費	18,299	630	630	185	445
10	交際費					
11	需用費	187,809	4,180	4,180	484	3,696
12	役務費	91,315	2,985	2,985	685	2,300
13	委託料	3,008,144	35,088	35,088	98	34,990
14	使用料及び賃借料	68,150	1,700	1,700	200	1,500
15	工事請負費	68,163				
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	42,160	20	20		20
19	負担金、補助及び交付金	32,871,795	30,755	30,755	14,453	16,302
20	扶助費	1,757,265				
21	貸付金	38,302	200	200		200
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料	12,996				
24	投資及び出資金					
25	積立金	243,333	61	61		61
26	寄附金	1,250				
27	公課費	83				
28	繰出金	1,435				
	予備費					
	計	41,946,739	121,638	121,638	16,929	104,709
財源内訳	国庫支出金	3,139,468	21,964	21,964		21,964
	地方債					
	その他	3,064,032	82	82		82
	一般財源	35,743,239	99,592	99,592	16,929	82,663

平成27年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費							
	款項目	うち生活環境部						
		1項 公衆衛生費				2項 環境衛生費		
			1目 公衆衛生総務費	3目 予防費	6目 衛生環境研究所費		1目 環境衛生総務費	
1	報酬	150,648	63,265	20,303		14,261	6,042	42,962
2	給料	1,472,202	743,499	125,766	125,766			321,813
3	職員手当等	821,341	386,888	65,025	65,025			170,333
4	共済費	542,760	272,624	47,793	44,540	2,271	982	120,031
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	貸金	12,419						
8	報償費	52,153	19,015	237		72	165	18,778
9	旅費	72,367	29,865	5,268		742	4,526	24,597
	費用弁償	7,862	3,103	249		197	52	2,854
	普通旅費	36,824	17,319	4,419		380	4,039	12,900
	特別旅費	27,681	9,443	600		165	435	8,843
10	交際費							
11	需用費	187,556	107,091	46,575		3,497	43,078	60,516
12	役務費	69,840	33,269	6,716		3,342	3,374	26,553
13	委託料	1,067,586	580,740	101,821		26,762	75,059	478,919
14	使用料及び賃借料	84,545	45,599	4,563			4,563	41,036
15	工事請負費	125,118	112,105	14,493			14,493	97,612
16	原材料費	700	700					700
17	公有財産購入費							
18	備品購入費	20,138	13,752	9,068			9,068	4,684
19	負担金、補助及び交付金	5,958,505	660,599	1,453		1,346	107	659,146
20	扶助費	1,490,312						
21	貸付金	942,620						
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料	24,358						
24	投資及び出資金							
25	積立金	354,296	9,745					9,745
26	寄附金	36,200	5,700					5,700
27	公課費	57	7					7
28	繰出金							
	予備費							
	計	13,485,721	3,084,463	449,081	235,331	52,293	161,457	2,083,132
財	国庫支出金	1,708,468	217,769	1,716			1,716	216,053
源	地方債	23,000						
内	その他	2,444,961	146,325	1,515		1,361	154	144,810
訳	一般財源	9,309,292	2,720,369	445,850	235,331	50,932	159,587	1,722,269

平成27年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	4款 衛生費				
	うち生活環境部				
	2項 環境衛生費			3項 保健所費	
	2目 食品衛生指 導費	3目 環境衛生連 絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費
1 報酬	2,597	238	40,127		
2 給料				295,920	295,920
3 職員手当等				151,530	151,530
4 共済費	349		5,712	104,800	104,800
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 貸金					
8 報償費	10,830	97	7,851		
9 旅費	5,284	863	18,450		
費用弁償	160	38	2,656		
普通旅費	2,024	825	10,051		
特別旅費	3,100		5,743		
10 交際費					
11 需用費	21,071	2,439	37,006		
12 役務費	3,767	1,185	21,601		
13 委託料	14,987	911	463,021		
14 使用料及び賃借料	3,487	818	36,731		
15 工事請負費			97,612		
16 原材料費			700		
17 公有財産購入費					
18 備品購入費	626		4,058		
19 負担金、補助及び交付金	31,053	19,381	608,712		
20 扶助費					
21 貸付金					
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金			9,745		
26 寄附金			5,700		
27 公課費			7		
28 繰出金					
予備費					
計	94,051	25,932	1,357,033	552,250	552,250
財源					
内					
訳					
国庫支出金	2,525	8,253	199,301		
地方債					
その他	37,361	2,513	22,959		
一般財源	54,165	15,166	1,134,773	552,250	552,250

平成27年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	6款 農林水産業費								
	うち生活環境部								
	1項 農業費			3項 農地費		4項 林業費			
			6目 農作物対 策費	7目 肥料植物 防疫費		2目 土地改良 費		9目 狩猟費	
1 報酬	363,113	8,141						8,141	8,141
2 給料	2,400,651	3,699				3,699	3,699		
3 職員手当等	1,232,936	1,887				1,887	1,887		
4 共済費	894,120	2,590				1,310	1,310	1,280	1,280
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	639								
8 報償費	43,018	686						686	686
9 旅費	104,454	987	292	180	112	120	120	575	575
費用弁償	6,519	146						146	146
普通旅費	83,747	765	292	180	112	120	120	353	353
特別旅費	14,188	76						76	76
10 交際費									
11 需用費	517,458	7,610	337	50	287	10	10	7,263	7,263
12 役務費	132,083	894	178	130	48	100	100	616	616
13 委託料	1,865,473	24,199						24,199	24,199
14 使用料及び賃借料	152,125	2,035	193	140	53	10	10	1,832	1,832
15 工事請負費	2,715,090								
16 原材料費	4,287								
17 公有財産購入費	3,770								
18 備品購入費	83,745	77						77	77
19 負担金、補助及び交付金	10,788,043	382,852				378,974	378,974	3,878	3,878
20 扶助費									
21 貸付金	706,706								
22 補償、補填及び賠償金	58,214								
23 償還金、利子及び割引料	147,223								
24 投資及び出資金	10								
25 積立金	671,130								
26 寄附金									
27 公課費	346								
28 繰出金	213,390								
予備費									
計	23,098,004	435,657	1,000	500	500	386,110	386,110	48,547	48,547
財源									
内 国庫支出金	6,563,093	309,314	159		159	309,155	309,155		
内 地方債	1,324,000								
内 その他	2,115,033	5,336	21		21			5,315	5,315
内 一般財源	13,095,878	121,007	820	500	320	76,955	76,955	43,232	43,232

平成27年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

節	7款 商工費							
	款項目	うち生活環境部					3項 観光費	
				2項 工鉱業費	1目 工鉱業総務費	4目 計量検定費		1目 観光費
1	報酬	87,166	4,648				4,648	4,648
2	給料	447,579	11,097	11,097	11,097			
3	職員手当等	228,327	5,661	5,661	5,661			
4	共済費	204,026	4,616	3,930	3,930		686	686
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	貸金							
8	報償費	701,580	1,387	107		107	1,280	1,280
9	旅費	99,693	4,200	700		700	3,500	3,500
	費用弁償	21,263	100				100	100
	普通旅費	49,380	1,850	700		700	1,150	1,150
	特別旅費	29,050	2,250				2,250	2,250
10	交際費							
11	需用費	67,874	4,155	900		900	3,255	3,255
12	役務費	45,968	1,703	573		573	1,130	1,130
13	委託料	717,683	46,806				46,806	46,806
14	使用料及び賃借料	153,092	3,756	1,200		1,200	2,556	2,556
15	工事請負費	147,925						
16	原材料費							
17	公有財産購入費							
18	備品購入費	3,432						
19	負担金、補助及び交付金	7,159,274	35,485	16		16	35,469	35,469
20	扶助費							
21	貸付金	688,383						
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料							
24	投資及び出資金	1,500						
25	積立金							
26	寄附金							
27	公課費	199						
28	繰出金	17,542						
	予備費							
	計	10,771,243	123,514	24,184	20,688	3,496	99,330	99,330
財源	国庫支出金	30,629	30,629				30,629	30,629
	地方債	86,000						
内	その他	971,089	3,497	3,477		3,477	20	20
訳	一般財源	9,683,525	89,388	20,707	20,688	19	68,681	68,681

平成27年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

節	8款 土木費						
	款項目	うち生活環境部					
		1項 土木管理費	4目 建築指導費		5項 都市計画費		1目 都市計画総務費
1 報酬	299,741	37,661	307		307	780	486
2 給料	1,967,868	218,241	18,495	18,495		11,097	7,398
3 職員手当等	1,007,960	111,338	9,435	9,435		5,661	3,774
4 共済費	742,200	81,084	6,550	6,550		3,930	2,620
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 貸金							
8 報償費	10,197	2,141	36		36	2,015	
9 旅費	51,825	6,497	242		242	1,759	91
費用弁償	4,139	1,096	138		138	588	91
普通旅費	45,324	4,863	68		68	670	
特別旅費	2,362	538	36		36	501	
10 交際費							
11 需用費	754,266	64,039	1,337		1,337	953	17
12 役務費	161,578	15,198	134		134	1,339	
13 委託料	5,742,985	966,563	3,086		3,086	552,079	
14 使用料及び賃借料	229,116	21,558	180		180	4,775	100
15 工事請負費	16,182,553	1,716,721				86,505	
16 原材料費	3,022						
17 公有財産購入費	478,525	9,957				9,957	
18 備品購入費	338,011	29,959	32		32	29,827	
19 負担金、補助及び交付金	7,392,369	835,488	269,753		269,753	31,091	
20 扶助費							
21 貸付金	10,468	10,468					
22 補償、補填及び賠償金	1,197,001	20,310					
23 償還金、利子及び割引料	60,802						
24 投資及び出資金							
25 積立金	29,728	29,674					
26 寄附金							
27 公課費	5,635						
28 繰出金	10,414	10,414				10,414	
予備費							
計	36,676,264	4,187,311	309,587	34,480	275,107	752,182	14,486
財源							
内							
訳							
国庫支出金	9,534,829	891,830	3,593		3,593	15,192	189
地方債	11,855,000	872,000					
その他	1,495,676	803,094	48,667		48,667	24,837	694
一般財源	13,790,759	1,620,387	257,327	34,480	222,847	712,153	13,603

平成27年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費					生活環境部 合計
	うち生活環境部					
	5項 都市計画費		6項 住宅費			
3目 公園費	4目 下水道費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費		
1 報酬	294		36,574	27,536	9,038	124,654
2 給料	3,699		188,649	188,649		1,009,827
3 職員手当等	1,887		96,242	96,242		522,757
4 共済費	1,310		70,604	69,232	1,372	374,107
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金						
8 報償費	2,015		90		90	27,359
9 旅費	998	670	4,496	4,225	271	45,828
費用弁償	497		370	150	220	5,293
普通旅費		670	4,125	4,075	50	27,398
特別旅費	501		1		1	13,137
10 交際費						
11 需用費	270	666	61,749	61,699	50	193,029
12 役務費		1,339	13,725	13,695	30	55,863
13 委託料	551,900	179	411,398	324,657	86,741	1,678,586
14 使用料及び賃借料	4,347	328	16,603	16,583	20	74,867
15 工事請負費	86,505		1,630,216	135,198	1,495,018	2,029,475
16 原材料費						700
17 公有財産購入費	9,957					9,957
18 備品購入費	29,827		100		100	187,691
19 負担金、補助及び交付金	9,510	21,581	534,644	89,197	445,447	1,962,520
20 扶助費						
21 貸付金			10,468		10,468	10,668
22 補償、補填及び賠償金			20,310		20,310	20,310
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積立金			29,674		29,674	39,480
26 寄附金						5,700
27 公課費						7
28 繰出金		10,414				10,414
予備費						0
計	702,519	35,177	3,125,542	1,026,913	2,098,629	8,383,799
財源						
国庫支出金	12,000	3,003	873,045	7,552	865,493	1,846,559
地方債			872,000		872,000	872,000
内その他	24,143		729,590	684,802	44,788	958,734
一般財源	666,376	32,174	650,907	334,559	316,348	4,706,506

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
2項 企画費	
1目 企画総務費	
給 料・一般職員	4人
2目 計画調査費	
報 酬・景観審議会委員	15人
・景観形成巡視員	15人
・屋外広告物審議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・全国景観会議負担金	40
・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	10,805
3目 交通対策費	
報 酬・交通事故相談員	2人
・交通安全対策会議委員	7人
負担金、補助及び交付金・鳥取県交通対策協議会補助金	6,197
6項 防災費	
1目 防災総務費	
負担金、補助及び交付金・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金	40
・災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業補助金	259
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報 酬・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・地域安全フォーラム開催補助金	541
・性暴力被害者支援連携事業補助金	8,959
・地域の防犯力向上推進事業補助金	1,000
・安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業費補助金	3,953
7目 消費者支援対策費	
給 料・一般職員	5人
報 酬・非常勤職員	1人
・不当取引専門指導員	1人
・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	11人
・苦情処理部会委員	4人
・消費生活審議会委員	13人
負担金、補助及び交付金・中部消費生活センター施設管理費負担金	142
・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,191
・消費者団体等活動支援補助金	1,300
・市町村消費者行政推進交付金	13,669
貸 付 金・訴訟費用貸付金	200
積 立 金・消費者行政活性化基金積立金	61
4款 衛生費	
1項 公衆衛生費	
1目 公衆衛生総務費	
給 料・一般職員	34人
3目 予防費	
報 酬・狂犬病予防技術員兼動物愛護技術員	6人
・動物適正飼養推進員	1人
・狂犬病評価人	2人
・鳥取県動物愛護推進協議会委員	8人

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・全国動物管理関係事業所協議会会費 ・動物愛護センター施設費補助金 ・鳥取県動物福祉推進事業補助金	25 751 570
6目 衛生環境研究所費		
報 酬	・非常勤職員 ・衛生環境研究所外部評価委員	3人 7人
負担金、補助 及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金 ・地方衛生研究所全国協議会負担金 ・全国環境研協議会負担金 ・衛生微生物技術協議会会費	15 38 46 8
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	87人
2目 食品衛生指導費		
報 酬	・非常勤職員 ・食の安全推進会議委員 ・調理師試験委員 ・ふぐ処理師試験委員	1人 12人 4人 7人
負担金、補助 及び交付金	・社団法人鳥取県食品衛生協会補助金 ・全国食肉衛生検査所協議会負担金 ・鳥取県HACCP適合施設認定取得支援補助金	1,006 47 30,000
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・クリーニング師試験委員 ・鳥取県生活衛生営業審議会委員	7人 10人
負担金、補助 及び交付金	・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金 ・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金 ・生活衛生営業振興事業補助金 ・公衆浴場確保対策費市町村補助金	7 15,506 1,118 2,750
4目 環境保全費		
報 酬	・環境審議会委員 ・調停委員 ・環境影響評価審査会委員 ・地下水研究プロジェクト委員 ・放射能調査専門家会議委員 ・湖山池環境モニタリング委員会委員 ・産業廃棄物適正処理推進指導員 ・廃棄物審議会委員 ・鳥取砂丘レンジャー ・鳥取砂丘景観保全推進員 ・外来種検討委員会委員 ・大山歴史自然館運営評価委員 ・自然保護監視員 ・とっつりの豊かな自然と山の魅力発信事業審査会委員 ・非常勤職員	30人 3人 13人 6人 3人 10人 3人 7人 2人 2人 9人 4人 5人 2人 6人
負担金、補助 及び交付金	・こどもエコクラブ活動支援補助金 ・鳥取県環境推進企業協議会会費 ・グリーン購入ネットワーク会費 ・電源立地地域対策交付金 ・再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金 ・再生可能エネルギー発電事業支援補助金 ・非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金	2,420 10 10 72,954 4,000 116,600 42,000

項 目		金額(千円)等
	・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金	100
	・木質バイオマス熱利用推進補助金	50,000
	・家庭用薪ストーブ等導入補助金	4,600
	・家庭用燃料電池導入促進補助金	4,700
	・家庭用太陽熱温水設備導入補助金	2,700
	・住宅用太陽光発電等導入推進補助金	160,660
	・次世代エネルギーパーク施設整備補助金	5,000
	・環境保全活動支援事業補助金	1,000
	・温泉ライダー実行委員会負担金	6,854
	・鳥取岡山EVエコドライブツアー負担金	1,836
	・合併処理浄化槽設置費補助金	13,077
	・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
	・旧太宝鉱山鉱害防止事業費補助金	767
	・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	60
	・海藻刈りによる栄養塩循環システム支援事業補助金	4,000
	・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	1,775
	・リサイクルフロンティア推進交付金	36,400
	・Let's4R実践活動推進補助金	2,000
	・不法投棄廃棄物処理事業補助金	6,873
	・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
	・独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金への補助金	3,381
	・微量PCB汚染機器等処理推進補助金	11,800
	・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	33,328
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,500
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	3,020
	・とっとり自然の豊かさとの魅力発信事業補助金	2,200
	・三徳山魅力発信基盤整備事業補助金	12,000
	・全国「山の日」協議会負担金	30
積立金	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	9,745
寄附金	・鳥取大学大学院工学研究科寄附講座開設寄附金	5,700
3項 保健所費		
1目 保健所費		
給料	・一般職員	80人
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2目 土地改良費		
給料	・一般職員	1人
負担金、補助及び交付金	・農業集落排水事業費補助金	277,155
	・地域資源循環技術センター負担金	90
	・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金	69,729
	・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	32,000
4項 林業費		
9目 狩猟費		
報酬	・ツキノワグマ追跡調査員	3人
	・特定鳥獣保護管理検討会委員	19人
	・非常勤職員	1人
	・鳥取県自然環境保全コンクール審査会委員	6人
負担金、補助及び交付金	・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	904
	・銃猟者育成支援補助金	2,525
	・若手猟師参入促進補助金	449

項 目		金額(千円)等
7款 商工費		
2項 工鉱業費		
1目 工鉱業総務費		
給 料	・一般職員	3人
4目 計量検定費		
負担金、補助 及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
3項 観光費		
1目 観光費		
報 酬	・外国人観光客誘致事業推進員	2人
	・県政ジオバイザリースタッフ	1人
負担金、補助 及び交付金	・山陰海岸ジオウオーク補助金	1,500
	・鳥取砂丘検定実行委員会負担金	250
	・山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金	15,422
	・山陰海岸ジオパーク調査研究支援補助金	1,500
	・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金	5,797
	・隠岐連携旅行商品造成負担金	1,000
	・鳥取砂丘新発見伝事業負担金	10,000
8款 土木費		
1項 土木管理費		
1目 土木総務費		
給 料	・一般職員	5人
4目 建築指導費		
報 酬	・建築審査会委員	5人
	・建築士審査会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	・全国建築審査会協議会負担金	48
	・日本建築行政会議負担金	450
	・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	45
	・伝統建築技能者団体支援事業補助金	3,500
	・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	181,169
	・耐震化支援環境整備事業補助金	1,000
	・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	10,035
	・耐震化地域学習会補助金	175
	・バリアフリー環境整備促進事業補助金	500
	・福祉のまちづくり推進事業補助金	45,157
	・空家対策支援事業補助金	4,000
	・鳥取県老朽危険空家等除却支援事業	6,000
	・都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金	24
	・アスベスト撤去支援事業補助金	17,650
5項 都市計画費		
1目 都市計画総務費		
給 料	・一般職員	2人
報 酬	・開発審査会委員	7人
3目 公園費		
給 料	・一般職員	1人
報 酬	・鳥取流緑化スタイルガーデン・デザインコンテスト審査員	4人
	・緑化実証整備モデル検討会委員	7人

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・一般社団法人日本公園緑地協会会費	100
	・中国「道の駅」連絡会会費	60
	・花と緑のフェア実行委員会負担金	1,350
	・花と緑のまちづくり支援事業補助金	4,000
	・地域緑化活動育成支援補助金	4,000
4目 下水道費		
負担金、補助 及び交付金	・湖沼における下水道事業推進協議会負担金	10
	・公共下水道推進基金造成事業補助金	21,571
繰 出 金	・鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金	10,414
6項 住宅費		
1目 住宅管理費		
給 料 報 酬	・一般職員	51人
	・県営住宅家賃納付指導員	6人
	・県営住宅管理人	235人
	・非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県とつとりの美しい街なみづくり事業補助金	2,720
	・住宅市街地整備推進協議会負担金	20
	・下水道・集落排水受益者負担金	1,037
	・国有資産等所在市町村交付金	84,666
	・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	754
2目 住宅建設費		
報 酬	・非常勤職員	4人
	・鳥取県住生活基本計画見直し検討会委員	12人
負担金、補助	・とっとり住まいる支援事業補助金	309,707
	・企業間連携活動支援事業補助金	6,000
	・地域優良賃貸住宅供給促進事業補助金	1,440
	・日本住宅協会負担金	18
	・ケーブルテレビ加入負担金	2,911
	・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	400
	・水道負担金	3,062
	・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金	8,711
	・「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業補助金	1,850
	・木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	3,000
	・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金	86,877
・住宅新築資金等貸付助成補助金	21,471	
貸 付 金	・個人住宅建設資金貸付金	4,720
	・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付金	5,748
積 立 金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	29,674

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

款	項	事業名	全体計画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳			一般財源						
					特定財源									
					国庫支出金	地方債	その他							
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
			26	137,716	137,716				137,716		137,716		40.2	
2総務費	6防災費	原子力環境センター(仮称)建設事業費	27	204,696	204,696					204,696	204,696		59.8	
			計	342,412	342,412				137,716	204,696	342,412		100.0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成27年度 木質バイオマス熱利用推進事業 補助	千円 補助金総額50,000千円 を限度として、平成27年 度に交付決定した額か ら平成27年度に交付し た額を差し引いた額		千円	平成28年度	千円 限度額に同じ				千円 限度額に同じ
平成27年度 EVカーシェアリング事業費	14,208			平成28年度から 平成32年度まで	14,208				14,208
平成27年度 EV・PHV公用車導入事業費	25,207			平成28年度から 平成32年度まで	25,207				25,207
平成27年度 再生可能エネルギー活用可能性 調査事業補助	補助金総額4,000千円を 限度として、平成27年度 に交付決定した額から 平成27年度に交付した 額を差し引いた額			平成28年度	限度額に同じ				限度額に同じ
平成27年度 再生可能エネルギー発電事業補 助	補助金総額116,600千円 を限度として、平成27年 度に交付決定した額か ら平成27年度に交付し た額を差し引いた額			平成28年度から 平成29年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ
平成27年度 原子力環境センター庁舎清掃業 務委託	320			平成28年度	320	320			
平成27年度 大気測定局日常管理業務委託	9,304			平成28年度から 平成29年度まで	9,304				9,304

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度 米子駅前だんだん広場清掃業務委託	1,822			平成28年度から 平成29年度まで	1,822				1,822
平成27年度 津波避難施設整備促進基金造成補助	6,000			平成28年度から 平成37年度まで	6,000				6,000
平成27年度 県営住宅水道料金等使用料徴収業務委託	6,695			平成28年度から 平成30年度まで	6,695			6,695	
平成27年度 県営住宅退去者滞納家賃等収納業務委託	2,060			平成28年度	2,060				2,060
平成27年度 県営住宅エレベータ点検業務委託	48,132			平成28年度から 平成29年度まで	48,132			48,132	
平成27年度 県営住宅管理システム改修等業務委託	12,740			平成28年度から 平成32年度まで	12,740				12,740
平成27年度 公営住宅整備事業費	214,041			平成28年度	214,041	103,420	109,000		1,621
平成27年度 とっとり住まいる支援事業補助	補助金総額227,200千円を限度として、平成27年度に交付決定した額から平成27年度に交付した額を差し引いた額			平成28年度	限度額に同じ				限度額に同じ

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度 鳥取県住生活基本計画改訂版策 定業務委託	委託料総額3,865千円を 限度として、平成27年度 に契約した額から平成 27年度に支出した額を 差し引いた額			平成28年度	限度額に同じ	1,932千円を 上限として、 限度額に0.5 を乗じた額			限度額から国 庫支出金の額 (1,932千円を上 限として、限度 額に0.5を乗じ た額)を除いた 額

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成26年度 再生可能エネルギー発電事業補助	千円 補助金総額104,000千円を 限度として、平成26年度に 交付決定した額から平成 26年度に交付した額を差 し引いた額		千円	平成27年度から 平成28年度まで	千円 限度額に同じ	千円	千円	千円	千円 限度額に同じ
平成26年度 鳥取大学大学院工学研究科寄附 講座開設事業費	84,700			平成27年度から 平成32年度まで	84,700				84,700
平成19年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	236,240	平成20年度から 平成26年度まで	183,715	平成27年度から 平成28年度まで	52,525				52,525
平成19年度 公共下水道推進基金造成補助	40,278	平成20年度から 平成26年度まで	31,300	平成27年度から 平成28年度まで	8,978				8,978
平成20年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	98,400	平成21年度から 平成26年度まで	73,500	平成27年度から 平成29年度まで	24,900				24,900
平成20年度 公共下水道推進基金造成補助	58,274	平成21年度から 平成26年度まで	38,838	平成27年度から 平成29年度まで	19,436				19,436
平成21年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	23,365	平成22年度から 平成26年度まで	16,253	平成27年度から 平成30年度まで	7,112				7,112

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成21年度 公共下水道推進基金造成補助	40,554	平成22年度から 平成26年度まで	22,530	平成27年度から 平成30年度まで	18,024				18,024
平成22年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	15,366	平成23年度から 平成26年度まで	7,883	平成27年度から 平成31年度まで	7,483				7,483
平成22年度 公共下水道推進基金造成補助	22,527	平成23年度から 平成26年度まで	10,012	平成27年度から 平成31年度まで	12,515				12,515
平成23年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	592	平成24年度から 平成26年度まで	195	平成27年度から 平成32年度まで	397				397
平成23年度 公共下水道推進基金造成補助	20,781	平成24年度から 平成26年度まで	6,927	平成27年度から 平成32年度まで	13,854				13,854
平成24年度 公共下水道推進基金造成補助	11,160	平成25年度から 平成26年度まで	2,480	平成27年度から 平成33年度まで	8,680				8,680
平成25年度 公共下水道推進基金造成補助	9,369	平成26年度	1,041	平成27年度から 平成34年度まで	8,328				8,328
平成25年度 衛生環境研究所庁舎清掃業務委 託	13,410	平成26年度	3,132	平成27年度から 平成28年度まで	10,278				10,278

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成23年度 鳥取県立大山自然歴史館管理委託	153,820	平成24年度から 平成26年度まで	92,292	平成27年度から 平成28年度まで	61,528				61,528
平成25年度 鳥取県立大山自然歴史館管理委託	2,637	平成26年度	879	平成27年度から 平成28年度まで	1,758				1,758
平成24年度 布勢陸上競技場大会運営システム賃借料	17,640	平成25年度から 平成26年度まで	8,694	平成27年度から 平成28年度まで	8,946				8,946
平成25年度 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理委託	245,315	平成26年度	49,063	平成27年度から 平成30年度まで	196,252				196,252
平成25年度 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園管理委託	598,630	平成26年度	119,726	平成27年度から 平成30年度まで	478,904				478,904
平成25年度 燕趙園管理委託	368,235	平成26年度	73,647	平成27年度から 平成30年度まで	294,588				294,588
平成25年度 鳥取県立布勢総合運動公園管理委託	1,369,030	平成26年度	273,806	平成27年度から 平成30年度まで	1,095,224				1,095,224
平成26年度 大山頂上公衆便所管理業務委託	2,546			平成27年度から 平成28年度まで	2,546				2,546

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成26年度 大山オオタカの森管理業務委託	472			平成27年度から 平成28年度まで	472				472
平成26年度 災害時給油所地下タンク製品備 蓄促進事業補助	1,036			平成27年度から 平成30年度まで	1,036				1,036
平成24年度 消費生活相談事業費	112,378	平成25年度から 平成26年度まで	53,884	平成27年度から 平成28年度まで	56,279	1,387			54,892
平成25年度 消費生活相談事業費	2,411	平成26年度	802	平成27年度から 平成28年度まで	1,609				1,609
平成26年度 津波避難施設整備促進基金造成 補助	6,000			平成27年度から 平成36年度まで	6,000				6,000
平成26年度 公営住宅管理委託	742,760			平成27年度から 平成30年度まで	742,760				742,760
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	140,008	平成17年度から 平成26年度まで	53,989	平成27年度から 平成36年度まで	86,019				86,019

平成27年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明	
						区分	金額 千円		
1 分担金及び負担金			691,124	804,273	△113,149				
	1 負担金		691,124	804,273	△113,149				
		1 天神川流域下水道事業費負担金		691,124	804,273	△113,149	天神川流域下水道建設事業費負担金	65,775	
							天神川流域下水道管理事業費負担金	625,349	
2 使用料及び手数料			1,827	517	1,310				
	1 使用料		1,827	517	1,310				
		1 行政財産使用料		1,827	517	1,310	1 行政財産使用料	1,827	
3 国庫支出金			143,350	499,807	△356,457				
	1 国庫補助金		143,350	499,807	△356,457				
		1 天神川流域下水道事業費国庫補助金		143,350	499,807	△356,457	1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	143,350	
4 繰入金			10,414	10,293	121				
	1 一般会計繰入金		10,414	10,293	121				
		1 一般会計から繰入		10,414	10,293	121	1 一般会計から繰入	10,414	
5 繰越金			129,744	127,190	2,554				
	1 繰越金		129,744	127,190	2,554				
		1 繰越金		129,744	127,190	2,554	1 前年度繰越金	129,744	
6 諸収入			136	126	10				
	1 雑収入		136	126	10				
		1 雑収入		136	126	10	1 雑収入	136	
7 県債			59,000	167,000	△108,000				
	1 県債		59,000	167,000	△108,000				
		1 天神川流域下水道事業債		59,000	167,000	△108,000	1 天神川流域下水道事業債	59,000	建設事業費充当
歳入合計			1,035,595	1,609,206	△573,611				

平成27年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課（内線：7402）

1 目 建設事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
流域下水道事業費	273,439	845,654	△572,215	143,350	<19,824> 59,000	(負担金) 63,275	7,814	県負担額 27,638
トータルコスト	284,310千円（前年度 856,489千円）[正職員：1.4人]							
主な業務内容	補助金交付申請、工事等発注							
工程表の政策目標（指標）	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							

事業内容の説明

天神川流域下水道の処理場施設の改築及び幹線管渠の工事等に要する経費である。

事業名		事業費	財源内訳				
			国費	起債	負担金	繰入金	
処理場	工事	送風機棟ほか外壁改修工事	50,400	33,600	8,400	8,400	0
		水処理棟外壁改修工事	20,400	10,200	5,100	5,100	0
	委託	水処理施設改築工事実施設計業務委託	8,600	4,300	2,000	2,150	150
		水処理脱臭設備改築工事実施設計業務委託	6,700	3,350	1,500	1,675	175
管渠	工事	幹線管渠防食工事	154,000	77,000	38,500	38,500	0
		幹線管渠長寿命化計画策定業務委託	18,200	9,100	0	4,550	4,550
	委託	若土ポンプ場基礎調査業務委託	1,000	500	0	250	250
		若土水管橋管渠調査業務委託	1,800	900	0	450	450
		流量計基礎調査業務委託	8,800	4,400	0	2,200	2,200
小計		269,900	143,350	55,500	63,275	7,775	
事務費		3,539		3,500		39	
全体合計		273,439	143,350	59,000	63,275	7,814	

単県流域下水道事業費	5,100	5,100	0		(負担金) 2,500	2,600		
トータルコスト	8,983千円（前年度8,970千円）[正職員：0.5人]							
主な業務内容	工事等発注							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

天神川流域下水道の幹線管渠の維持補修等に要する経費である。

(注) 起債額の上段〈〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の〈〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成27年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線：7402)

1 目 管理運営費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
管理運営費	49,047	45,961	3,086			(使用料) 1,827 (繰越金) 47,084 (雑入) 136		
トータルコスト	49,232千円 (前年度 46,135千円) [正職員：1.8人]							
主な業務内容	工事等発注、関係先協議調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
修繕工事、財政計画策定業務委託、備品購入等、管理運営に要する経費及び一般職員2名分の人件費である。								

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線：7400)

2 目 業務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	繰入金											
業務費	579,434	578,367	1,067			(負担金) 496,774 (繰越金) 82,660												
トータルコスト	580,987千円 (前年度 579,915千円) [正職員：0.2人]																	
主な業務内容	委託契約、流域下水道指定管理者との調整																	
工程表の政策目標(指標)	—																	
事業内容の説明																		
<p>終末処理場の施設・設備の保守管理、修繕、水質検査、諸設備の運転管理等について、指定管理者である公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社に委託する。</p> <p>(1) 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)</p> <p>(2) 委託料の額 総額 2,902,592千円 年度別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成26年度</td> <td style="text-align: right;">578,367千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td style="text-align: right;">579,434千円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td style="text-align: right;">558,753千円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">581,699千円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">604,339千円</td> </tr> </table>									平成26年度	578,367千円	平成27年度	579,434千円	平成28年度	558,753千円	平成29年度	581,699千円	平成30年度	604,339千円
平成26年度	578,367千円																	
平成27年度	579,434千円																	
平成28年度	558,753千円																	
平成29年度	581,699千円																	
平成30年度	604,339千円																	

平成27年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

水・大気環境課 (内線: 7400)

1目 元金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元金	93,289	98,400	△5,111			(負担金) 93,289		
トータルコスト	93,289千円 (前年度 98,400千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の元金償還に要する経費である。								

2款 公債費

1項 公債費

水・大気環境課 (内線: 7400)

2目 利子

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	35,286	35,724	△438			(負担金) 35,286		
トータルコスト	35,286千円 (前年度 35,724千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の利子償還に要する経費である。								

(単位:千円)

節	款 項 目	天神川流域下水道事業特別会計					
		1款 流域下水道事業費					
		1項 流域下水道建設事業費		2項 流域下水道管理事業費			
			1目 建設事業費		1目 管理運営費	2目 業 務 費	
1	報 酬						
2	給 料	7,398	7,398		7,398	7,398	
3	職員手当等	3,774	3,774		3,774	3,774	
4	共 済 費	2,620	2,620		2,620	2,620	
8	報 償 費						
9	旅 費	1,025	1,025	485	485	540	540
	費用弁償						
	普通旅費	1,025	1,025	485	485	540	540
	特別旅費						
10	交 際 費						
11	需 用 費	1,332	1,332	720	720	612	612
12	役 務 費	1,630	1,630	1,010	1,010	620	620
13	委 託 料	626,784	626,784	45,100	45,100	581,684	2,250 579,434
14	使用料及び賃借料	2,351	2,351	1,424	1,424	927	927
15	工事請負費	236,800	236,800	229,800	229,800	7,000	7,000
16	原 材 料 費						
17	公有財産購入費						
18	備 品 購 入 費	14,840	14,840			14,840	14,840
19	負担金、補助及び交付金	466	466			466	466
20	扶 助 費						
21	貸 付 金						
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料	128,575					
24	投資及び出資金						
25	積 立 金						
26	寄 付 金						
27	公 課 費	8,000	8,000			8,000	8,000
28	繰 出 金						
	予 備 費						
	計	1,035,595	907,020	278,539	278,539	628,481	49,047 579,434
財 源 内 訳	国庫支出金	143,350	143,350	143,350	143,350		
	地方債	59,000	59,000	59,000	59,000		
	その他	822,831	694,256	65,775	65,775	628,481	49,047 579,434
	繰入金	10,414	10,414	10,414	10,414		

(単位:千円)

節	款 項 目	天神川流域下水道事業			
		2款 公債費			
		1項公債費		2目	
		1目	元 金	利 子	
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
8	報 償 費				
9	旅 費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工 事 請 負 費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	128,575	128,575	93,289	35,286
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	128,575	128,575	93,289	35,286
財 源 内 訳	国庫支出金				
	地 方 債				
	そ の 他	128,575	128,575	93,289	35,286
	繰 入 金				

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1款 流域下水道事業費		
2項 流域下水道管理事業費		
1目 管理運営費		
給料	・一般職員	2人
負担金、補助及び交付金	・日本下水道協会会費	466
2款 公債費		
1項 公債費		
1目 元金		
償還金、利子及び割引料	・地方債元金償還金	93,289
2目 利子		
償還金、利子及び割引料	・地方債利子償還金	35,286

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			繰入金
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	
平成27年度 固定資産調査評価業務委託	千円 20,970		千円	平成28年度	千円 20,970	千円	千円	千円 20,970	千円
平成27年度 天神川流量計遠方監視システム 運用管理保守業務委託	3,300			平成28年度から 平成30年度まで	3,300			3,300	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			繰入金
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成25年度 天神川流域下水道管理委託	2,902,592	平成26年度	578,367	平成27年度から 平成30年度まで	2,324,225			2,324,225	

給 与 明 細 書

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考			
		給料 (千円)	職員手当 (千円)		計 (千円)									
本年度	2	7,398	3,622		11,020			2,620	13,640					
前年度	2	7,388	3,542		10,930			2,668	13,598					
比較	0	10	80		90			△ 48	42					
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)		
	本年度	242	0	130	1,688	1,002	242	154	0	0	140	0		
	前年度	248	0	130	1,652	966	234	160	0	0	138	0		
	比較	△ 6	0	0	36	36	8	△ 6	0	0	2	0		
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	本年度	2	0	0	0	0	0	0	22	0				
	前年度	2	0	0	0	0	0	0	12	0				
	比較	0	0	0	0	0	0	0	10	0				

※職員数欄()書は、予算定数外で外数

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	10	1 昇給に伴う増加分	96 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	96 平均昇給率 1.42%
		2 その他の増減分	△ 86 (1) 新陳代謝等に係る減分	△ 86
職員手当	80	1 その他の増減分	80 (1) 新陳代謝等に係る減分	80

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職
平成27年1月1日現在	平均給料月額(円)	354,700
	平均給与月額(円)	424,199
	平均年齢(歳)	48.00
平成26年1月1日現在	平均給料月額(円)	354,150
	平均給与月額(円)	401,214
	平均年齢(歳)	47.00

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)
高 校 卒		139,300
大 学 卒		172,400
国 の 制 度	高 校 卒	142,100
	大 学 卒	174,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成 2 7 年 1 月 1 日 現 在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成 2 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工 昇給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	1
		6 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	50.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	2	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	1
		6 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	1.905	2.095	4.0	有	
前 年 度	1.855	2.145	4.0	有	
国 の 制 度	1.975	2.125	4.1	有	

カ 定年退職及び功奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職特例 措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構 成され、調整額は給料表、職務の級 等に応じ決定される。
国 の 制 度 (支 給 率 等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 措置(1~45%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構 成され、調整額は給料表、職務の級 等に応じ決定される。

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 な る	配偶者の手当額10,500円
地 域 手 当	異 な る	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 な る	自動車等使用者の手当額（通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
天神川流域下水道事業債	1,516,274	1,604,874	59,000	93,289	1,570,585
合 計	1,516,274	1,604,874	59,000	93,289	1,570,585

条例名等	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>鳥取砂丘を核とする山陰海岸が世界ジオパークに認定され世界的価値が認められたこと、及び鳥取砂丘の地先海域において海難死亡事故が発生したことに伴い、鳥取砂丘の利用を増進するための施策を一層充実させるとともに、遊泳等を禁止する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取砂丘の利用は、県民が誇りと愛着を持つ本県を代表する自然観光資源としての魅力や価値を高めることを基本として、その増進を図ることとする。</p> <p>(2) 県の施策の推進に当たっては、外国人等にも理解しやすいように言語、文化等の違いに配慮した表記の利用に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、鳥取砂丘の国内外からの利用を増進するための施策を関係機関と連携して実施するものとする。</p> <p>(4) 次に掲げる行為を禁止する。 ア 鳥取砂丘の地先海域においてみだりに遊泳すること。 イ 鳥取砂丘において、みだりに他人の上空を飛行し、又は模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせること。</p> <p>(5) 知事は、現に鳥取砂丘において犯罪行為をしている者があるときは、その職員に中止を指示させるものとする。</p> <p>(6) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(7) 施行期日は、平成27年4月1日とする。</p>

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部を改正する条例

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（平成20年鳥取県条例第64号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>保全と再生及び利用の増進</u>（第6条―第9条）</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>このように、鳥取砂丘は、貴重な自然を有するのみならず、先人の努力により特色ある産業・文化活動、学術研究等の拠点ともなっており、非常に多面的な価値を有する県民共有の財産であり、世界に誇れる本県の至宝とも言うべき存在である。<u>このことは、世界ジオパークに認定されたことで、世界中に認められるところとなっている。</u></p> <p><u>このような状況の中、鳥取砂丘の価値を後世に守り</u>伝えていく上で大切なのは、砂丘利用者一人一人が鳥取砂丘の持つ独特の風物への愛着と畏敬の念を共有して節度ある利用に努めるとともに、協力し、連携し合っ<u>て、自然を守り育てていくことである。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取砂丘の保全と再生<u>及びその利用</u>について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生<u>及びその利用</u>に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、砂丘利用者の行動が本県の経済、文化等に及ぼす影響を勘案し、<u>地域の健全な発展との調和</u>にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>保護施策</u>（第6条―第9条）</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>このように、鳥取砂丘は、貴重な自然を有するのみならず、先人の努力により特色ある産業・文化活動、学術研究等の拠点ともなっており、非常に多面的な価値を有する県民共有の財産であり、世界に誇れる本県の至宝とも言うべき存在である。</p> <p><u>従来の環境保全手法の限界も指摘される中で、これを後世に守り伝えていく上で大切なのは、砂丘利用者一人一人が鳥取砂丘の持つ独特の風物への愛着と畏敬の念を共有して節度ある利用に努めるとともに、協力し、連携し合っ</u>て、自然を守り育てていくことである。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取砂丘の保全と再生について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、<u>それに対して砂丘利用者の行動が及ぼす影響を十分に把握した上で、当該行動が本県の経済、文化等に及ぼす影響を勘案し、社会的発展との調和</u>にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければ</p>

2 鳥取砂丘の利用は、その固有環境に及ぼす影響を十分に把握した上で、県民が誇りと愛着を持つ本県を代表する自然観光資源としての魅力や価値を高めることを基本として、その増進が図られなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、山陰海岸国立公園等を管理する国、鳥取砂丘及びその周辺の土地利用、景観形成、環境保全等に関する事務を所掌する鳥取市その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して、砂丘利用者の協力の下に必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、外国人等にも理解しやすいように、言語、文化等の違いに配慮した表記の利用に努めるものとする。

(砂丘利用者の責務)

第5条 砂丘利用者は、基本理念にのっとり、鳥取砂丘の固有環境の価値及び保全と再生を図ることの重要性を理解し、その保全と再生に自主的に取り組むとともに、県が実施する施策に積極的に協力し、鳥取砂丘の適切な利用に努め、いやくも鳥取砂丘の固有環境を毀損し、又は鳥取砂丘の快適な利用を妨げるような行為をしてはならない。

第2章 保全と再生及び利用の増進

(砂丘利用者の意識啓発)

第6条 県は、鳥取砂丘の固有環境の価値及び保全と再生を図ることの重要性について砂丘利用者の理解を深め、鳥取砂丘の適切な利用を増進するため、学習の機会の提供、自然保護等に関する活動についての情報の提供、広報等による普及啓発その他の施策を関係機関と連携して実施するものとする。

(利用の増進)

第6条の2 県は、鳥取砂丘の国内外からの利用を増進するため、次に掲げる施策を関係機関と連携して

ばならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、山陰海岸国立公園等を管理する国、鳥取砂丘及びその周辺の土地利用、景観形成、環境保全等に関する事務を所掌する鳥取市その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して、鳥取砂丘の保全と再生について砂丘利用者の理解を深め、その協力の下に必要な施策及び規制措置（以下「保護施策等」という。）を総合的に推進するものとする。

(砂丘利用者の責務)

第5条 砂丘利用者は、基本理念にのっとり、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性を理解し、これに自主的に取り組むとともに、県が実施する保護施策等に積極的に協力し、節度ある利用に努め、いやくも鳥取砂丘の固有環境をき損し、又は鳥取砂丘の快適な利用を妨げるような行為をしてはならない。

第2章 保護施策

(砂丘利用者の意識啓発)

第6条 県は、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性について砂丘利用者の理解を深め、これに取り組む意欲を増進するため、その固有環境に関する学習の機会の提供、自然保護等に関する活動についての情報の提供、各種の催し、広報等による普及啓発その他の措置を関係機関と連携して実施するものとする。

実施するものとする。

(1) 鳥取砂丘の固有環境の有する価値を全国及び世界に向けて発信すること。

(2) 生物、歴史等の解説、スポーツその他の催し等により、鳥取砂丘と触れ合う機会を創出すること。

(3) 砂丘利用者に対するサービスの改善及び向上を図り、地域の魅力を高めること。

(禁止行為)

第10条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 鳥取砂丘において、他人の身体又は物に害を及ぼすおそれのある方法で、ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。

(3) 鳥取砂丘において、缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふんその他の物を投棄すること。

(4) 鳥取砂丘の地先海域において遊泳すること。

(5) 鳥取砂丘において、他人の上空を飛行し、又は模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせること。

2 略

(中止等の指示)

第11条 知事は、現に鳥取砂丘において前条第1項各号に掲げる行為（同条第2項各号に掲げる行為を除く。）をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

2 知事は、現に鳥取砂丘において公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）第2条第1項又は第3条第1項の規定に違反する行為その他の犯罪行為をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該犯罪行為の中止を指示させることができる。

3 前2項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による指示については、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）

(禁止行為)

第10条 鳥取砂丘においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 他人の身体又は物に害を及ぼすおそれのある方法で、ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。

(3) 缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふんその他の物を投棄すること。

2 略

(中止等の指示)

第11条 知事は、現に鳥取砂丘において前条第1項各号に掲げる行為（同条第2項各号に掲げる行為を除く。以下「禁止行為」という。）をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該禁止行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による指示については、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第13条の規

<p>第13条の規定は、適用しない。</p> <p>(原状回復命令)</p> <p>第12条 知事は、鳥取砂丘において<u>第10条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（同条第2項各号に掲げる行為を除く。以下「特定禁止行為」という。）</u>をした者に対し、原状回復を命ずることができる。</p> <p>第14条 鳥取砂丘においてみだりに<u>特定禁止行為</u>をした者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>2 <u>第11条第1項の規定による指示に違反して特定禁止行為の中止若しくは原状回復をしなかった者又は第12条の規定による命令に違反して原状回復をしなかった者は、5万円以下の過料に処する。</u></p>	<p>定は、適用しない。</p> <p>(原状回復命令)</p> <p>第12条 知事は、鳥取砂丘において<u>禁止行為</u>をした者に対し、原状回復を命ずることができる。</p> <p>第14条 鳥取砂丘においてみだりに<u>禁止行為</u>をした者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>2 第11条第1項の規定による指示に従わなかった者又は第12条の規定による命令に違反して原状回復をしなかった者は、5万円以下の過料に処する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>食品取扱施設等における衛生管理について、国際的に推奨された方法の普及を図るために知事が認定を行う制度を創設するとともに、食品への異物混入や食中毒による被害を防止するため、消費者等からの苦情であって健康被害が発生するおそれが否定できない情報を知事に報告すること等を営業者が遵守すべき事項として追加する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 知事は、次の要件を満たしている食品取扱施設等について、営業者又は管理者から申請があったときは、有効期限を定めて、鳥取県HACCP適合施設として認定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 危害物質の特定 イ 重要管理点の決定 ウ 管理基準の設定 エ モニタリングの方法の設定 オ 改善措置の設定 カ 検証手順の設定 キ その他規則で定める基準 <p>(2) 知事の認定を受けていない施設については、鳥取県HACCP適合施設又はこれに紛らわしい名称を用いることを禁止する。</p> <p>(3) 公衆衛生上講ずる必要がある事項として、次の事項を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 温度計その他の計器類及び除菌のための装置は、定期的に点検すること。 イ おう吐が発生した場合は、直ちに消毒するとともに、汚染された可能性のある食品を廃棄すること。 ウ 食品衛生責任者が食品に起因する危害の発生を防止するため、衛生管理の方法その他食品衛生に関する事項について意見を述べたときは、当該意見を尊重すること。 エ 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売した場合に備えて、不良な食品等の回収に係る体制、方法等を定めた手順書を作成すること。 オ 検食について、提供先の記録も保存するとともに、一時に300食以上提供する場合にあっては、洗浄及び殺菌を行っていない原材料を併せて保存すること。 カ 異味又は異臭の発生、異物の混入その他の消費者等からの苦情であって、健康被害が発生するおそれが否定できない情報について、知事に速やかに報告すること。 キ 定期的に食品取扱者の健康診断を行うとともに、作業前にはその健康状態を確認すること。 ク 食品取扱者に、食品衛生に関する教育を行うこと。また、施設及び食品等の取扱い等についての管理運営要領を作成し、周知すること。 <p>(4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(5) 施行期日等</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施行期日は、平成27年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県食品衛生条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>食品取扱施設において講ずべき措置の基準</u>その他食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、<u>食品等の衛生管理の高度化を促進することにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、もって食の安全の確保を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>食品取扱施設</u> 法第4条第7項に規定する営業（<u>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第5号に規定する食鳥処理の事業を除く。</u>）に係る施設をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(公衆衛生上の措置の基準)</p> <p>第3条 法第50条第2項の条例で定める公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者（法第50条第3項に規定する営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上実施することが望ましい措置は、規則で定める。</u></p> <p>(鳥取県HACCP適合施設の認定)</p> <p>第3条の2 <u>知事は、飲食に起因する危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられている食品取扱施設又は法第62条第3項に規定する施設（以下「営業外施設」という。）について、営業者又は営業外施設の管理者から申請があったときは、鳥取県HACCP適合施設として認定することができる。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の申請をした者が別表第1の基準を遵守し、かつ、次に掲げる要件を満たす場合に限り、同項の認定を与えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品の特性を考慮し、当該製品の製造工程ごとに、発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質（以下「危害物質」という。）を特定すること。</u></p> <p>(2) <u>特定された危害物質について、危害の発生を防止するための措置を製造工程に応じて検討し、当該措置が適切に講じられていることの確認（以下「モニタリング」という。）を連続して又は相当の頻度で行う必要があるもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県食品衛生法施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定める<u>ものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1) 食品取扱施設 法第4条第7項に規定する営業に係る施設をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(公衆衛生上の措置の基準)</p> <p>第3条 法第50条第2項の条例で定める<u>営業者（法第50条第3項の営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者が実施することが望ましい衛生的措置は、規則で定める。</u></p>

- (3) 重要管理点ごとに、危害物質の許容限度を示す測定可能な指標（以下「管理基準」という。）を設定すること。
- (4) 重要管理点における管理基準の遵守状況を連続して又は相当の頻度で測定するモニタリングの方法を設定すること。
- (5) 第2号に規定する措置が適切に講じられていない場合に講ずる措置（以下「改善措置」という。）を設定すること。
- (6) 製品の衛生管理が適切に行われているかについて、十分な頻度で検証を行うとともに、必要に応じて、食品等の取扱方法又は製造工程を見直すこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

3 第1項の認定は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 別表第1の基準を遵守しなかったとき。
- (2) 第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 法第28条第1項（法第62条第3項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第28条第1項の規定による臨検検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

5 何人も、第1項の認定を受けていない施設について、鳥取県HACCP適合施設又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

別表第1（第3条、第3条の2関係）

- 1 食品取扱施設における衛生管理
 - (1) 略
 - (2) 食品取扱設備等の衛生管理
 - ア～エ 略
 - オ 温度計等の計器類及び除菌のための装置は、定期的に点検すること。
 - (3)・(4) 略
 - (5) 食品等の取扱い
 - ア～オ 略
 - カ 第3条の2第1項の認定を受けている施設にあっては、アからオまでの基準に代えて、次の措置を講ずること。
 - (ア) 第3条の2第2項第2号に規定する措置を適切に講ずること。
 - (イ) 第3条の2第2項第4号に規定する方法に従ってモニタリングを行うこと。
 - (ウ) モニタリングによって管理基準が遵守されていないと認めたときは、改善措置を適切に講ずること。
 - (エ) モニタリングの結果及び講じた改善措置の内容を記録し、製品の消費期限等に応じた期間、これを保存すること。
 - キ おう吐が発生した場合は、直ちに消毒するとともに、汚染された可能性のある食品を廃棄すること。
- (6) 略

別表第1（第3条関係）

- 1 食品取扱施設における衛生管理
 - (1) 略
 - (2) 食品取扱設備等の衛生管理
 - ア～エ 略
 - (3)・(4) 略
 - (5) 食品等の取扱い
 - ア～オ 略
- (6) 略

(7) 食品衛生責任者の設置

ア 食品取扱施設又はその取り扱う食品等の種類に係る部門ごとに、食品等を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置く場合を除く。

イ 食品衛生責任者が食品に起因する危害の発生を防止するため、衛生管理の方法その他食品衛生に関する事項について意見を述べたときは、当該意見を尊重すること。

(8) 不良な食品等の回収及び廃棄

ア 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売した場合に備えて、不良な食品等の回収に係る体制、方法等を定めた手順書を作成すること。

イ 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売したことが判明したときは、アの手順書に従い、当該食品等の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

ウ イの措置により回収した食品等は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 検食の実施

ア 飲食店営業のうち一時に50食以上提供する営業にあっては、調理済食品ごとに、提供先の記録とともに検食を72時間以上保存すること。ただし、一時に300食以上提供する場合は、提供先の記録とともに検食を冷凍して2週間以上保存すること。

イ 検食を冷凍して2週間以上保存する場合には、洗浄及び殺菌を行っていない原材料を併せて保存すること。

(10) 健康被害情報等の報告

製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する次に掲げる情報について、知事に速やかに報告すること。

ア 消費者の健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。）に関する情報

イ 異味又は異臭の発生、異物の混入その他の消費者等からの苦情であって、健康被害が発生するおそれ
が否定できない情報

(11) 略

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 定期的に食品取扱者の健康診断を行うとともに、作業前にはその健康状態を確認すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又

(7) 食品衛生責任者の設置

食品取扱施設又はその取り扱う食品等の種類に係る部門ごとに、食品等を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置く場合を除く。

(8) 不良な食品等の回収及び廃棄

ア 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売したことが判明したときは、当該食品等の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

イ アの措置により回収した食品等は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 検食の実施

飲食店営業のうち、弁当屋、仕出屋、旅館その他一時に多人数に食品を供与する営業にあっては、調理済食品ごとに、検食を72時間以上保存すること。ただし、一時に300食以上提供する場合は、検食を冷凍して2週間以上保存すること。

(10) 健康被害情報等の報告

製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。）に関する情報について、知事へ速やかに報告すること。

(11) 略

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 略

(2) 略

(3) 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又

は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、感染させるおそれがないことが判明するまで、食品等に直接接触する作業に従事させない等の適切な措置を講じること。

(5) 公衆衛生上支障がない場合を除き、食品取扱者に衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用させるとともに、作業場内では専用の履物を用いさせるとし、作業場外（便所を含む。）では当該履物を用いさせないこと。

(6) 食品取扱者に、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせるとともに、ペーパータオル等を用いて拭かせること。また、使い捨て手袋は、交換させること。

(7) 食品取扱者に、食品衛生に関する教育を行うこと。また、施設及び食品等の取扱い等についての管理運営要領を作成し、周知すること。

3・4 略

は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(4) 食品取扱者に衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用させ、作業場内では専用の履物を用いさせること。

(5) 食品取扱者に、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせること。

3・4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の際現に改正後の鳥取県食品衛生条例第3条の2第2項に規定する要件を満たすと認められる施設については、同条第1項の申請がない場合であっても、同項の認定をすることができる。

3 平成27年9月30日までの間は、改正後の鳥取県食品衛生条例別表第1の1の項(8)のイ及び(9)のイ並びに2の項(7)の規定は適用しない。

条 例 名 等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>北山団地及び八東第2団地を八頭町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北山団地</td> <td style="text-align: center;">八頭郡八頭町北山</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八東第2団地</td> <td style="text-align: center;">八頭郡八頭町東</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。</p>	名 称	位 置	北山団地	八頭郡八頭町北山	八東第2団地	八頭郡八頭町東
名 称	位 置						
北山団地	八頭郡八頭町北山						
八東第2団地	八頭郡八頭町東						

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
隼団地	八頭郡八頭町見槻中	隼団地	八頭郡八頭町見槻中
中南団地	八頭郡八頭町南	北山団地	八頭郡八頭町北山
略		中南団地	八頭郡八頭町南
		八東第2団地	八頭郡八頭町東
		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名称	管理を行わせる者	名称	管理を行わせる者
略		略	
土師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 隼団地 中南団地	八頭町	土師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 隼団地 北山団地 中南 団地 八東第2団地	八頭町
略		略	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条
例
名
等

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

提
出
理
由
及
び
概
要

1 提出理由

長期優良住宅建築等計画の認定に住宅性能評価書が利用できるようになることに伴い、住宅性能評価書を添付した場合の手数料を定める。

2 概 要

(1) 住宅性能評価書の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料は、次のとおりとする。

区分	金額
1戸建て住宅	1件につき19,000円
1戸建て住宅以外	床面積に応じ1件につき40,000～1,067,000円

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p>(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「<u>長期優良住宅法</u>」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(315の3) <u>長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定</u> 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>長期優良住宅法第9条第1項の規定による申請に係るもの</u> 1件につき3,000円</p> <p>イ <u>その他のもの</u> 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号の表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>(315の4) <u>長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認</u> 1件につき3,000円</p> <p>(315の5)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	略	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p>(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定又は同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(315の3) <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定</u> 1件につき3,000円</p> <p>(315の4) <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認</u> 1件につき3,000円</p> <p>(315の5)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	略
略			
略			

第2条 鳥取県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第315号の2の表を次のように改める。

区 分	金 額	
	<p>基準適合証（長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅</p>	<p>住宅性能評価書（住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書のうち知事が定めるものをいう。以下同じ。）の添付がある場合</p>

	性能評価機関」という。)が 交付したものをいう。以下同 じ。)の添付がある場合		
1 一戸建ての住宅に係る 長期優良住宅建築等計画	1 件につき11,000円	1 件につき19,000円	1 件につき49,000円
2 一戸建ての住宅以外の 住宅に係る長期優良住宅 建築等計画			
(1) 床面積の合計が500 平方メートル以下の住 宅に係るもの	1 件につき23,000円	1 件につき40,000円	1 件につき99,000円
(2) 床面積の合計が500 平方メートルを超え、 1,000平方メートル以 下の住宅に係るもの	1 件につき37,000円	1 件につき64,000円	1 件につき159,000円
(3) 床面積の合計が1,0 00平方メートルを超え 、3,000平方メートル 以下の住宅に係るもの	1 件につき63,000円	1 件につき118,000円	1 件につき314,000円
(4) 床面積の合計が3,0 00平方メートルを超え 、5,000平方メートル 以下の住宅に係るもの	1 件につき121,000円	1 件につき207,000円	1 件につき563,000円
(5) 床面積の合計が5,0 00平方メートルを超え 、10,000平方メートル 以下の住宅に係るもの	1 件につき228,000円	1 件につき341,000円	1 件につき968,000円
(6) 床面積の合計が10, 000平方メートルを超 え、20,000平方メー トル以下の住宅に係るも の	1 件につき423,000円	1 件につき631,000円	1 件につき1,791,000円
(7) 床面積の合計が20, 000平方メートルを超 え、30,000平方メー トル以下の住宅に係るも の	1 件につき603,000円	1 件につき882,000円	1 件につき2,559,000円
(8) 床面積の合計が30, 000平方メートルを超 える住宅に係るもの	1 件につき718,000円	1 件につき1,067,000円	1 件につき3,135,000円

・附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条例名等

財産を無償で譲渡すること (県営住宅北山団地及び八東第2団地) について

提出理由及び概要

1 提出理由

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 財産の内容

団地名	種類	所在地	数量
県営住宅北山団地	土地	八頭郡八頭町北山字山根 2 0 5 番 5 ほか 1 筆	9 7 6 . 1 3 平方メートル
	建物	八頭郡八頭町北山字山根 2 0 5 番 5 ほか 1 筆	3 棟 (6 戸) 3 9 8 . 2 8 平方メートル
県営住宅八東第 2 団地	土地	八頭郡八頭町東字櫃ヶ尻 3 7 8 番 1 ほか 1 筆	2, 1 8 2 . 6 0 平方メートル
	建物	八頭郡八頭町東字櫃ヶ尻 3 7 8 番 1 ほか 1 筆	3 棟 (6 戸) 4 7 8 . 9 5 平方メートル

(2) 相手方

八頭郡八頭町郡家 4 9 3 番地
八頭町

(3) 理由

県営住宅北山団地及び八東第 2 団地は、既に八頭町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、八頭町に無償で譲渡するものである。

(4) 譲渡の予定時期

平成 2 7 年 4 月 1 日

300

300